

平成24年第3回粕屋町議会定例会会議録（目次）

第1号 9月7日（金）

・開 会	5
・会議録署名議員の指名	5
・会期の決定	5
・法令に基づく報告	6
・諸般の報告	6
・議案等の上程（第37号～第55号）（諮問第3号）	7
・議案等に対する質疑	14
・意見書案の上程	14
・請願の報告	15
・議案等の委員会付託	16

第2号 9月10日（月）

・一般質問	21
本田芳枝議員	21
1. 学校でのいじめ問題について	21
2. 学童保育と視聴覚資料視聴について	26
3. 「放課後子ども教室」事業の実現の可能性は限りなくゼロ？	30
4. 介護予防としての公園の活用について	37
5. 在宅医療の可能性について	40
田川正治議員	42
1. 老朽化した学校給食センターの建て替えについて	43
2. 保育所と幼稚園の待機児童解消と環境整備について	50
3. 「太陽光発電」設置補助制度について	57
4. 住宅リフォーム助成制度の拡充について	58
5. 中学生までの医療費の無料化について	59
因 辰美議員	60
1. 水害対策について	60
2. 都市計画について	65
3. 原町バス停について	70
長 義晴議員	75
1. 今後の財政運営について	75

2. 地方分権一括法について問う	78
小池弘基議員	82
1. 中央小学校の学童保育施設に対する今後の対策について	82
2. 町有地活用の考えについて	86

第3号 9月11日(火)

・一般質問	97
久我純治議員	97
1. 月2回の土曜日の正規授業について	97
2. 街路樹や公園等の植木の手入れと管理について、又枯れたケヤ木のその後の対策は	101
澁田順二議員	104
1. 犯罪情報を共有し防犯に役立てては	105
2. 町立教育施設のいじめについて	108
伊藤 正議員	113
1. 糟屋郡南部消防署出張所設置について	114
2. 交番の誘致について	119
山脇秀隆議員	121
1. 劇場法の施行におけるさくらホールの運用やあり方について	121
2. 協働のまちづくりにみる町づくり活動団体やボランティア組織の在り方について	128

第4号 9月25日(火)

・各委員長の審査結果報告・質疑・討論・採決	143
議案第37号 粕屋町飼い犬等のふん害防止に関する条例の制定について	143
議案第38号 粕屋町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例について	144
議案第39号 粕屋町乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について	145
議案第40号 粕屋町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について	146
議案第41号 粕屋町営住宅管理条例の一部を改正する条例について	147
議案第42号 粕屋町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例について	147
議案第43号 平成24年度粕屋町一般会計補正予算について	149

議案第 4 4 号	平成 2 4 年度粕屋町国民健康保険特別会計補正予算について……	155
議案第 4 5 号	平成 2 4 年度粕屋町後期高齢者医療特別会計補正予算について…	156
議案第 4 6 号	平成 2 4 年度粕屋町介護保険特別会計補正予算について……………	156
議案第 4 7 号	平成 2 4 年度粕屋町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算 について……………	157
議案第 4 8 号	備品購入契約の締結について……………	159
議案第 4 9 号	平成 2 3 年度粕屋町一般会計歳入歳出決算の認定について……………	160
議案第 5 0 号	平成 2 3 年度粕屋町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定 について……………	162
議案第 5 1 号	平成 2 3 年度粕屋町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認 定について……………	163
議案第 5 2 号	平成 2 3 年度粕屋町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定につ いて……………	163
議案第 5 3 号	平成 2 3 年度粕屋町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出 決算の認定について……………	164
議案第 5 4 号	平成 2 3 年度粕屋町水道事業会計剰余金の処分及び収入支出決 算の認定について……………	166
議案第 5 5 号	平成 2 3 年度粕屋町流域関連公共下水道事業会計収入支出決算 の認定について……………	167
諮問第 3 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて……………	168
意見書案第 7 号	自治体における防災・減災のための事業に対する国の財政支 援を求める意見書（案）……………	169
意見書案第 8 号	「脱法ドラッグ」とりわけ「脱法ハーブ」に対する早急な規 制強化等を求める意見書（案）……………	169
請願第 2 号	「少人数学級推進」、「義務教育費国庫負担制度拡充」を国の 関係機関に求める意見書提出に関する請願……………	169
請願 第 3 号	拉致問題意見書決議（案）に関する請願書……………	170
委員会の閉会中の所管事務調査	……………	170
・閉 会	……………	171

平成24年第3回（9月）

粕屋町議会定例会

（開 会 日）

平成24年9月7日（金）

平成24年第3回粕屋町議会定例会会議録（第1号）

平成24年9月7日（金）

午前9時30分開会

於 役場議会議場

1. 議事日程

- 第1. 会議録署名議員の指名
- 第2. 会期の決定
- 第3. 法令に基づく報告
- 第4. 諸般の報告
- 第5. 議案等の上程
- 第6. 議案等に対する質疑
- 第7. 意見書案の上程
- 第8. 請願の報告
- 第9. 議案等の委員会付託

2. 出席議員（16名）

2番 小池弘基	10番 安川俊彦
3番 田川正治	11番 向野正幸
4番 長義晴	12番 安河内利明
5番 久我純治	13番 山脇秀隆
6番 因辰美	14番 浦元甫
7番 本田芳枝	15番 川口學
8番 伊藤正	16番 八尋源治
9番 澁田順二	17番 進藤啓一

3. 欠席議員（0名）

4. 出席した事務局職員（2名）

議会事務局長 長 克義 ミキシング 安松茂久

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名（24名）

町長	因清範	教育長	大塚豊
総務部長	田代眞	住民福祉部長	工藤龍一
都市政策部長	松永誠一	教育委員会次長	因友幸
総務課長	八尋恵治	経営政策課長	箱田彰
協働のまちづくり課長	安川喜代昭	税務課長	石山裕
収納課長	瓜生俊二	会計管理者	伴栄子
学校教育課長	八尋悟郎	社会教育課長	安河内強士
給食センター所長	城戸和子	健康づくり課長	大石進
介護福祉課長	清武稔	総合窓口課長	水上尚子
子ども未来課長	安河内渉	環境生活課長	因光臣
都市整備課長	野中清人	地域振興課長	案浦正明
上下水道課長	吉武信一	総務課庶務人事係長	今泉真希

(開会 午前9時30分)

◎**議会事務局長（長 克義君）**

起立願います。礼。着席願います。

◎**議長（進藤啓一君）**

おはようございます。

昨年8月30日、日本では第96代63人目、民主党では3人目となる野田佳彦政権が誕生しました。それから約1年経過しますが、中央政界は混沌としているようであり、昨年3月11日に発生した東日本大震災の復旧も被災者の方からすれば思うように進んでいないようであり、小さな島ではありますが、沖縄県並びに島根県に位置する日本国固有の領土と言われていたその帰属を含む国家間問題も大きく横たわっています。

今、「近い内に解散」ということが言われています。「近い内」の解釈も色々あるようですが、いずれにいたしましても、近い内に解散される今度の選挙でどのような形での政権が誕生するにしても、国内政治の安定・経済力の向上、更には国際社会での日本の確固たる地位の確立への取り組み等を願いたいと強く思う次第であります。

さて今議会には、昨年度予算の決算と、本年度の補正予算案などが上程されています。言うまでもなく議会には、編成された予算が適正的確であるか、そしてその予算が適切に執行されたかを含め、いわゆる予算に関する審議が大きく課せられていると考えます。そういう意味からしましても、今議会の皆さんの活発にして真摯なご議論をお願い申し上げ、冒頭のご挨拶とさせていただきます。

◎**議長（進藤啓一君）**

ただいまの出席議員数は16名全員であります。定足数に達しておりますので、平成24年第3回粕屋町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎**議長（進藤啓一君）**

会議録署名議員の指名をいたします。

今期定例会の会議録署名議員には、会議規則第120条の規定により、議長において、14番、浦元 甫議員、及び16番、八尋源治議員を指名いたします。

◎**議長（進藤啓一君）**

会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から9月25日までの19日間といたしたいと思いま

す。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(進藤啓一君)

ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日から9月25日までの19日間と決定いたしました。

◎議長(進藤啓一君)

次に、法令に基づく報告を求めます。

因町長。

(町長 因 清範君 登壇)

◎町長(因 清範君)

おはようございます。

今年の夏は大変猛暑続きでございます。まだ日中は大変暑うございますけれども、朝夕は秋めいてまいりました。このような時を夏の果てと言うそうでございます。

さて本日、平成24年第3回粕屋町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、何かとご多忙の中お揃いでお元気でご出席賜りまして、心から御礼申し上げます。

それでは、法令に基づく報告をいたします。

報告第3号は、平成23年度粕屋町健全化判断比率についてでございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律、第3条第1項の規定によりまして、監査委員の意見を付して議会に報告するものでございます。

報告第4号は、平成23年度粕屋町公営企業の経営の健全化についてでございます。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定によりまして、監査委員の意見を付して議会に報告するものでございます。

以上で、法例に基づく報告を終わります。

(町長 因 清範君 降壇)

◎議長(進藤啓一君)

次に、諸般の報告を求めます。

因町長。

(町長 因 清範君 登壇)

◎町長(因 清範君)

それでは、諸般の報告をいたします。

一部事務組合の平成23年度決算についてでございます。

決算額につきましては、資料に記載のとおりでございますので、ご覧いただきました

いと思います。

以上で、諸般の報告を終わります。

(町長 因 清範君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

議案等の上程を行います。

お手元に配付いたしておりますように、今期定例会に町から提出された議案は19件と諮問が1件であります。

提案理由の説明を求めます。因町長。

(町長 因 清範君 登壇)

◎町長（因 清範君）

それでは、平成24年第3回粕屋町議会定例会に町から提案いたします案件といたしましては、さきに議長から申されましたように、条例の制定が1件、条例の改正が5件、平成24年度補正予算が5件、備品購入契約の締結が1件、これは酒殿を所管いたします12分団の消防自動車の購入の件でございます。平成23年度決算認定が7件、人権擁護委員の推薦に伴う諮問が1件、以上、20件でございます。

それでは、議案第37号から順に、ご説明申し上げます。

議案第37号は、粕屋町飼い犬等のふん害等防止に関する条例の制定についてでございます。

本条例は、飼い主の責任としての飼い犬等のふん又は尿の処理等に関し、必要な事項を定めることにより、飼い主のマナー向上及びふん害防止に関する意識の高揚を図り、住民の快適な生活環境を確保することを目的として、制定するものでございます。

主な内容といたしましては、公共の場所等において飼い犬等を移動させるときは、飼い主はふんを処理するための用具を携帯し、公共の場所を汚したときは、そのふんを持ち帰り、又尿により汚したときは、他人に迷惑を及ぼさないように適正に処理するなど、飼い主としての責任を十分自覚し、飼い犬等を適正に飼養、又は管理するとともに、町が行う施策に協力することを責務とするものでございます。

また飼い主が、責務に違反していると認めるときは、必要な措置を講じるよう口頭により指導し、または勧告及び公表することができるものとし、勧告を受けた飼い主が従わないときは、勧告に従うよう命令することができ、命令に違反したときは、過料に処することができるものとしてございます。

議案第38号は、粕屋町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

今回の改正は、既に地区計画が設定されている長者原駅南地区の区域内にけるB地区において地区整備計画が設定されたことと、新たに花ヶ浦ヒラキ地区において、地区計画及び地区整備計画が設定されたことに伴い、条例適用の区域として追加するものでございます。

長者原駅南地区においても、花ヶ浦ヒラキ地区においても、区画整理に伴う低層住宅地の整備を主な目的としておりまして、用途や最低敷地面積等を条例として制限し、合理的かつ健全で住み良い町並みの整備を目指すものでございます。

議案第39号は、粕屋町乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

今回の改正は、粕屋町乳幼児医療費の助成対象につきまして、福岡県の制度に準じて対象者を0歳から小学校就学前としておりますが、来年度より、要するに25年度からでございますが、町単独事業として、入院に係る医療費助成について、小学校6年生まで対象を拡大するものでございます。

対象者が小学校6年生までになることで、題名に「こども」を追加すると共に、医療費助成対象年齢の引き上げについて所要の措置を講ずるものでございます。

議案第40号は、粕屋町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

この条例は、粕屋町乳幼児医療費の支給に関する条例の一部改正に伴い、粕屋町重度障害者医療費の支給に関する条例の中の条文に題名を引用しているため、所要の措置を講ずるものでございます。

議案第41号は、粕屋町営住宅管理条例の一部を改正する条例についてでございます。

これは、平成24年8月1日告示第39号による住居表示の実施に伴い、平成24年9月22日から粕屋町営甲仲原団地位置の表示を変更するため、所要の措置を講ずるものでございます。

議案第42号は、粕屋町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例についてでございます。

議案第41号と同様の理由により、平成24年9月22日から粕屋町立仲原幼稚園の位置の表示を変更するため、所要の措置を講ずるものでございます。

議案第43号は、平成24年度粕屋町一般会計補正予算についてでございます。

今回は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3億8,089万3,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を118億689万3,000円とするものでございます。

歳入の主なものとしたしましては、地方交付税を8,166万7,000円、国庫

支出金を6,417万5,000円、県支出金を2,446万1,000円、繰越金を3億624万9,000円、町債を6,333万7,000円それぞれ増額し、繰入金を1億6,421万5,000円減額するものでございます。

一方、歳出の主なものとしたしましては、児童手当給付事業費を7億2,797万1,000円とし、これは、子ども手当から児童手当に変わったことに伴うものでございます。財政調整基金費を1億9,363万7,000円、障害者自立支援給付事業費を6,310万2,000円、下水道整備事業費を2,000万円、感染症予防事業費を1,769万9,000円それぞれ増額し、子ども手当給付事業費を、先ほどお話ししましたように、7億280万8,000円、学校給食センター建設事業費、これは6月議会でも質問があった件でございますけれども、これは今年度事業はしないということで、3,800万円減額をするものでございます。

議案第44号は、平成24年度粕屋町国民健康保険特別会計補正予算についてでございます。

今回は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億1,657万4,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を41億1,159万8,000円とするものでございます。

歳入の主なものとしたしましては、国民健康保険税を本算定結果から141万9,000円を減額し、療養給付費等交付金過年度分を2,598万2,000円、前期高齢者交付金現年度分を9,319万8,000円、それぞれ増額するものでございます。また、23年度決算見込により、歳入欠陥補填収入を4,443万5,000円減額し、収支均衡を図るため、当年度財源不足分を4,324万8,000円を増額するものでございます。

一方、歳出の主なものとしたしましては、保険給付費を3,730万円、額の確定に伴い、後期高齢者支援金等を5,870万7,000円、介護納付金を1,704万8,000円、国庫支出金等返納金を5,434万4,000円増額するものでございます。また老人保健拠出金645万6,000円、前年度繰上充用金を4,443万5,000円減額するものでございます。

次に、議案第45号は、平成24年度粕屋町後期高齢者医療特別会計補正予算についてでございます。

今回は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,585万2,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を4億1,697万3,000円といたすものでございます。

歳入としたしましては、後期高齢者医療保険料341万4,000円の減額と、繰入金56万8,000円、繰越金1,869万8,000円を増額するものでござ

います。

一方、歳出といたしましては、総務費56万8,000円、後期高齢者医療広域連合納付金1,239万8,000円、一般会計繰出金を288万6,000円増額するものでございます。

議案第46号は、平成24年度粕屋町介護保険特別会計補正予算についてでございます。

今回の補正は、保険事業勘定で、歳入歳出予算のそれぞれに1億763万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を17億2,582万6,000円とするものでございます。

歳入の主なものは、本算定による保険料647万8,000円、国県支出金4,930万1,000円、支払基金交付金2,863万1,000円、繰入金1,282万5,000円、前年度繰越金1,039万7,000円をそれぞれ増額するものでございます。

一方、歳出の主なものは、保険給付費9,800万円を増額するものでございます。また、介護サービス勘定は、歳入歳出予算のそれぞれに25万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を896万4,000円とするものでございます。

歳入の主なものは、繰越金を47万7,000円増額し、繰入金を22万2,000円減額するものでございます。一方、歳出の主なものは、総務費を25万5,000円増額するものでございます。

議案第47号は、平成24年度粕屋町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算についてでございます。

今回の補正は、歳入歳出予算それぞれ219万7,000円を追加し、歳入歳出予算総額を604万8,000円とするものでございます。

歳入では、前年度繰越金を219万7,000円増額し、歳出では、一般会計繰出金を219万7,000円増額するものでございます。

議案第48号は、消防ポンプ自動車買い替えによる備品購入契約の締結についてでございます。

粕屋町酒殿区が受け持ちでございます第12分団の消防ポンプ自動車は、購入より19年が経過しておりまして、老朽化によりポンプ性能が低下し、火災時に十分な消火活動ができない恐れがあることで、買い換えを行うものでございます。納期は、契約効力発生の翌日から、平成25年2月28日までとするものでございます。この購入を実施するにあたり、指名業者6社による指名競争入札に付したところ、株式会社九州防災センター、代表取締役 永江昭浩が消費税込み1,438万5,000円で落札いたしましたので、この者と備品購入契約を締結するにあつ

り、契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

議案第49号は、平成23年度粕屋町一般会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

平成23年度歳入歳出決算は、歳入総額123億8,002万5,223円、歳出総額117億4,940万5,435円となり、歳入歳出差引6億3,061万9,788円となっております。この額には、次年度への繰越明許費繰越額財源2,437万円が含まれておりますので、それを差し引きますと、実質収支額は6億624万9,788円となっております。

歳入では、前年度比で、町税が1.9%、1億841万3,000円の増、諸収入が77.0%、1億400万2,000円の増、国庫支出金が6.7%、9,181万8,000円の増、町債が19.5%、2億502万8,000円の減、県支出金が8.9%、7,788万5,000円の減、繰越金が9.7%、6,365万5,000円の減となり、歳入総額では178万2,000円の減となっております。

歳出では、前年度比で、総務費が2.4%、2,906万3,000円の減、民生費が4.7%、1億7,183万5,000円の増、土木費が10.3%、1億5,361万8,000円の減、教育費が3.3%、5,136万8,000円の増となっております。歳出総額といたしましては0.4%、4,294万5,000円の減となっております。

また、一般会計の町債残高は103億7,983万2,000円となり、基金残高は27億2,099万2,000円となっております。

次に、議案第50号は、平成23年度粕屋町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

平成23年度歳入歳出決算は、歳入総額35億6,682万3,917円、歳出総額37億7,238万8,384円で、歳入歳出差引2億556万4,467円の歳入不足となり、赤字決算となっております。

まず、歳入では、前年度に比べ国庫支出金が6,712万5,000円、前期高齢者交付金が4,631万7,000円、療養費給付費等交付金が3,988万9,000円、それぞれ増額になっておりまして、県支出金が747万4,000円の減額となっております。歳入総額では、前年度と比べ2億1,323万8,000円の増となっております。

一方、歳出につきましては、保険給付費が24億2,890万円で、前年度と比較して8,000万円余り増額し、前年度繰上充用金が1億2,995万3,000円、後期高齢者支援金等が3,661万3,000円、介護納付金が2,203万3,

000円それぞれ増額しており、また、平成23年度単年度収支では4,316万3,000円の赤字となっております。

議案第51号は、平成23年度粕屋町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

平成23年度歳入歳出決算は、歳入総額3億6,914万7,504円、歳出総額3億5,044万8,289円で、歳入歳出差引1,869万9,215円が次年度への繰り越しとなっております。

本会計は、75歳以上の後期高齢者の医療を各市町村の国民健康保険から切り離し、平成20年度から開始されたものでございます。運営につきましては、福岡県後期高齢者医療広域連合で行っております。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料の2億7,702万7,730円で、歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金の3億2,955万9,585円でございます。

議案第52号は、平成23年度粕屋町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

平成23年度の決算は、保険事業勘定で、歳入総額16億1,226万1,941円、歳出総額16億186万3,914円、歳入歳出差引額1,039万8,027円が次年度への繰り越しとなっております。

歳入の主なものとしたしましては、第1号被保険者保険料3億1,656万9,094円、国・県支払基金からの負担金及び交付金が9億8,495万5,898円、一般会計からの繰入金2億6,900万5,898円、繰越金2,155万3,051円となっております。

一方、歳出につきましては、全体の91.7%を占める保険給付費14億6,834万7,102円と、総務費8,004万1,909円、地域支援事業費3,207万5,283円で、全体の98.7%となっております。

次に、介護サービス勘定でございますが、歳入総額977万8,377円、歳出総額929万9,929円、歳入歳出差引額47万8,448円が次年度への繰り越しとなっております。

歳入は、ケアプラン作成によるサービス収入878万5,320円と、繰入金71万4,000円、繰越金27万9,057円でございます。歳出は、総務費714万9,669円、サービス事業費215万260円でございます。

次に、議案第53号は、平成23年度粕屋町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

平成23年度の決算は、歳入総額801万5,162円、歳出総額481万8,1

40円で、歳入歳出差引額319万7,022円が次年度への繰り越しとなっております。

歳入の主なものは、貸付金の償還と繰越金でございます。貸付金の償還につきましては、現年度分の償還率が85.6%、過年度分の償還率が2.5%となっております。

一方、歳出の主なものは、一般会計繰出金でございます。

議案第54号は、平成23年度粕屋町水道事業会計剰余金の処分及び収入支出決算の認定についてでございます。

地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、平成23年度粕屋町水道事業会計決算に伴う剰余金を剰余金処分計算書案のとおり、減債積立金へ500万円、建設改良積立金へ7,500万円処分をするものでございます。

あわせて、平成23年度粕屋町水道事業会計決算は、柚須地内の配水管改良工事並びに浄水場内、前次垂注入設備改修工事などを行っております。収益的収支につきましては、消費税を除きまして、事業収益8億8,284万2,447円、事業費用8億265万979円、差し引き8,019万1,468円の純利益を計上いたしましたところでございます。

主な支出は、福岡地区水道企業団と須恵町からの受水費3億2,060万4,066円、減価償却費2億632万8,306円、企業債利益6,327万7,190円等でございます。

次に、資本的収支につきましては、消費税を含みまして、収入総額89万2,500円、支出総額2億3,432万7,323円、差引不足額の2億3,343万4,823円につきましては、過年度分損益勘定留保資金などで補填いたしました。

主な支出は、改良工事費1億1,258万6,250円、企業債償還金1億848万98円等でございます。

議案第55号は、平成23年度粕屋町流域関連公共下水道事業会計収入支出決算の認定についてでございます。

平成23年度は粕屋フォーラム駐車場雨水調整池新設工事を行いました。収益的収支につきましては、消費税を除きまして、事業収益9億8,200万472円、事業費用10億5,951万7,483円、差し引き7,751万7,011円の純損失を計上いたしましたところでございます。

主な支出は、流域下水道維持管理負担金4億986万3,888円、減価償却費2億8,657万3,909円、企業債利息2億5,717万819円等でございます。

次に、資本的収支につきましては、消費税を含みまして、収入総額9億1,84

5万7,420円、支出総額10億2,968万1,874円、差引不足額1億1,122万4,454円につきましては、当年度分損益勘定留保資金などで補填いたしたところでございます。

主な支出は、管渠事業費3億5,461万450円、企業債償還金5億9,893万5,159円などでございます。

以上の事業を実施しました結果、平成23年度末では、計画面積816ヘクタールに対し、697.1ヘクタールの整備が完了いたしました。整備率85.4%が完成したことになります。また、行政区内人口4万3,507人に対しましては、処理区域内人口4万2,333人で、下水道普及率は97.3%となっております。

次に、諮問第3号は、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてでございます。

平成19年1月1日から人権擁護委員をしていただいております澤田初美氏の任期が、本年12月31日で満了となります。つきましては、澤田氏を再度、人権擁護委員の候補者に推薦するにあたり、議会の意見を求めるものでございます。澤田氏は、経歴書にありますように、粕屋町の行政吏員として34年間奉職され、広く社会の実情に通じられ、人格・識見ともに優れたお方でございます。

なお、委員の推薦につきましては、任期満了の3カ月前までに行うことになっております。つきましては、何とぞよろしくお願い申し上げます。

以上で、すべての議案について、提案理由の説明を終わらせていただきます。何とぞよろしくご審議賜りますようお願いいたしまして、報告等終わります。

(町長 因 清範君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

議案等に対する質疑に入ります。質疑は一括議案番号順にお願いいたします。質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

次に、意見書案の上程を行います。お手元に配付いたしておりますように、今期定例会に提出されました意見書案は2件であります。事務局長が意見書案を読み上げます。

事務局長。

◎議会事務局長（長 克義君）

意見書案の上程。

議事日程表の5ページ以降、2件でございます。

意見書案第7号、自治体における防災・減災のための事業に対する国の財政支援を求める意見書（案）。

上記の意見書（案）を、別紙のとおり粕屋町議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

平成24年8月30日、提出者、粕屋町議会議員、浦元甫議員、山脇秀隆議員。付託委員会は総務常任委員会を予定。

意見書案第8号、「脱法ドラッグ」とりわけ「脱法ハーブ」に対する早急な規制強化等を求める意見書（案）。

上記の意見書（案）を、別紙のとおり粕屋町議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

平成24年8月30日、提出者、粕屋町議会議員、浦元甫議員、山脇秀隆議員。付託委員会は厚生常任委員会を予定。

以上でございます。

◎議長（進藤啓一君）

次に、請願を受理しておりますので、事務局長が報告いたします。

◎議会事務局長（長 克義君）

請願の報告、同じく議事日程表の12ページをお開きください。請願文書表、受理番号2番、受理年月日、平成24年8月23日。件名、「少人数学級推進」、「義務教育費国庫負担制度拡充」を国の関係機関に求める意見書提出に関する請願。請願の要旨、請願書写添付につき省略。請願者の住所及び氏名、糟屋郡粕屋町大字酒殿、朝倉信生さん。紹介議員氏名、川口學議員、田川正治議員、本田芳枝議員、小池弘基議員。付託委員会、総務常任委員会を予定。

受理番号3番、受理年月日、平成24年8月29日。件名、拉致問題意見書決議（案）に関する請願書。請願の要旨、請願書写添付につき省略。請願者の住所及び氏名、福岡市博多区博多駅前、北朝鮮に拉致された日本人を救出する福岡の会、代表、辻幸男さん。紹介議員氏名、因 辰美議員。付託委員会、総務常任委員会を予定。

以上でございます。

◎議長（進藤啓一君）

お諮りいたします。

本日上程されました議案、諮問並びに意見書案につきましては、付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託いたしたいと思っております。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（進藤啓一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本日上程されました議案、諮問並びに意見書案につきましては、付託表のとおりそれぞれ所管の委員会に付託することに決定いたしました。

◎議長（進藤啓一君）

次に、請願につきましては、会議規則第92条の規定により、お手元に配付の文書表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託いたしますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

◎議長（進藤啓一君）

お諮りいたします。

本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、会議規則第45条の規定により、議長に一任していただきたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（進藤啓一君）

ご異議なしと認めます。

よって、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は議長に一任していただくことに決定いたしました。

◎議長（進藤啓一君）

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

（散会 午前10時17分）

平成24年第3回（9月）

粕屋町議会定例会

（一般質問）

平成24年9月10日（月）

平成24年第3回粕屋町議会定例会会議録（第2号）

平成24年9月10日（月）

午前9時30分開議

於 役場議会議場

1. 議事日程

第1. 一般質問

1番 議席番号	7番 本 田 芳 枝 議員
2番 議席番号	3番 田 川 正 治 議員
3番 議席番号	6番 因 辰 美 議員
4番 議席番号	4番 長 義 晴 議員
5番 議席番号	2番 小 池 弘 基 議員

2. 出席議員（16名）

2番 小 池 弘 基	10番 安 川 俊 彦
3番 田 川 正 治	11番 向 野 正 幸
4番 長 義 晴	12番 安河内 利 明
5番 久 我 純 治	13番 山 脇 秀 隆
6番 因 辰 美	14番 浦 元 甫
7番 本 田 芳 枝	15番 川 口 學
8番 伊 藤 正	16番 八 尋 源 治
9番 澁 田 順 二	17番 進 藤 啓 一

3. 欠席議員（0名）

4. 出席した事務局職員（2名）

議会事務局長 長 克 義 ミキシング 安 松 茂 久

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名（24名）

町 長 因 清 範	教 育 長 大 塚 豊
総 務 部 長 田 代 眞	住 民 福 祉 部 長 工 藤 龍 一
都 市 政 策 部 長 松 永 誠 一	教 育 委 員 会 次 長 因 友 幸

総務課長	八尋恵治	経営政策課長	箱田彰
税務課長	石山裕	収納課長	瓜生俊二
会計管理者	伴栄子	学校教育課長	八尋悟郎
社会教育課長	安河内強士	給食センター所長	城戸和子
給食センター 建設準備室長	関博夫	健康づくり課長	大石進
介護福祉課長	清武稔	総合窓口課長	水上尚子
子ども未来課長	安河内渉	環境生活課長	因光臣
都市整備課長	野中清人	地域振興課長	案浦正明
上下水道課長	吉武信一	総務課庶務人事係長	今泉真希

(開会 午前9時30分)

◎議長(進藤啓一君)

おはようございます。傍聴にお見えいただいております皆様にお知らせをいたします。今年3月定例会で議会のあるべき姿を定めた粕屋町議会基本条例を制定いたしました。その中に今から行います一般質問は、前の6月議会から、質問者の質問回数に制限を設けず、一方、答弁者にも質問者に対する逆質問を可能とし、時間は質問・答弁合わせて1時間としておりますので、お含みください。なお、質問者、答弁者におかれましては、条例の主旨をわきまえ対応されますようお願いいたします。

ただいまの出席議員数は16名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議長(進藤啓一君)

それでは、ただいまから一般質問を行います。質問者は会議規則等を遵守し、発言に関しましては大所・高所からの発言に心がけ、さらに文書通告の主旨にのっとり簡明に、答弁者の発言に関しましては質問にそれることなく的確に、しかも簡単明瞭にされますことを議事進行上、要請する次第であります。なお答弁側におかれましては、答弁者が誰か明確となるよう、発声をもって意思表示されますよう、併せてお願いをいたします。

それでは、通告順に質問を許します。

7番 本田芳枝議員。

(7番 本田 芳枝君 登壇)

◎7番(本田芳枝君)

7番 本田芳枝でございます。おはようございます。それでは、通告書に基づいて始めます。

今回は、次の5点について。1、大津市のいじめの件に関して、粕屋町の教育委員会の体制を問います。幸い文科省が8月に全国の小中学校にアンケート調査をしているので、粕屋町の状況を。続けて、6月に引き続き学童保育事業のあり方。そして、全児童対象の「放課後子ども教室」事業について。4、5は高齢者の施策について。阿恵大池公園の整備が進んでいます。完成後の運営に関して、住民との協議が必要ですが、親水公園としての整備の予算が本年付いておりますので、来年4月開園に向けての協議のあり方を。そして、高齢者が最後まで自宅で自分らしく生きるサポート体制について問います。

まず最初に、学校でのいじめ問題について。今年の夏はいじめ問題と節電対策、脱原発に関する事で明け暮れました。多くの国民の関心の深さの表れだ

ったと思います。特にいじめ問題に関しては子どもの人権について、6月の一般質問のときから考えさせられることが多かったので深く心が痛みました。大津市で昨年男子生徒が自殺した一連の事例を受けて、文部科学省は全国の小中学校に対してアンケート調査をし、8月いっぱい回収、対策を練るという発表がありました。平野文部科学大臣は、どんな学校でもいじめは必ずあるはずだから、きちんと調査をしてほしいと訴えていました。今回の私の質問は、粕屋町におけるそのアンケートの結果といじめ打開策についてお尋ねします。

1、粕屋町の小中学校での状況。2、いじめの通報が教育委員会にあった場合の対処。3、各学校のいじめをなくす取り組みを支援する具体的なサポート体制が粕屋町の教育委員会にあるか、ということをもとに、教育長にお尋ねいたします。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

おはようございます。ただいまの本田議員のご質問にお答えをいたします。

今議員の方からお話がありましたように、先月の8月1日付で福岡県教育委員会を通して文部科学省からいじめ問題に関する児童生徒の実態把握並びに教育委員会及び学校の取り組み状況に係る緊急調査が実施されました。調査の概要は、1、学校及び教育委員会のいじめ問題への取組状況に関して。2、学校において児童・生徒の状況を把握し、いじめの7月末時点での認知件数の報告でありました。いじめの認知件数につきましては、粕屋町では小中学校6校で1件報告が上がってきております。概要につきましては、中学校の男子生徒が休み時間に同級生から嫌がらせを受けていた。通りかかった教師から厳しく注意を受け、学校の方からは保護者に連絡が行きました。保護者の方としては、生徒から、誰から今までどんなことをされてきたかを聞き取っていただき、学校に報告、学校では手分けをして加害者である生徒の確認をして、本当にやったのかどうか確認をして、夕方保護者に連絡、加害者と保護者の生徒・保護者が一堂に会して事実を確認し謝ったと。学校でもこのような指導をしているが、家庭においても指導をお願いしたいということでした。

今、お話にありましたように、いじめはどの学校でもどの子にでも起こりうる状況でありますので、そういう認識のもと、早期発見、早期対応に努めてまいりたいと思います。

いじめの通報が教育委員会にあった場合の対応はどうなっているかということですが、いじめの状況を学校への指導と支援に努める教育委員会といた

しましては、いじめの状況を確実に把握し、迅速かつ適切な指導を行うことが教育委員会の仕事だと考えております。したがって、質問は保護者等から教育委員会に直接通報があった場合の対処の仕方ということですが、教育委員会といたしましては、学校に通報内容の事実かどうかを確認を行います。学校はいじめられた側、いじめた側双方に聞き取りの実施をいたします。いじめの事実が確認できれば、いじめた児童生徒に対し、いじめは陰湿かつ重大な人権侵害である、いじめは犯罪であるということを諭し、反省を促し、二度とこのようなことをしないように確認をさせるところでございます。保護者に対してもこれを連絡し、早期に双方の児童生徒、保護者が話し合いを持ち、いじめた側が謝罪するなど、再発することがないように確認をいたします。

学校側といたしましても、いじめられている子どもを最後まで守り抜くという強い信念で、その後の休憩時間などでも状況を見守っていくようにしております。

続きまして、3番目の質問ですが、各学校のいじめをなくす取り組みを支援する具体的なサポート体制が教育委員会にあるかというご質問でございます。先月の校長会でも教育委員会といたしまして、まず各学校に組織の充実を求めました。各学校にいじめ問題対策委員会を設置すること。2つ目には、いじめの早期発見、早期対応を求めため、いじめのアンケートを学期ごとに実施する。それでもつかめない場合は、児童生徒1人1人に担当が個人面談をすること。それから職員室、保健室等に子どもたちがいつでも相談しやすいように、相談ポストを設けなさいということ。また、教育委員会といたしましては、毎年社会教育の方で、このわかくさ（ワカクサ）というのを各学校に配布しております。この中にいじめの標語がございますので、これを活用して、トイレ等とかに掲示するように指示をしたところでございます。

また、一方教育委員会のサポート体制といたしましては、組織の充実を図るために指導主事と職員の派遣をいたします。2つ目に、職員の研修等における講師を派遣いたします。3番目に、児童と生徒、あるいは保護者から要請があれば、スクールカウンセラーを派遣いたします。また、学校だけで足りない場合には家庭、学校、その他の機関をつなぐためにスクールソーシャルワーカーを派遣いたします。以上のことを教育委員会のサポート体制として考えておるところでございます。

以上でございます。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎ 7 番（本田芳枝君）

最初、すみません、学校の名前をちょっと聞き取り、メモしてあってあれだったのですが、仲原小学校でしたっけ。

◎ 教育長（大塚 豊君）

いえ、学校の名前は言っていません。

◎ 7 番（本田芳枝君）

言っていらっしゃらないのですね、それでだ。ある学校でということだったんですね。

◎ 教育長（大塚 豊君）

町内の中学校でございます。

◎ 7 番（本田芳枝君）

中学校。

◎ 教育長（大塚 豊君）

はい。

◎ 7 番（本田芳枝君）

それで、件数が1件、つまり6校で1件ということですね。

◎ 教育長（大塚 豊君）

はい。

◎ 7 番（本田芳枝君）

それは4月から1学期の間のことですね。

◎ 教育長（大塚 豊君）

今まではずっとゼロで来ておりました。ただ、文部科学省の緊急アンケートで上がってきたものが1件ございました。

◎ 7 番（本田芳枝君）

はい、わかりました。私が思っていたよりも非常に少ない状況だと思って、やや安心いたしました。それをそのまま1件というふうには受け取れない感じがあります。それは、いじめといっても幅が広い。本当に、本人がいじめられたと認識ができるかどうか。それもあると思うので、こういうふうにして出てくる数字では難しいのかなというふうに思いました。幸い、今小中学校は落ち着いているという評価を受けていますが、昨年ですね、今年度の3月に仲原小学校で教育委員会の方から卒業を前に、子どもたちにお話をされた事実を聞いております。それで、昨年は結構いろんなトラブルがあったというふうには聞いていますが、今回そのことはちょっとふれないで、今、こういう形で粕屋町全体がいじめに対して強い姿勢で、絶対に子どもたちがいじめはあってはならない。またいじめら

れた子は守り抜くという姿勢を、今教育長がお示ししてくださったんですが、具体的に、そうすることはいじめをあぶり出す、いじめを探して、探して、探し回って、本当にそのいじめを対処するというやり方のようにも聞こえました。でもそれはちょっとどこか私は違和感を感じます。子どもたち、あるいは大人がいる社会の中である程度のいじめは必ずあると思います。それは人間関係のトラブルです。そういったトラブルに対してどのように対処するかということ、もう子どもの段階から学校とかいろんな場所で子どもたちに大人が接しながら教えていく必要が、あるいは子ども同士で解決できる力を子どもが持てるようにする体制も必要だと私は思っています。それで、そういう方向での施策をお願いしたいと思っていますが、まだ今の段階では1件ということなので、もう少し様子を見させていただいて、粕屋町の教育委員会としての対策ということを考えていきたいと思えます。

それで、私自身は教育相談室の充実ということをおもっています。今回、この9月の決算の報告では、31件相談があったということですが、その内容の具体性はありません。それがいじめに関するものなのか、本人の学力あるいは不登校なのかちょっとわからないのですが、その辺の具体性を、決算特別委員会の中でお尋ねしたいと思えます。現在2人の先生方がいらっしゃいますが、毎日1人勤務なので動きが取れないと私はにらんでいます。だから、そういう体制をですね。例えば、宇美なんかは4人、この教育相談室にいらっしゃるという話を聞いています。そういうことがどうなのか。それからクラブ活動の指導員の体制は、指導員が出れない場合に子どもたちが活動するとき、特にこれは夏休みに多いと思えますが、いろんな問題が起きる可能性があります。それから、夏休み中ですね、特に中学校は子どもたちの対応が非常に難しいのには、学校から離れますので、今、携帯とかスマートフォンとかございますので、親も知らない、学校も知らない、そういった状況の中でいじめが一気に進む可能性もありまして、2学期に、例えば大津市の問題でも、2学期に表面化して、一気に体育祭であるような本当に痛ましい事件が起きております。そういう3つの点を私は今後教育委員会体制を見守りながら考えていきたいと思っていますが、その件に関して、教育長いかがでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

本田議員さんがおっしゃいましたように、いじめは心的・物理的な攻撃を受けたことにより、本人が精神的な苦痛を感じているものをいじめととらえています

ので、そのことがないように。教育委員会が強く指導しますと、学校全体が暗い雰囲気になって、いじめをあちこちから探すことになって、正常な学校運営ができにくくなるということも考えまして、支援という立場でやっていますので、その判断は学校長がすると思います。学校を信じたいと思っています。何よりも大事なことは、教職員、保護者が一体となっていじめは絶対に許さない。「しない、させない、許さない」という強い認識が必要であろうかと思っています。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎7番（本田芳枝君）

では、次に行きます。

学童保育と視聴覚資料について。第2次子ども活動推進計画がこの5月に公表されました。その内容は粕屋町の子どもの読書推進に対してあらゆる場で子どもが本と出会う楽しみや喜びを体験できるよう、読書の環境づくりを積極的に推し進め、心豊かな子どもを育てていく考えの上に立った計画です。学童保育は町の事業なので、当然計画の対象になるのではないかと思います。その計画書の中に取り組みの記述がありません。夏休みにある学童保育を訪ねる機会がありました。朝9時20分頃訪ねると、子どもたちはテレビの前に座ってビデオを見ていました。見ると長時間ものです。びっくりしました。指導員の方はというと1人離れて事務的な作業をしてありました。聞けば、もう1人は役場に用事があるとのことでした。それにしても、子どもは35人ほどいました。子どもが喜ぶから指導員の人数が足りないから、また、たまたまそうなのかわかりません。子ども読書活動推進計画では取り組みとして、ノーテレビデーの推進などもうたっていますし、学童保育という場での夏休みの朝からの視聴はどうなのでしょう。保護者からの声で「帰りに迎えに行くと、テレビの音が大きくて、子どもに悪い影響は出ないか心配」と言う人、「テレビとの距離が近すぎる」と言う人もいました。各学童の施設にはテレビがありますが、保育時間には見せないという施設もあります。全体ではどうなのか、次の3点を質問します。

1、学童保育で視聴する場合の基本方針は。2、子ども読書活動推進になぜ学童保育での取り組みが含まれていないのか。3、学童保育の指導員の人数は十分か。以上です。

教育長、お願いします。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

ただいまの学童保育と視聴覚資料視聴について、本田議員のご質問にお答えいたします。

児童福祉法に規定されております放課後児童健全育成事業、いわゆる学童保育の主旨につきましては、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に修学している10歳未満の児童に対し、事業の終了後等に小学校の余裕教室あるいは児童館等を利用して、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るとなっております。これは、家庭に代わって遊びに対しての自主性・社会性・創造性を培う事業でございます。普段の家庭生活をもとに毎日のスケジュールは整えておりますが、ビデオ視聴に関する基本方針等の定めはございません。視聴覚資料視聴につきましては、各児童の自由時間に視聴させているもので、特に問題として今上がってきておりません。

読書活動推進計画になぜ学童保育が含まれていないかというご質問でございます。読書活動推進計画基本方針の中に、粕屋町のすべての子どもたちが家庭・地域・学校、あらゆる機会において自主的に読書を行うことができるための読書づくりとあります。普通、子どもを取り巻く空間は学校・家庭・地域、この3つの分野で表すことになっておりまして、学童というのは学校の児童ですから子どもたちが学校で読書活動を推進指導受けている。学童にあっても学校の児童ですから、その3つで空間を表しますので、取り立てて学童保育所と言わなくても子どもたちは学校・家庭で読書を進められておると考えていただいたら結構だと思います。

3番目学童保育の指導員の人数は十分かということでございます。現在、学童保育の指導員は一クラス定員40名に対し、常時2名を配置しておるところでございます。災害時の避難誘導、不審者の対応、子どもの教室飛び出し等を考えますと、最低2名は必要でございます。先ほど本田議員からお話が出ましたように、8月のある日、1人だったということですが、常時2人で体制を整えておりましたが、1人が文書を出しに行ったりおやつを取りに行ったり、あるいは子どもと運動場に出たり、その他の用事で席を外すことがございますが、それは本田議員に説明したということでございますので、それでご了解いただきたいと思っております。

なお、児童の実態とか問題等に関しまして、2人では足りないという場合には、教育委員会としても必要な指導員の増員を行うことも考えていきたいと思っております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎7番（本田芳枝君）

1番の、学童保育での視聴する場合の基本方針はないということでした。私が外から見ます限り、学童保育に対するすべての方針がないような気がいたしております。これは、もう少しいろんなところで細かく話をとつか、進めていかないといけない状況ではないかと思えます。やはり今教育長は、2番目の質問のところで、学校・家庭・地域、その中でそれぞれがそれぞれの取り組み、自分たちの責任においてするというふうな考えをおっしゃいまして、この学童保育という事業はあらゆるところで置いてきぼりといいますか、問題にならないような状況で、とりあえず保育をやっているという事業で進められているような気がしますが、実際子ども側から見ると、夏休みは1日朝8時から夕方7時まで、普通の日には3時、小さい子はもうちょっと早いんですけど、遅い子は7時まで、結構な時間をこの中で過ごします。だから、私は教育委員会としても心豊かな子どもを育てるのに非常にいい場所ではないかと。しかも異年齢の子どもたちが集団でおります。そういうところにもう少し教育委員会が前向きな対応をしていただけたらというふうに思っておりますが、1番はわかりました。

2番も同じような内容です。私にはこれは手落ちだと思います。やはり子どもが、粕屋町のすべての子どもが対象であるならば、粕屋町が事業をしているならば、そのことに関しても言及すべきだというふうに思っております。

それから3番です。学童保育の指導の人数ですが、このクラスは40人ではありません。60人体制です。子どもたちが多いところですよ。だから3人はいないといけません。そういうクラスでございまして。だから、それを今の教育長の発言では、少し、実際に担当者に聞かれたようですが、その辺をもう少し具体的に。だから、1番と2番の学童保育事業としての取り組みと、3番のそのことを答弁をお願いいたします。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

視聴覚教材を視聴する場合でございまして、映像の文化というのは大変素晴らしい力がございまして、芸術には絵画、美術です。絵画とか彫刻、美術、それから文学、音楽、この3つが統合されたのが映像の文化だと考えております。それで、これは小学校でも中学校でも学校教育では積極的にメディアを活用するように勤めているところございまして、学童保育におきましても、視聴覚教材を勧

めることは大変結構だと思います。ただ、学童保育は教育の場ではございません。今、本田議員の話に出ましたように、1年生は早く帰ってきましょうし、3年生は3時30分か4時頃帰ってきます。学童に帰ってきます。「ただいま」と言って帰ってきて、それぞれ宿題をしたり運動場に遊びに出たり、それぞれでございまして、みんな集まって、「はい、これを見なさい」というようなことはしにくうございます。ただ、夏休みとか春休みの長期休業に当たってはその感じではありませんが、そういうことで、積極的に映像文化をとらえていきたいと考えております。テレビの前で近すぎるとか、そういう留意点は配慮していきたいと思っております。

それから、2番目は、もう一度繰り返しますけど、学校・家庭・地域ということで、子どもの空間をすべて取り込まれるわけですよ。だから、学童保育も学校の中に含めて考えていただいて結構ですということです。その中で、読書を進めていくということです。

3番目は、学童保育の指導員、ちょっと言葉足らずでございましたが、中央小学校の学童の体育館の2階は、60名体制ですが、今は54名ぐらいですが、指導員を3名つけております。基本的には児童福祉施設の設備及び運営に関する基準で、概ね20名につき1人以上ということがありますので、根拠と言えればこれが根拠だろうかと思っておりますが、小学校では普通学級では40名に1人でございます。

以上でございます。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎7番（本田芳枝君）

教育長は実際学童保育に行かれて、子どもたちがテレビを見る様子を見られたことがあるのか、今のお答えでは疑問です。この内容を、私が見たときは、何回か行っているんですけど、子どもたちが持ってきたものを見せたり、その内容、それからその時間、そういったことに対しての具体的な取り組みがありません。ただ、それが全体がそうなのかというと、それは違います。保育園の先生だったり幼稚園の先生だったりした方が、その、それだけとは限りませんが、指導に当たられておられる方は、かなり心を、どういう場合はいい、どういう場合はいけないということをくだいておられます。だから、子どもたちの要望に添った内容をそのままするのではなくって、事業としてこういうあり方をきちんとこうするという一貫した姿勢を示してほしいと思いますが、今の教育長ではまだそこまでお考えが行っていないようですので、今後、この子どもの読書推進活動計画の

実施に従いながら、順次、教育長にもお願いして、こういうところをちゃんとしてほしいということを私も提案していきたいと思います。また、提案する場を設けていただけたらと思います。私は母親として3人の子どもを育てた経験、それから学校、地域でもいろんな活動の経験があります。今やっと子どもたちにとって、10歳までの子どもたちに何が必要なのかというのを確信を持って言える状態になりました。だから、そういう中で、私は私なりの考えがありますが、それは教育長とは少し離れた考えのようでございます。どちらが正しいとかいうのではなくて、子どもたちにとって最善の利益を粕屋町が進めていくという、そういう姿勢が大事だろうと思いますので、今後これも検討させていただきたいし、今言いました、この学童施設の、施設の有り様は非常に難しいです。別の機会にはほかの議員がこのことについて質問されると思いますが、私どもの粕屋町としては、この学童保育所の問題は、強く心に受け止めて、今後のあり方を考えていかなければならないというふうに思っております。

じゃ、次行きます。やはりまた同じく教育長なので、時間があまりないんですが、3番目に行きます。結局は似たようなことなので、そこでまた教育長の見解を求めます。

放課後子ども教室事業の実現の可能性は、というところですよ。文部科学省と厚労省が放課後の子どもの居場所づくりとして全児童を対象として位置づけた放課後子ども教室という事業があります。これは平成19年に国が発表したもので、放課後子どもプランという名前で進めています。粕屋町の教育行政施策というのがあるんですけど、それには、平成20年から平成23年度まで、放課後子ども教室に関する記載、特に23年は実践資料収集の記載がありましたが、今回、24年度を見させていただきますとそれがありません。今後の粕屋町にとって放課後子ども教室事業はとても大切と思われるのに、それがなぜなのかをお尋ねしたいと思っております。

ところで、一般の皆さんには放課後子ども教室と放課後子どもクラブとの区別がつきにくいと思いますが、放課後子どもクラブ、児童クラブの場合は学童保育のことです。これは主に厚労省が進めています。働いている留守家庭の子どもが対象です。それから今私が申し上げている放課後子ども教室事業というのは、全児童が対象です。小学校の1年生から6年生まで親が働いていようが働いていまいが、すべての児童を対象の事業でございます。それで、学童保育に関しては中央小学校以外はうちの町は施設面でもいろんな意味で進みつつあります。保育料も何とか徴収して、ただ、私にはそれは安すぎると思われるのですが、新しい体制で今進んでいるところで、そこでのいろんな問題を私は申し上げているところ

です。

それで、今度その放課後子ども教室事業に関してですが、実は昨年6月に保護者から依頼があって、私はここで一般質問しております。その時は教育次長に質問いたしました。今回、それを踏まえた上での内容がこの教育行政施策要綱に取り入れられていると、実は期待をしていたんですが、ぱったりとなくなったという。それを見てちょっと本当にびっくりしたんですが、粕屋町でこの教育行政施策をつくる時のつくり方といいますか、そういうのを含めて、教育長にお尋ねしたいと思います。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

ただいまの本田議員の放課後子ども教室事業についてお答えをいたします。

放課後子ども教室は今お話にありましたように、平成19年度に創設された文部科学省、厚生労働省の共同事業でございます放課後子どもプランに位置づけられた事業でございます。この教室は学童保育と違いまして、全児童を対象にした放課後や休日に空き教室等を利用して、学習・スポーツ・文化活動、地域との交流、遊びの場として活用するものでございますが、ボランティア等の協力者によって運営されるものでございます。

粕屋町におきましては、児童数が年々増加しておりますし、将来的にも教室、普通教室の増築等の課題も山積しておるところでございます。よって、文部科学省が提唱します少子化による空き教室を利用したこの事業の活動拠点たる居場所、つまり余裕教室、空き教室が現在粕屋町にはございませんので、非常に困難な状況であるということをお答えさせていただきたいと思っております。これに代わる事業といたしましてジュニアスポーツクラブ、今運動場は土曜・日曜はサッカー少年、野球少年でいっぱいでございますし、体育館もバレー、バスケット、剣道、空手でたくさんのお子どもたちが汗をしております。粕屋町といたしましては、ジュニアスポーツクラブの育成や地区の公民館で実施されている子ども会等の事業を充実させてまいりたいと思っております。

さて、今ご質問にありました粕屋町教育行政の施策要綱でございますが、ぱったり切ったわけではございませんで、今申し上げましたように、当分空き教室、余裕教室がないから、放課後子ども教室が実現、ちょっと難しいなということで切らせていただいたわけございまして、この施策要綱は教育委員1人1人が意見を書きまして、それを学校教育課、社会教育課、あるいは給食センター等の課

長級がもう一度清書を見直して、みんなで投票して忠実、確実に正確な施策要綱をつくらうということであつて、今年ないから来年もないということではございません。もし、状況が変わりましたら出てくるかと思いますが、19年度以降、文部科学省もこの資料を出してないんですね。あんまりですね。だから、資料を収集するにしても、なかなか難しい状況なので、放課後子ども教室というのは頭にございますが、今年に粕屋町として放課後子ども教室をつくるということの見通しが立たないので、割愛させていただきました。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎7番（本田芳枝君）

見通しが立たないので情報収集という記載に、平成23年度は終わっていたのかなと思います。それさえもないということは、やっぱりばっさりです。たぶん教育委員会の中で話し合うことすらないでしょう。昨年もそういう気配は見受けられなかったのです。なぜかと申しますと、今も教育長がおっしゃる、教育次長もそうおっしゃいましたが、「空き教室がないからできない」。これは教室だけではないんです。校庭、公民館、公園、さまざまところで全国でやっておられます。教育長はインターネットを使われると思いますが、インターネットを開かれると各地域の事情が状況があります。だから、今の答弁は、昨年よりさらにマイナスと申しますか、後ろ向きの答弁で、やはりこれはもうちょっと保護者、それから子どもが提言をしていかなければいけない状況なのかなというふうに思います。

それで、もう1つここで知りたいのは、この教育施策が私は教育委員会では粕屋町の計画、総合計画に匹敵したものではないかと思いますが、この教育行政施策要綱に従って教育委員会は事業をされていくと思います。だから、役場のやり方としては、これにない事業はされないのではないかと。これにある事業は、綿密にそれを遂行していくというのが役場の職員のやり方ですね。だから、これにないということは、やはりしない。でも、やはりその必要性というのはあるのではないかと思いますが、このまずさっきの質問で、教育委員会で教育委員さんに1つ1つ書いてもらって各課に回して討議してつくっていくと言われましたが、教育委員会の中で正式に議題として、これが話されたのは何回ぐらいあるのですか。この作成時において。それを教えてください。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

教育行政施策の施策要綱の作成については、年度末ですね、12月頃から資料を提示して、4月に県の教育委員会とか文部科学省の方針が新年度予算が出ますので、それを受けて、粕屋町では6月に公表ということになっております。何回というのは内容によりますけれども、12月から1月、2月にかけて、それぞれ各課、教育委員のご意見を取りまとめて、私ども指導主事と一緒に文言を作成しているところでございます。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎7番（本田芳枝君）

私は具体的に、その定例会がありますよね。定例会以外の回数があるのか、あるいは定例会の中で何回目の中の定例会でこの話を出されたのか。そして、昨年度の施策状況について、今度また、粕屋町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価についてというのをやはり一緒に6月にいただいております。これに関する討論もされて、論議もされていると思うんですけど、それ併せて、具体的にいつ頃どのような形で話し合いをされたのか、そこを教えてください。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

ただいま本田議員がおっしゃいましたように、教育委員会の評価と、評価を踏まえた指針や方針になりますので、12月から定例教育委員会の中で協議・審議をしております。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎7番（本田芳枝君）

12月からしてありましたとおっしゃったんですけど、私はいつどのような形で、何回されたのか。しかもこの点検評価についても、どのようにされたのか、具体的に言ってくださいとお願いしているんですけど。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

定例ですから、12月、1月、2月、3月ですね。それと文部科学省あるいは県の教育指針が出ますのが4月以降になりますので、それを確認して公表という

ことになりますので、特段大きな変化がない場合は、そのまま6月に公表するということになっています。開設としたら5回ですか。すべて定例の教育委員会の中で審議をしております。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎7番（本田芳枝君）

この執行の状況の点検及び評価についても同じようなことが言えますか。

◎教育長（大塚 豊君）

はい。

◎7番（本田芳枝君）

じゃ、ともに5回それぞれされたという、教育委員会の定例会において、皆さんと話し合いをされたということですね。

◎教育長（大塚 豊君）

そうです。

◎7番（本田芳枝君）

その結果、これが出てきたということになりますね。それをちょっと確認をさせてください。

◎議長（進藤啓一君）

因教育委員会次長。

◎教育委員会次長（因 友幸君）

中身の正確な数字と内容については、後日、今ここに資料を持っておりませんので、報告したいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎7番（本田芳枝君）

実は、この教育行政施策に関しては、3月に私申し上げたと思いますが、私は平成17年度に議員になったんですけど、それから毎回これは見えています。そして、どこがどういうふうになるのか、教育委員会がどのような方向に進んでいくのかを、これによって知ることができます。それで、それに対して予算と決算の数字を照らし合わせてどうかということを私は判断させていただくので、私たち議会の人間にとってもこれは非常に重要な内容のものなので、だから、それを教育委員会が定例会を開かれると思いますけれど、まず議会に出す前に、これをきちんと審議をされていると思うんですね。教育委員の方は地域のいろんな方、学校の先生方と深く接しておられますので、粕屋町のいろんな状況をよくご

存じですから、その方たちと、それから教育委員体制で、ここの役場の職員の方たちと一緒に泊屋町の心豊かな子どもを育てるという方向を進めて行かれる、そういうものだと思っておりますので、これがどういう形でどういうふうに進められたか、非常にそれは重要な問題です。全国的に見ますと、議題と内容をホームページで公表しているところもございます。特にうちの町は、私が今まで若いお母さんたちに接すると、教育委員会に持っていっても全然請け合ってくれないという話を結構聞きます。私はそうじゃないんじゃないかと思う。もう少し、もう一步押して、諦めないで、教育委員会に物を言ってほしいと、保護者には思っています。昨年、いろんなトラブルがあって、一概にそれは言えないこともあります。役場の職員の方も、やっぱり地域の、あるいは学校での子どもさんの様子を、普段ここで役場でいらっしゃるからわからないことが多いと思うんですね。だから、保護者の立場から町民の立場から、教育委員会に持ち込んで、教育委員会としては教育委員会や定例会があるし、あるいは臨時会を開かれても結構ですので、その中できちんと対応していく。それで、それを公表していく、そういう姿勢がとても大切だろうと私は思っていますが、今の教育長の答弁、次長の答弁では、それがどの程度されているのか、ちょっと図りかねるところがございます。私は、本当にこれは今から進めていかなければならない問題だと思います。

それで、町長、今のことに関してどういうふうに思われますか。特にもう1つ、町長が保護者から聞いたんですけど、放課後子どもプラン、子ども教室のことについて、町長と話そう会でお話をされたという保護者がおられました。そのことも含めてちょっと町長にお尋ねいたします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

私は就任以来、子どもを大切にすまちづくりというのを図っております。そういった中で、今教育長がいろいろお話、答弁いたしましたけれども、そういった中身をもっと充実をして、真に子どもの身になってどうあるべきかというようなことを政策として出すような形にお話をしていきたいというふうに思っています。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎7番（本田芳枝君）

町長と語ろうというところで、そういう話をしたという話を聞いておりますが。

◎議長（進藤啓一君）

因町長、ちょっと手をあげて。

◎町長（因 清範君）

具体的な、そういった、今ご質問のような内容のお話ではないで、全体的な子どもについての考え方であるとか、そういったことでございますので、今の質問に合うようなことではございません。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎7番（本田芳枝君）

私、今ですね、放課後子ども教室事業の実現の可能性はゼロというふうな形で思ってますけど、これまでの教育行政の施策要綱の中での放課後子ども教室の取り組みを表にいたしました。平成17年度から24年度まで。国がこのプランを出したのは平成19年です。だから、20年ぐらいは4行から5行において、留守家庭の子どものことと、それから放課後子ども教室のあり方の検討とか、それから運営委員会の検討とかいろいろ言葉は書いておられます。それが今回、ただの1行、しかも粕屋町の放課後子どもを、プランにとって一番大事な中央小学校の留守家庭のことを、いわゆる大川小学校、仲原小学校、西小学校はできていますけれども、そのことに対しての取り組みを、何らかの形で検討・模索していかなければならないのに、ただ、子どもを、学童保育の充実を図ると一言では、これは教育委員会としては非常に問題があるのではないかというふうに思っている次第です。

それで、今後、これも含めて検討していただきたいというふうに思っておりますが、最後に教育長、いかがでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

町長が答弁します。

◎7番（本田芳枝君）

ああ、そうですか、はい。

◎町長（因 清範君）

中央小学校の学童保育、非常に3カ所におかれてほかの3校とは違う環境でございます。そういったことで、本田議員から6月の質問があった直後だと思えますが、現場の状況を私は見にいきました。そして、エアコンがきかないとかというようなお話でございましたので、それはすぐ対処させております。なお、今後

今学童保育の施設を検討するよとということ、教育委員会の方に指示したところでございます。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎7番（本田芳枝君）

はい、ありがとうございます。そういう施設の改善はしていただいたように、私も実際見て、とてもありがたく思っております。ただ、もう1つ、子どもたちが学習する時に机が狭いんですね。人数が多いところに机が小さいので、ただでさえ腕でせつついて勉強はしたくないのにせつつくもんですから、そこでトラブルが起こるような。ほかの状況を見ますと、広い部屋にちゃんとした机が、やっぱり新しいところはあるんですね。だから、その辺のところからもう少し教育長もそれから担当課の方も、普段の様子を見ながらですね、今できることは今すぐに体制を整えていただきたい。

それから、この施策要綱には、やはり今できることじゃなくて、今後の、ここ何年かの情報収集も、あるいは検討も含めた形でこれに記載して、夢を1つ1つ実現させていっていただきたいし、議会もそれを応援したいというふうに考えております。

じゃ、子どもに関しては以上でございます。では、次行きます。あまり時間がありませんので、もう通告書に書いておきますとおり、ちょっと申し上げます。

4番目です。介護予防としての公園の活用について。大池公園の整備が進んでいます。6月に担当課とお話をした時点では、7月と9月に近隣の住民との話し合いを持つとありましたが、連絡がありません。どうなっているのかということで、1、住民との協働を進めるのにとってもいいチャンスだと思いますが。2、高齢者が日常的に楽しめる運動遊具、あるいは器具の設置をという、この2点を、都市政策部長にお尋ねいたします。

◎議長（進藤啓一君）

松永都市政策部長。

◎都市政策部長（松永誠一君）

2点併せて答弁させていただきます。

1点目のご質問でございますが、阿恵大池公園につきましては、平成22年度より社会資本整備総合交付金事業として整備を進めております。また、平成22年度は農業用ため池及び水害対策調整池の基盤整備を実施し、平成23年度から今年度にかけてまして施設工事、また植栽工事を施工し、平成25年3月に完成の予定でございます。ご質問の平成24年度の工事計画の説明会につきましては、

請負業者が8月末に決定いたしましたので、工事方法の説明と併せまして、今月の9月24日に近隣の皆様に説明会を開催したいと考えております。

その中で住民の皆様に工事の内容につきまして十分説明させていただき、住民の方との協働の公園づくりをしていきたいと考えております。また、植栽工事につきましては、晩秋から冬場の時期が望ましいため、9月末の発注を予定しております。

2点目のご質問でございますが、日常的に楽しめる運動遊具の設置につきましては、今年度の工事におきまして高齢者の方にも運動をしていただき、元気な体を維持していきたいということで、駐車場の東側、健康広場の芝生内に、背伸ばしベンチなど3基の健康遊具を設置する計画でございます。周回の沿路と併せまして、健康増進のために活用していただきたいと思っております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎7番（本田芳枝君）

工事の業者が決まってからするということで、私が伺ったときは決まる前に皆さんの意向を聞いてみたいというお気持ちから、7月と9月ということを提案されたと思います。ここ3年間同じような形なんですね。一応住民との話し合いをしますとおっしゃっていますが、実際その段になると業者の方に説明をしてもらいながら進めるということが多いですね。それでは、住民との協働というのは難しいと思います。やっぱり町としてこういう気持ちでこの公園を整備したいと。住民の皆さんはどう思われるかということと、具体的なことと、それから、その住民、またその運営といいますか、管理をある程度住民の皆さんにお願いするということが理想的なやり方ではないかと思っておりますので、なおさら、町民の近隣の皆さん、あるいは粕屋町の町民が、「自分の公園なんだ。自分たちがこれを提案してできたんだよ」みたいな、そういう意識が高まることが、公園に対する愛着、それが協働のまちづくりの本当の意味でのやり方ではないかと思っておりますので、もう少し町としても住民に協働についての考えややり方を、提案が欲しいという形で、例えば今協働のまちづくり課から「こういう補助金が出ますよ。だから、申し出てください」というのが、回覧板出ていますよね。それはそれであっても、例えばこれはこれとして、具体的にこういうものを進めたいということ、楽しい話ですよ。もっと楽しい、たぶん役場の方は、いろんなことをあまり言われすぎると困るというふうにおっしゃって、されないケースが多いんじゃないかと思うんですけど、限られた予算の中で皆さんの気持ちを取り入れながら、役場

としては、こういう形でやっていくという姿勢を示すということが、あるいはその機会を設けるとということが、町民のまちづくりへの意識の醸成も図ることになるので、ぜひお願いしたいし、9月24日はたぶん時間がありませんよね。たぶん1時間ぐらいで夜だから終わると思いますが、業者の方の説明が中心になるとと思いますので、近隣の皆さんの意見をどのような形ですい上げられるのか、私は様子を見守りたいと思いますが、本当に粕屋町の中心にその公園があるので、しかも、この2番目の質問にいけますが、高齢者が今でも本当にウォーキングをしておられる方がいらっしゃいます。高齢者がいつも公園にいるということは、子どもたちの見守りにつながるんですね。大概どこの公園でも日中は誰もいない。そうすると不審者、実際あの阿恵大池公園でも工事中に不審者が何回も出られて、あそこの警備員の方が実際に今会ったというときに話をしたこともございます。でも、高齢者の方が日常的にそこでいろんな遊具をしながら、あるいは談笑しながら、お友達と。そういう風景では不審者は寄りつきません。だからぜひ、高齢者も子どもと一緒に楽しくする公園、それをぜひお願いしたいと思います。具体的にどういう器具をどういうふうに配置しようと、今3基あるというふうに言われましたが、その3基について、どのような検討をされておられますか。そのことを。

◎議長（進藤啓一君）

松永都市政策部長。

◎都市政策部長（松永誠一君）

先に、さっき9月24日説明会というふうに言わせてもらいましたが、まだ工事の変更、要望等は聞く余裕は十分ございますので、1時間とさっき議員の方から言われましたが、2時間でも3時間でも説明会をしたいと思います。

それで、健康遊具の件なのですが、これは1基は背伸ばしベンチで、ベンチ系の反対にのけぞる形のベンチです。それとあとは腹筋ベンチです。これは逆に腹の筋肉をつけるということで、これもベンチ風なんですけど、これも1基あります。あとは懸垂トレーナーといいまして、ぶら下がるやつです。これを1基、合わせまして3基設置の予定でございます。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎7番（本田芳枝君）

実は、私シーメイトに行ってきたんですね。シーメイトには非常に面白い遊具といますか器具がありまして、ウォーキングロードの周りに、1カ所にまとめてではなくてぽつぽつと置いてあって、それをしながら散歩すると。私が行った

のは月曜日でちょうどシーメイトがお休みだったり、夏の暑い日中でしたので人はいませんでした、それがどの程度のどういう使い方をされているかはわかりません。ただ、そういういろんなところを見て検討はされたのですか。

◎議長（進藤啓一君）

松永都市政策部長。

◎都市政策部長（松永誠一君）

私の方で施設の委託をしておりますコンサルタントがおりますが、そこで何が
いいか、他町村の統計等を取りながら、この器具を設置したということござい
ます。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎7番（本田芳枝君）

他町村の統計とはどんなものですか。

◎議長（進藤啓一君）

松永都市政策部長。

◎都市政策部長（松永誠一君）

統計といいますと、ただコンサルからの話なんですけれども、こういうふうな
のが老人の方にはいいですよとか、そういうことで選定させていただきました。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎7番（本田芳枝君）

粕屋町のこの公園にとってどういうものかということ、コンサルタント
の指導を、あるいは助言に対して、実際ご自分たちが考えてされるのがやっぱ
り各位の仕事だろうと思います。それで、それをぜひ実際に近隣にこういう、何
力所もあるんですね。実際行かれたらいいと。まだ行かれてないようなので、実
際見られたらいいと思いますが、予算が6,600万円でしたか、その植栽もある
し、子どもの遊具もあると思いますので、そんなにたくさんかけられないと思
います。だから、そういったことも含めてですね、あるいは町民の皆さんにそれを
提案するとか。皆さんがどういうものか、近隣にこういうところがあれば
皆さんが調べてきてくださいとか、そういう投げかけをしてほしいなと思っ
ています。

じゃ、これに関してはこれで終わります。

次、最後です。在宅医療のところ、2006年の医療制度改革以降、限ら
れた施設や人材を有効に活用し、患者本位の医療を提供する、そういう動きの中

で2006年より始まった粕屋北部在宅医療ネットワークが全国的に注目されています。開始後6年、登録者も増えているようで、粕屋中南部にもそれを広げようという試みが始まりました。行政の支援も必要と思われます。

また、福岡県が地域医療支援センターという制度をつくり、粕屋保健福祉事務所でも実際に粕屋地域在宅医療支援センターができています。古賀市では市の広報などにその周知を進めておられるようですが、粕屋町での取り組みはということで、次の2点の質問をします。

1は粕屋地域在宅医療支援センターの周知度、2は緊急医療時における地域連携登録シート、ということについて、この地域連携登録シートという言葉は、私が保健所の説明を受けて皆さんにわかりやすい形で書きました。実際業者の方は違う言葉が話されると思いますが、その際の説明も兼ねてお願いいたします。

これは、町長ですね。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

それでは、本田議員の質問にお答えします。

地域在宅医療制度の推進に関しましては、地域における在宅療養を希望する患者さんや、在宅で療養されている医療異存の高い患者さん及びその家族の方々の相談や支援に対応をし、療養上の悩みや不安解消並びに在宅医療に関する普及啓発並びに医療機関と関係機関相互の連携の推進を目的として、平成22年度から福岡県の機関である、先ほどおっしゃいました粕屋保健福祉事務所が中心となって取り組んでいる事業でございます。県の事業であるということでございます。その事業の中で、粕屋地域在宅医療支援センターを平成22年10月に保健事務所の方に設置して、電話等による窓口相談を行っておるところでございます。必要に応じて家庭訪問も実施しておりまして、制度の周知方法といたしましては、民生委員会等での説明並びに昨年10月号の広報かすやに掲載をしたところでございます。糟屋地区の平成23年度実績は、電話相談が34名に対して、述べ149件、家庭訪問が11名に対して述べ39件あったことの報告を受けております。粕屋町は2件でございます。これは独自で介護をやっております関係で、直接町の方にそういう問い合わせがあるということだろうと思います。

それから、平成24年3月に粕屋地域在宅医療推進協議会が設置されております。その協議会の構成委員は医師会、医療機関、訪問介護、看護大学、地域包括支援センターと行政が連携しながら、在宅医療体制の推進について今後協議していこうというものでございます。

次に、緊急医療時における地域連携登録シートでございますけれども、これは先ほど説明いたしましたとおり、粕屋地域在宅医療推進協議会にて構築していく粕屋地域在宅医療ネットワーク構想で、在宅での医療や介護の情報を登録するときに使用するシートでございます。これがネットワークにつながってまいります。

以上でございます。

◎7番（本田芳枝君）

じゃもう時間がないですね。このことを皆さんにわかっていただきたいという気持ちもあって、私も含めてですね、今後勉強していきたいと思います。

以上でございます。ありがとうございました。

（7番 本田 芳枝君 降壇）

◎議長（進藤啓一君）

一般質問の時間は1時間でございます。今のように答弁の途中で1時間になることがあります。答弁の場合は1時間を超しても答えていただきますけれども、1時間を有効に双方お使いになるように配慮方、質問、答弁なさっていただきたいと思います。そして、発言に際しましては、手を挙げて指名して、後に発言されますようお願いをいたします。

次に、3番 田川議員。

（3番 田川 正治君 登壇）

◎3番（田川正治君）

議席番号3番 田川正治です。通告に基づき、5項目について質問いたします。

8日に国会が閉会いたしました。野田政権が自民、公明との密室談合で、国民に苦しみを押しつける社会保障切り捨て、消費税を2年後に8%、3年後には10%に引き上げる。このような消費税増税を強行採決しました。毎日新聞の世論調査では、「消費税が増税されたら暮らしに影響が出る」と答えた人が92%に及んでいます。共同通信では消費税の引き上げに反対56%、NHKの調査でも「消費税引き上げには評価しない」48%という結果が出ております。このような国民の声を聞かずに、消費税引き上げの財源を社会保障に使うのではなく、公共事業にも使えるようにしました。さらに1.7兆円にも及ぶ大企業への法人税減税などの引き下げには証券優遇税制に手をつけずアメリカに言いなりの軍事費5兆円は据え置きにしたまま、低所得者ほど負担が大きい消費税を国民に押しつけようとしております。

このような中、原発ゼロの日本を目指す運動が若いパパやママ、青年、学生を

先頭に全国に広がり、政府主催の意見聴取会では参加者の7割が原発ゼロを選択し、政府自身も過半数の国民が原発ゼロを望んでいると認めざるを得なくなっています。また、TPP環太平洋連携協定参加には全国農協中央会や日本医師会も全面的反対を決め、朝日新聞の調査でも60%の人が農業が破滅する、経済に影響が出ると答えています。このように、今ほど国民の要望と政府の考え方が乖離しているときはありません。私は国の国民いじめの政治に対して社会保障切り捨ての国の政治に対して、今こそ地方自治体が住民の福祉向上のために、その責任を果たさなければならないときだと考えています。その立場から、町長並びに執行部に対し、以下の点について質問いたします。

まず1点目は、老朽化した給食センターの建て替えについてであります。学校給食共同調理場建設準備室が設置されました。PFI方式による民間委託と町直営によるセンター方式や自校方式の建設費や企画などの進捗状況についてであります。これは6月議会でも私は質問でこの主旨のことも述べましたが、その時には回答がありませんでした。しかし、準備室ができ、この取り組み資料など準備されていると思いますので、教育長に答弁を求めます。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

学校給食建設の準備室が7月から開設されましたが、具体的に次長が答弁いたします。

◎議長（進藤啓一君）

因教育委員会次長。

◎教育委員会次長（因 友幸君）

田川議員のご質問にお答えします。その前に、7日の金曜日にPFI事業研修会に多数の議員さん参加してもらいましてどうもありがとうございました。この場を借りましてお礼申し上げます。

PFI方式による民間委託と直営によるセンター方式や自校方式の建設費、企画などの進捗状況はというご質問でございます。まず、センター方式、自校方式、親子方式と3つの方式がありますけれども、必要な建設費と設備費を試算しました結果、自校方式、これは6校ありますけれども、自校方式はセンター方式のいわゆる倍かかるような結果が出ました。それから、親子方式になりますと、センター方式の1.5倍、親子方式におきましても1.5倍かかりますが、なおこれらは用地代とかは入れておりません。いわゆるその学校にした場合ということを考えますけれども、これらの費用に用地代が入っていないということで、現在

4カ所の学校で学校の中に建設するというのは無理なものがございます。また、親子方式で2校の学校で建設はできますけれども、もし親子方式をとれば、学校の駐車場や今後の増築を考えますと、学校の運営に支障を来すということで、場所的にはちょっと無理な状態になっております。

学校給食共同調理場の検討委員会でも報告がありましたように、粕屋町の財政状況を考えますと、学校給食の調理場は自校方式よりセンター方式で整備していく方が現実的であろうという答申をいただいておりますが、これらの諸事情を含めましてご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

また、PFIによる民間委託と町営の運営というご質問ですけれども、先日の研修会でもございましたけれども、PFI事業は民営化ではございません。PFI事業は民間資金を活用し民間のできる場所は民間で行い、民間に任せられないところ、例えば給食センターでありましたら食の安全を確保するための学校給食衛生管理基準法に基づいた食材の仕入、献立の作成などの作業は従来どおり公で行うという事業でございます。また町が提供いたしますサービスの質や量も要求水準により確保できる事業でございます。PFI方式を導入するか、従来方式で学校給食の運営を図るか、これからPFI事業導入可能性調査をいたしました後、従来方式とPFI方式の費用面やサービス面を試算しまして、その結果を議会の方に報告し、比較していただき、どちらの方式で行うかを決定していきますのでご理解のほどをよろしくお願いいたしますと思います。よろしくお願いいたします。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎3番（田川正治君）

当初、センター方式か自校方式かという問題で、親子方式の内容については説明などはありませんでしたが、6月議会、私もこの問題提案もいたしまして、今試算が出されておるわけですが、駐車場の問題、建て増しで中学校が手狭になったらというようなことがあります。私も現地をちょっと中学校を2つ見てみて、校舎の横につないで十分スペースは取れるというふうに思いました。それは、先日津屋崎中学校の親子方式のセンター、見学に行つてまいりました。その建物を見てもですね、大きさが767平米で2階建てという建物でありまして、今粕屋東中学校に校舎の横につながということは十分可能であるというふうに思っております。特に、この津屋崎中学校の親子方式の給食センター見学いたしまして、感心をし、粕屋町でも取り入れたらというふうに思いました。それはですね、スカイルームという500名が入る食堂に一堂に会して、校長先生はじめ学校の先生、そして子どもたちが、中学校の場合ですが、3学年一緒に食事

を始めるというような状況。それも学校給食担当の子どもが給食を準備する。そして配膳をする。そしてそれぞれが食べる量を取っていけるようにするとか、そういうことなどと、もう1つはその中で、給食そのものを食べるのに苦手な食材などあったら、ほかの子どもがそれが食べたいというようなことで、食べ残しがないような、そういう状況で進められておりました。

それともう1つは、毎日学校でみんなで食事をするというので、食べ始めはまず学校長先生が検食といたしますか、やっておられました。そして、いろいろな催しのこととか、学校で徹底していくようなことなども、この給食の終わった時間に通知をするというようなことでした。初め、私も行ってですね、みんなで集まったら講堂でも体育館などに集まったら、ザワザワザワして、なかなか集中できない状況があってどうなのかというふうなことを懸念しておりましたけれども、全くそういうことはなかったですね。津屋崎では初め、学校がちょっと生徒がいろいろ問題があったようなときもあったということでしたけど、今では、みんなでそういう場で食事をしていくことから、仲間との、生徒同士の助け合いといたしますか、そういう状況が生まれてきているというようなことで、食べている途中で立ち上がって騒ぎ立てるとか、どこか部屋の隅の方に2～3人が集まってたむろするというような状況のことは一度も、全然見受けられませんでした。給食そのものも、1階の調理場から2階にリフトで持ち上げています。ですから、衛生面も、そのリフトから出てきてエレベーターから出たところから子どもたちがみんなで分担して給食を渡しているというようなことがあるわけです。

そういう点で、私はこのパンフレットもこうしてもらってききましたけど、校長先生が書いているこの主旨で、このように言われています。福津市の食材を生かした地産地消の献立や食への感謝の心を育てるため、生産者の方との交流、コミュニティスクール絡みでの食育の推進に努める、取り組んでいるということを述べられているわけですが、このスカイルームで、言わば地域の人たちの交流の場になる、そういう避難場所にもなるというような施設としても有効利用をしていくことができるということでした。私が行ったときに校長先生と話したら、何日か後に、防災訓練を行われたのです。外階段から入っていただいて、そしてそのルームを使ってお話、そういう訓練をやっていくという場所にもなっているということでした。

ですから校舎の、例えば校舎の1つの建物であっても、土日の活用のことも含めて、そういう有効利用という点で言えば、非常に給食だけということだけでなく、そういう活用の仕方も出てきて、今のこの時代で防災に力を入れていくという点からも、建物としても重要ではないかというふうに思いました。

そこで、この資料をもらってきたのと、インターネットで見たのも含めて調べてみますと、建設費は1,300食分の調理が1階の調理室でできると。そして2階が、先ほど言いました767平米の広さの500人が収容できる部屋になっているということで、総事業費は6億円だということでした。7年前に建てているから、若干のそれからの建設費などの費用が増えるということにはなっている傾向もあるかとは思いますが、粕屋町でこれを当てはめると、700人の中学校の1つの建物2,000食分、2,000から2,500ぐらいの食になると思いますが、そういう点でいっても、先ほど1.5倍ということがセンター方式との関係で言われていましたけれども、10億円あれば1カ所できるということにもなりますし、そういう点で財政的な問題で今後の中長期的な安全・安心な給食をつくっていくと、子どもたちに与えて、食べさせていくようにしていくという点からも、こういう方針を今持つべきであるかと思いますが、改めて、教育長に質問をいたします。

◎議長（進藤啓一君）

因教育委員会次長。

◎教育委員会次長（因 友幸君）

田川議員のご質問に答弁いたします。田川議員がおっしゃるランチルームというのは、私たちも望むところでございます。本来の姿ではなかろうかと思っております。学校で給食をつくってランチルームを設けて、一堂に会して給食というのが本当の姿と思っておりますが、お金の話ばかりして申し訳ございませんが、私の方で一応準備室の方で試算した結果が、大体7,000食を考えております。現在が今4,300から4,400食ぐらいをつくっておりますので、将来の増を見越してと、余裕を持ってということで、7,000食を計算しますと、大体センター方式で16億5,000万円、親子方式、2カ所建てたとして25億円ぐらいかかるように試算をしております。ただ、先ほど言いましたけれども、これには用地代は入っておりません。今のところ建設が可能かなというところは大川小学校と粕屋東中学校でございます。ただ、ここも増築の計画がございますので、校舎を建てるところに建てたら、また用地買収等が出てきますし、センターを建てるのに用地を含めると、またこれ以上のお金は必要になってくると思います。自校方式でランチルームがあるというのは、非常にわかりますけれども、粕屋町の現状を踏まえますと、こういう事情で今センター方式でやらせてくださいということで提案しておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎3番（田川正治君）

P F I方式との関係で、先ほどはいろいろ調査して、そして資料を準備して比較対照してもらって議会に諮り、そしてどういう給食の学校給食のあり方を決めていくかということをおっしゃっていましたが、先日7日に議会開会の日に、P F I方式についての学習会と申しますか、ありました。私、議員みんな参加して話を聞かせてもらったんですが、私はこの話が非常にP F I方式を前提として、私たちに押しつけるという申しますか、何かこれで行くぞというふうに、講師の方が一生懸命話してあるような、そういう意味合いに取れたんですよ。私も質問をいたしました、去年、このP F I方式は改正されて、今までは自治体の方から業者にこのP F I方式を申請していくという形式が、なかなか13年、このP F I方式を進めて、国が進めよるけど進まない。だから今度は逆に事業所ですね、いわゆる大手ゼネコンも含めてでしょうが、強かに儲ける場を儲けさせなければいかんという趣向で自治体に今度はこの計画書を出して、そしてこれと、いつまで回答してくれるかというやり方でもいいということに、法の改正になっているということで、このことについてどうなのかと言うたら、講師の方はよく私も納得できない説明しかなかったんですが、一番心配な点としてあるのが、こういうやり方で町の学校給食を投げ渡すという形にはなっていないと思いますが、その点について教育長に、今までの経過のこともありますので、回答をお願いします。

◎議長（進藤啓一君）

因教育委員会次長。

◎教育委員会次長（因 友幸君）

P F Iの問題でございますけれども、まず、導入可能性調査をさせていただいて、そこでいろいろな試算が出てきますので、そこで判断を仰ぎたいということでございます。まだ粕屋町でP F Iができるかどうかというのは相手があることですので、今から導入可能性調査をさせてもらって、できるとなればそれなりの試算が出てくると思います。それと今までのやり方の費用面とか費用対効果を比較しましてご判断を、もちろん行政側もですけども、そちら側にも資料を提供して判断を仰ぎたいと考えております。

それから、ちょっと言い忘れましたけれども、センター方式とか自校方式等の細かな数値につきましては総務委員会の方で詳細な資料は説明するようにしておりますので、もし議員さんがご必要であれば、あと議長、総務委員長の許可を取りまして配付したいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎3番（田川正治君）

資料についてですが、総務委員会で審議されるということになりますが、この問題は3月議会の前に議員全員協議会で説明もあっておりますので、全議員にこのPFI方式を含めた学校給食についての資料の提供を求めたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

はい。

◎教育委員会次長（因 友幸君）

今回の資料提供は、自校方式とかセンター方式、親子方式の資料でございます。PFIの資料につきましては、恐らく3月末ぐらいになると思います。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎3番（田川正治君）

私が一番心配しているのは、このPFI方式というのが工事期間も含めて非常に時間がかかって、無駄が多いという、経費になっていくというのがあるんです。建設費そのものは、いわゆる金融機関から借りてやっていくということで、町がそのお金を準備しなくていいというのはあるけれど、結局、このPFI方式でやれば1年6カ月分、普通従来方式で工事するのに対して、手間暇、実務的な問題を含めてですね。結局プロジェクトの手続きなど含めて、複雑な時間、手間暇、契約内容に含めてとか含めないでとかいろいろ出てくると思います、工事内容が。ということなどが出ていくということで問題であるということが言われているんですよね。これは私もこの前話を聞いたときに、VFM、バリュー・フォー・マネーというのがあって、これは従来方式と比べて、PFI方式が総事業費でどれだけ削減できるかというようなことを出していくシステムになっているということなんです。これで銀行融資の問題がいろいろ、相手がどういうふうに受け取るかと、事業者がですね、というような関係なども出てきて、なかなか大変だということなどがあって、総事業費で比較した場合、町直営のセンター方式の建設の方がいいというような事例が1つ出ているんです。これはインターネットで私も見たんですが、筑豊の庄内町です、ここでこのVFMの方式での建設計画の希望で資料を準備したら、ほとんど従来方式でやるのと変わらないというようなことで、地域活性化の面を考慮して公設の従来方式にしたということが言われているんですね。

そういう点で言えば、それともう1つは、今6月議会でも私言いましたけど、

この内容が全国的にはまだ学校給食は町で1つ、市で2つと、全国で13年経って、こういう状況なんです。ほかの事業をいろいろしているということで、昨日、この前も説明がありました。しかし、全体としてもこの事業がなかなか進まないというのは、失敗例も含めていろいろ出てきているということなんです。これは7日の日の学習会の時も説明がありました。結局、福岡市の給食センターを検討している、4社ぐらいこれに応募しているところがあるからと、何度もこう言わっしゃってですね、何か福岡市がやりよるから粕屋町もせないかんのかなというような言い方にとれたんですけど。福岡市は、私も6月議会でも言いましたように、ごみ焼却発電施設を活用したスポーツ施設「タラソ福岡」が経営破綻したと。これは事業計画の過大見積もりによって2年半後には経営破綻することになったとか、また近頃は、こども病院の建設で、PFI事業者を選定したと。しかし、公募といいながら1社しか参加しなくて、グループが決まったと。これは正式に日本鋼管、九電工、松本グループというふうに言われていますが、そういう点では、競争入札とも言えないような不正常的な状況もあるし、まさにこの官から民ということで、税金をこの企業が儲けのために大いに価格を引き上げて、そして儲かっているというようなことなど出てきているのがあるわけです。そういう点では、このPFI方式についても、そういう点などがしっかり準備していく中での前提としてもですね、もって取り組んでいかれるようにしてもらいたいです。

それと、もう1つは、この学校給食問題で一番皆さん関心があるのは、子どもを持つ小中学校のお母さんやお父さんですね。私たちじいちゃん、ばあちゃんも関心あるわけですが、こういう中身について、PTAの役員の人たちにどういふふうな説明がされておるのか、それを教えてもらいたいですね。

◎議長（進藤啓一君）

因教育委員会次長。

◎教育委員会次長（因 友幸君）

建設問題については、検討委員会では小学校、中学校、PTAの代表者の方が入っておられましたので、そこそこの中で説明はあっていると思います。ただ、粕屋町の場合、こういう導入可能性調査をまだうちは手をつけていませんので、PTA等にはまだ報告はしておりません。ある程度方向性ははっきりした時点でPTAとかそういうところには説明をしていく形になると思います。

以上でございます。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎3番（田川正治君）

中央保育園の民営化の問題のときでもことばの教室の民営化のときでも、大体物事は決まって方向性が定まって、そしてやっと我々議員がわかるようなことなどとか、いろいろありました。関係者の人はなおさら知らない。議会で、こういう取り上げて知らせることによって知ったというのものもあるわけですよ。そういう点では、P T Aの人がこの検討委員会の中に入っているからということですけども、資料を見たら校長さんは入っているけどP T A役員は入っていないというのもありますよね。だから、P T Aの役員がどういうふうにかこのことについて知らされているのかということもありますし、これはアンケートとか資料、少なくともアンケートは今後の学校給食のあり方として、どの方向を望まれたのかということなどを行うことが、町として責任としてあると思いますが、その点について回答願います。

◎議長（進藤啓一君）

因教育委員会次長。

◎教育委員会次長（因 友幸君）

検討委員会の中には、小学校と中学の校長は入っていましたし、小学校と中学のP T Aの代表者は入っておられましたので、もう一度確認してもらいたいと思います。

それから、今やっぱりああいうふうに町民の皆さんに問うのではなくて、導入可能性調査をして、ここで判断をしなければ、まず粕屋町でP F Iをするかせんかというような問題より、できるかできないかの調査をさせてもらいたいということで、予算計上をさせてもらっておりますので、ご理解をよろしく願います。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎3番（田川正治君）

何度も言いますけど、P T Aの役員、あれを見たら3校しか入っていないんですよ。結局、小学校、中学校のP T Aの会長はみんな入っているわけではないんですよ。今次長が言いましたが、入っていることは入っています。校長も含めて入っています。しかし、入っていないところもあるということなど含めて、全体にこの主旨が伝わるということと併せて、アンケートについても大事な内容でありますので、町民に知らせていくということをぜひ行うように求めまして、次の質問に入ります。

保育所と幼稚園の待機児童解消と環境整備についてです。さきの国会で子ども

子育て新システム法が決まり実施されるようになりますが、これまでと同様に町による公的責任において保育が行われるのか。町としての独自の施策が必要ではないかという点で質問を行いたいと思います。この点については、考え方として、このシステムがどういうものであるかということも含めて、私が知っていることを述べておきたいと思います。そして、町としてもこのシステムについて今後どういうふうなことが求められているかということなどが検討されている点があれば、発言してもらいたい、答弁してもらいたいと思います。

このシステム、子ども子育て新システムについては、今までは公的責任によって保育所に入れない子どもたちを保育所に入れることも含めてあったわけですが、今度のシステムでは、町としては保育所に入園するだけの必要性があるのかどうかということを確認することだけにとどまって、待機児童があるとか、保育所をどう増やしていくかということについては補助金も含めて出ないという仕組みです。なかなか町として、国のやり方だけを待っていても粕屋町の子ども子育てに本当に責任を持つということができないというふうに思うわけがあります。そういう点でいえば、労働時間に応じて、保護者の働く時間に応じて子どもを保育園に預けることとなりますが、それについての認定が町でされた場合、結局、今は1日パートで働いていて、2回ぐらい働いたり昼間働いたりということで1日保育できないということで、4～5時間働いている人たちは保育所に預けるということなどもやっておられると思うんですね。そういう点で、いわゆる町立保育園とか認可保育園の役割は非常に大事であるわけですが、この状態が今度は認定された時間以外に子どもを預けるということになったら、自ら自分がその保育所にお金を払うという関係が生まれるんですね。申し込みも直接、その認定書を持って保育所に行くということになります。ですから、なかなか今までのように役場の方で面倒見てもらって、そして保育所に入れてもらうというようなことで、できない状況が生まれてくるわけで、そういう点では、今まで、児童福祉法の24条に基づいて、そういう保育を必要としている児童を市町村が保育所で保育しなければならないという、そういう一番大事な児童福祉法が抜け落ちるということになるわけですが、この点について、新しいシステムによって負担できない保護者に対しても、町の助成など含めて行っていくという方向が求められると思いますが、この新システムとの関係で、町として今後どのような方向を行っていくのかという点での町長の見解をお尋ねします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

それでは、田川議員のご質問にお答えいたします。

子ども子育て新システムについては、社会保障と税の一体改革の中で、子ども子育て新システム関連3法案として国会に提出されたところでございます。そして、3党合意により修正され可決成立をしております。児童福祉法第24条の改正についても保育所における保育の実態、実施義務においては現行どおり市町村がその義務を行うということになっておるところでございます。また認定子ども園法の改正についても、既存の幼稚園及び保育園のままでもよいとのことであり、以降については義務づけがないとのこと聞いております。したがって、これまでどおりの保育が実施できるものと考えております。

今しがた、田川議員の説明によりますと、私が答弁する内容とは違うというようなことになるわけですが、そういったことは聞いておりません。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎3番（田川正治君）

今までの保育園、幼稚園が残るといのは決まっているんですよね。結局、幼保一元化について、保育所、幼稚園の関係者からもいろんな反対も含めて、国会に対する要請などあって、これはよくないと。いわゆる教育者、教育、文部省と厚生省の関係で、こういう関係もあります。いずれにしても幼稚園と保育園のあり方という点では、具体的にやれるものではないということで、これは非常にいい判断がされたのではないかと、私は思っています。ただ、この幼保一元化の問題で一番問題なのは、この出てきた内容が待機児童を解消するために、その幼稚園が空いているところに保育園を入れてという発想なのです。待機児童解消というのがそもそもの考え方の基本にあって、そのためにどう、そして企業を参入させていくかということ。そのためにこの子ども園などをつくって、直接契約させていくというやり方も入れていくということになってきたということなのです。

そういう点でいえば、私はこのシステムがあったとしても、粕屋町が現状において待機児童が増えている状況、そして保育園も幼稚園もいっぱいだと、今年から幼稚園も待機児童が出そうになりよったということなどもあります。そういう点でいえば、このシステムが起動していくという点では、粕屋町は少子高齢化ということではなくて、子どもが増えているということですから、この実態に合わないシステムになると思うんですね。だから、今までどおり、保育所を増やしていくことによって待機児童を解消していくという方向を町として持たないと、こ

の新システムで待機児童が解消されて、そして子どもたちがそれで大丈夫だということにはならないと思うんですね。

そういう点で、私はこのシステムとの関係で、先ほど言いました子ども園の問題が特に働く人たち、親の条件によって保育所に入っている時間が決まるというようなことなど、それとか保育料が決まるということなど、時間が狭められるということなどあるわけですので、そういう点は、具体的に国からのそういう資料通達など来る中で検討してもらいながら、今までの認可保育園とか粕屋町での待機児童が解決できないためにどうするかという点については、引き続き保育士を増やしていくという方向での方針を持って取り組まれるようにしてもらいたいと思います。そういうことについては、そういう要請という点で止めておきたいと思います。

それと、もう1つは、今までの問題としてありますので、関連して質問をさせていただきます。これは町長で答弁できる分はぜひお願いします。

1つは、老朽化した建物についてですが、これが保育所がずっと続いているわけですね。国からの補助金がない、そういうことでやめると、建て替えができないというようなことなどできていますし、耐震化もこのままでいくということですので、この、さっき言いました新システムが入っても何ら改善される方向というのは出てこないことなんですよ。おまけに、私立保育園の運営費も削減しようということなどあるわけですから。だから、認可保育園であってももう全然そういう点では補償がないということが、国の制度との関係で出てくるわけですから、町で本当に計画を立てて、老朽化したところを、雨漏りも含めて修繕すべきところを、中長期的な計画を持つという点で、6月議会でも述べました。その時には来年度から計画を立てて公共施設の建物のそういう修繕・建て替えなどを計画を立てていくということでしたけど、来年度の予算との関係もありますけど、今老朽化した保育所の建物、このままに放置しておくということではないと思いますが、町長の見解をお願いします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

今年度、老朽、いわゆる公共施設についての耐久調査をしております。そういったことで、その調査の結果を見て緊急度の高いものから手をつけていくということになるかと思います。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎3番（田川正治君）

あと3つほど、保育所の問題で質問いたします。これは今までも述べてきたことなんですが、正職員が保育所、幼稚園でも不足している。不足というのは、嘱託、臨時に代えられていっているということによって、正職員が少なくなっているということなんですが、このことについてはクラス担任は正職であるべきだということなども問題提起をしましてまいりました。その問題と併せて、嘱託や臨時の人たちの労働条件、賃金の問題も含めて同じ同一賃金の精神から言えば、同じ仕事をしておられる人たちの待遇というのは改善していく必要があると思います。私も孫を保育園に連れていって、どの人が正職員でどの人が嘱託か臨時かというのはわかりません。わからなくてもいいんです。私は一生懸命やっていたいでいる先生たちを大事にしなければならないというふうに思っておりますけど、その人たちが同じところで働きながら、その条件が違う。これは町の役場の職員の人たちにもそういう問題がありますが、特に命を預かる保育園の人たち、幼稚園の先生たちの正規雇用を増やしていくことが、何度も私も問題提起してきましたが、この点については現状において、先日もらいました資料ではクラス数よりも正職員が少ない。園長さん含めても足りない、正職員の方が少ないというところがありますので、これをどういうふうにしようとしているのかということが1つ。それともう1つは、緊急に補充してもらう必要があるということが1つ。

そしてもう1つは、前回の6月議会でも問題を発言いたしましたけれど、待機児童解消のために50人以上の待機児童がいるところは市町村に整備計画の策定が義務づけられて、実施状況を公表するということが児童福祉法24条に述べられておるわけですが、この中身は、待機児童解消のため、原町保育園が増えるというようなこととか、中央保育園を存続していきながらというようなことで、120人来年は増えていく、子どもさんを預かる分が増えるということはわかるんですけど、中長期的な方向も含めてつくっていく必要があるわけで、そういう点で、まず、この整備計画を出された中身で、今年度、来年度も含めてどういうふうな方向を持っておられるのかというのを、答弁を求めたいです。

それともう1つは、原町でも、今の保育園が今度新しく整備されるわけですが、この現地というのですか、建設予定地が、夏草がいっぱい生えて、とても建物が建って保育園ができるという感じになってなくて、あれはどうなるのかと。何か国の補助金が減らされたり、何かあって中止になったんじゃないかというようなことなどのうわさも出るような状況になっているわけですが、それは清掃してきれいにすれば済むことであって、きれいにするという点ではできるでしょうけ

ど、国のこの補助金との関係も含めて、決まっているはずのものがひっくり返されたということはないと思いますが、そういう点を含めて、質問、回答を求めます。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

職員の補充の件で、まずお答えいたします。採用しても近頃はもう1年も経たないうちに辞めていくとか、そういった職員が結構おります。そういう中の1人に、今おっしゃった正職もございました。来年度3名採用する予定にしております。

次に、保育園、保育所等の将来計画についてでございますけれども、来年4月に原町駅前保育所が供用開始をいたします。それを見ながら、今後の児童数の園児数の推計等を行いまして、場所等を含め検討してまいりたいと思います。

それから、次に、原町駅、今お話ししました保育園の建設予定地に夏草が繁茂しているというお話でございますけれども、これはJRの建設工事でございます、JRの方との設計段階での話の詰めがあってないということで、ようやくそれを請けた業者の方が直接やると、協議して、もう工事に今入っておるところです。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎3番（田川正治君）

クラス担任がいなくて、正職員はいないところがあるということについては、答弁がありませんでしたけど、これは部長の方からでも答弁をお願いしたいと思います。どういうふうな状況で、今後どういうふうにかこの正職を確保していくかという点では、結局、2人体制でいくとか、補充ができるようにしていくとかいうのをもっと確立しないと、1人、総数として1人減ったから1人増やすというやり方では、臨時にとか嘱託になってしまうという方向になりますので、正職そのものの枠を、クラス担任で2人にするとかいうようなことなどを考えて取り組んでいく。これは労働組合もそういう提案を、要求をしているということを知っておりますので、ぜひそういう点でどのように考えているのかという点で、部長の方から答弁をしてもらいたい。

それでもう1つは、先ほど、1年採用で辞めると、1年で採用して、これは私は思いました。本当、大変ですよ。保母さんたちが、夏の暑いときに子どもと一緒に20人ぐらいを2人ぐらいで面倒見ながら、本当、そして食事も、もう本当

ちょこっと、どうして時間的に取って食べられてあるかわからんですね。1人で、私も2人の孫を面倒を見るだけで、もう足にまわりついたり、食事をするとき、便所に行くときに追いかけてまいますよ。そういう子どもがおるのをどう保育して、教育的な立場でやっていくかという点でいえば、幼稚園もですけど、保育園も、やっぱり命預かるところ、事務的な、パソコンを打っているところであれば、まあ臨時とあれと替わっても技術の問題ではそう変わらんかもしれんです、正職員と。ただ、こういう現場に、増やすという、公務員定員法の関係がいろいろありましようけど、しかし、臨時は臨時として、もう1つは計画も立てて、町としてそういう方向を決めるというのをやっていかないと、やっぱり失望するというか、きついというか、大変というのがあって、昔は汚い、きついとか、何か3Kとか言われていましたけれども、今は保母さんというのは、本当、看護師さんもそうですが、大変だと思うんですね。そういう点からも、私はもっとこの正職に嘱託、臨時の人たちをしていくということを含めて、確保していくべきと思いますが、部長の見解を。

◎議長（進藤啓一君）

工藤住民福祉部長。

◎住民福祉部長（工藤龍一君）

正職の採用の件なんですけれども、昨年度より計画的に、やはりクラス担任は正職員でないと駄目じゃないかということで、昨年退職者がいないにもかかわらず3名の採用をやっております。今年度も定年退職者はいませんが、今募集は3名の職員の募集でやっておるところでございます。今後とも、やはり女性の職場でありますので産休の方がおられたり、そういったこともありまして、なかなかその分まですべて正職で補うということもなかなか難しゅうございます。先ほど議員が言われたように、臨時さんも職員の方と同じようにやっているからということで、それで、職員に上げるということもですね、なかなか難しい問題でございます。ただ、臨時さんから嘱託の職員へという道は、責任ある、要するに実績のある方はそういった方向も考えておるところでございます。

それから、先ほど町長の答弁の補足になりますけれども、50名以上の待機児童を抱えたところは、整備計画を出さなきゃいかんんじゃないかということなんですけれども、うちの方としては、県からアンケートが7月に来まして、こういったことで120名の保育所を建てるという回答をしております。それで、整備計画については、まだ県の方から建てなさいということはまだ言われていない状況でございます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎3番（田川正治君）

保育所の件については、時間の関係もありますので、以上で終わりたいと思いますが、いずれにしても長期的な、中長期的な計画も含めて、保育士も含め、保育所の建物も含めて、予算も含めて増やしていくことの措置をするように求めまして、次の質問に入りたいなと思います。

次は、太陽光発電の設置助成補助制度についてです。これは今、全国的にもこの制度が増えておりまして、福岡県でも北九州、福岡はじめ36市町が行っております。全国では昨年12月で900自治体でしたので、1,000自治体は超えていると思います。これは、国のエネルギー政策も含めて県からの補助金などもありますし、これを活用してぜひ独自に住宅リフォーム制度にある太陽光発電のリフォーム制度とは別に、ほかの自治体でもこの制度を確立しておりますので、制度化するように求めたいと思いますが、部長に答弁を求めます。

◎議長（進藤啓一君）

松永都市政策部長。

◎都市政策部長（松永誠一君）

田川議員のご質問にお答えいたします。

ご質問の太陽光発電設置の補助金制度につきましては、現在地球温暖化が進んでおり、その原因は二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスであると言われております。そのため、二酸化炭素の排出をできるだけ抑える低炭素社会への転換が急がれています。その対策の1つとして、国は再生可能エネルギーの導入で地球規模での環境問題を解決する手段として、太陽光発電システムを有効と考え、一般家庭の促進のため住宅用太陽光発電導入支援補助金を実施し、設置費用の一部を補助しております。また全国の自治体におきましても、議員が言われますように、この国の補助金にプラスいたしまして、補助金を出している自治体もありますので、近隣市町の補助金制度、また補助金の活用状況等を調査いたしまして、今後、本町におきましても太陽光発電の補助金制度を検討していきたいと考えております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎3番（田川正治君）

お隣の志免町は、この住宅リフォーム制度は200万円ですが、太陽光発電に

500万円を予算化して取り組んでおるわけですが、その中身については、志免町は1キロワット当たり2.5万円と、上限10万円を補助していくということであるわけですが、先ほど言いましたように、県としても、この補助制度7億3,000万円ほど予定、予算が計上されているということでもありますので、積極的に活用していくようにしていただきたいと思えます。

続きまして、住宅リフォームの助成制度の拡充について質問いたします。全国的な住宅リフォーム制度を実施しているのは、7月6日時点で533自治体になっております。実施率は29.8%、福岡県は17自治体で27.9%であります。この住宅リフォーム制度は、補助金を使うことによって工事総額が、この補助金との関係から見ても、経済波及効果が非常に大きいということがあります。粕屋町でも去年がこの資料として見せてもらいましたけど、利用額が125万円15件であったということです。工事総額は2,140万円ということです。そういう点で、経済波及効果は17倍と言われているわけであります。これは全国的にもそういう傾向で、経済波及効果が増えてきているということでもあります。問題は、今年が6月7月で、この補助金の170万円が使われるということで、昨年度からこの中身が知らされて非常に徹底して活用が増えてきたということになりますので、今年度の補正予算を組んでも、この活用を促進していくようにしていくべきだと思いますが、部長の答弁をお願いします。

◎議長（進藤啓一君）

松永都市政策部長。

◎都市政策部長（松永誠一君）

住宅リフォーム制度につきましては、地域経済の活性化及び町民生活の安定を図ることを目的に平成23年6月1日から実施しております。平成23年度の補助実績は15件で125万3,000円と、予算計上額300万円に対しまして執行率が41.8%にとどまっておりますが、平成24年度の補助実績は、平成24年8月末現在で21件、181万2,000円、執行率60.4%に達していますので、今後の申請状況と予算の残額を把握しながら、増額補正につきましては検討をしてみたいと考えております。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎3番（田川正治君）

ぜひ、補正も含め、地域の活性化、粕屋町の業者が、粕屋町の人がリフォームすることによって、税金もそれだけ増えていくということにつながるわけですから、ぜひお願いをしておきたいなと。

次に移ります。中学生までの医療費の無料化についてであります。これは全国的にも高校までの医療費の無料化というのが増えてきております。福岡県内でもみやこ町で高校3年、古賀市も高校3年までということになっています。中学生までの通院・入院は無料化している、また入院を無料化しているところは北九州市はじめ3市6町あります。日本医師会もこの中学3年生までの医療費無料化は国の責任において実施するようという提言をしております。昨年12月議会で川口議員も中学3年まで無料化するための予算額600万円ぐらいで済むのではないかと試算額を示してくれということも言われて質問をされておりました。本議会で提案されております小学校6年生まで無料化と比べても、中学3年生までの無料化については、予算上も実現可能な金額であると思うわけですが、この点について、町長の答弁をお願いします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

お答えいたします。

今回、6年生までの入院について無料化するという条例案を提案させていただいておりますけれども、これは糟屋郡内の町、新宮町を除く6カ町で協議をしてまいりました。その結果、まず6年生までの入院についての医療費の無料化をしようということで、来年4月から実施してまいりますので、まずその実施の状況を見ながら、今後の検討課題とさせていただきたいと思っております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎3番（田川正治君）

時間が来ましたので、以上で終わりたいと思いますが、先ほどから町が社会福祉の向上に努めると、自治体の役割という点についての質問を中心に行ってまいりましたが、ぜひ今後の町の自治体の役割として重視して取り組んでいただきますよう、以上で質問を終わりたいと思っております。

（3番 田川 正治君 降壇）

◎議長（進藤啓一君）

ここで、暫時休憩といたします。再開は11時45分からといたしますので、よろしくお願いいたします。

では、暫時休憩です。

（休憩 午前11時34分）

(再開 午前11時45分)

◎議長(進藤啓一君)

再開いたします。

6番 因 辰美議員。

(6番 因 辰美君 登壇)

◎6番(因 辰美君)

それでは、早速質問させていただきます。質問に入る前に一言申し上げます。一般質問は粕屋町の将来をよくするために、議論の場として、議会の双方が切磋琢磨し、研さんしなければならないと思っています。私たち議員もいろいろな住民の皆さんと協議し、行政に対して改善していただきたい点や考え方の違いを住民の代弁者として聞くことは当然なことであり、厳しいことを申し上げることもありますが、決して文句を言っているわけではなく、議論をしていることを執行部側も十分認識していただくことを要望し、質問に入ります。

水害対策について質問をいたします。まずはじめに7月下旬の九州北部豪雨の被災地の皆様に心からお見舞いを申し上げます。いつどこで発生するか予測がつかない地震やゲリラ豪雨、最近では雷、竜巻と、過去に経験のないような異常気象が頻繁に繰り返し発生しています。ですから、国の計画も防災に多くの予算が組み込まれるようになりました。私も多々良川に関する水害対策について質問をいたしました。前回聞き漏らした部分がありますので、再度質問をいたします。

前回の内容をおさらいしますと、多々良川の河川改修は名島河口から香椎線鉄橋まで、平成23年度までの事業進捗率は78%、完成年度は平成30年度の予定となっていると説明されました。まず、はっきりさせたいことがあります。前回多々良川の河川改修はどの災害を基準に設計されたのかと質問をいたしました。町長の答弁では、50年に一度の災害基準、いわゆる50分の1と答弁をされました。私が100分の1ではないですかと聞くと、都市政策部長は10分の1と答えられました。大体どの設計基準が正しいのでしょうか。答弁を求めます。

◎議長(進藤啓一君)

松永都市政策部長。

◎都市政策部長(松永誠一君)

6月の議会で答弁いたしました10分の1の確率が正解でございます。

◎議長(進藤啓一君)

因議員。

◎6番(因 辰美君)

すぐわかるのであれば、ぜひ議会中にでもすぐ答えていただきたいと思えます。私も県に聞きますと、当時は100分の1で設計をされていたようです。しかし工事が長くかかりすぎることがありまして、とりあえず10分の1に変更し、香椎線鉄橋まで進む計画に変更したという回答を受けました。そういうことで、すぐわかりますので、できましたらすぐ回答をいただきたいと思えます。

次に、粕屋町の香椎線鉄橋の上流部ですが、非常に景観が悪いし、堤防を越す水害も起こっていますので、当然改修・整備の必要があると思っています。大隈までの多々良川河川改修は県の計画にありますか。

◎議長（進藤啓一君）

松永都市政策部長。

◎都市政策部長（松永誠一君）

先ほど議員も言われましたように、多々良川の本線が、今の予定では平成30年ということになっておりますので、それ以降の、今確実にできるかできんかというのは言えませんが、上流に向かっていくことだろうと考えておりますし、こちら側も要望していきたいと考えております。

◎議長（進藤啓一君）

因議員。

◎6番（因 辰美君）

この件も、聞きましたらですね、鉄橋までであるの計画はないということで、返答がありました。計画は安全であるという認識でよろしいですかね。河川計画が、改修計画が、県の方に聞いてもないということで、回答がありました。こういうことは、あるということは、県の方も安全であるという認識のもとに回答されたんだろうと思いますが、私はその認識でよろしいですかね、町の方も。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

改修計画がないということで、安全であるということにはつながりません。

◎議長（進藤啓一君）

因議員。

◎6番（因 辰美君）

多々良川の河口付近に近い名島地域の河川整備を見ますと、広い川幅、高い堤防、安全な遊歩道が完備され、住民の憩いの場として地域に大きく貢献しており、これが同じ多々良川なのかと正直羨ましくてたまりません。粕屋町を流れる

多々良川は多くのため池を満水にし、水田を潤し、飲料水や防火用水の機能を兼ね備えており、粕屋町にとってなくてはならないとても重要な河川であるといっても過言ではありません。しかし、これだけの重要な河川でありながら非常に景観が悪く、浚渫だけで何も整備されないことは、非常に残念でなりません。

町長に質問しますが、多々良川の景観をどのように思われますか。また、今後の対応としてどのような構想をお持ちでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

現状は、非常に堆積をして結構大きい木も、川の両側に生えておるといったような状況で、決して河川環境はいいという状況ではございません。今後、今からはちょっと後の答えになりますけれども、その中でお答えしていきたいと思えます。

◎議長（進藤啓一君）

因議員。

◎6番（因 辰美君）

私は、もう新しく道路をつくる時代ではないと思っております。それよりも水害に対する防災の優先性や、景観を大切にする住民の心を育むためにも河川整備を重視する時代に来ていると思っております。多々良川は県の管轄ですが、粕屋町が恩恵にあずかっている観点から考えると、多々良川整備に町の予算を計上することはやぶさかではないと思っております。県と一緒に前向きに河川整備に取り組む姿勢は重要であると思っておりますが、いかがでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

今、因議員がおっしゃるように、全体的に荒れているということでもございません。私が建設課長をしておる頃、大川小学校のグラウンドの横に親水護岸がございます。今できている伊賀公園のところにも親水護岸がございます。それからもう1つ、プールの付近にも1カ所ございます。あの頃は結構景気も右肩上がり、で、税収が非常に潤沢にあったというようなことで、いろんな河川の浚渫等も頻繁に行われておったところですけども、今現状は、町もそうですけれども、国・県・町、それぞれ非常に逼迫した財政の中でして、そういったことで今河川の浚渫もできない、なかなか進まないというような状況になっております。

以上、そういった前の投資も、以前はそういった投資もされ、粕屋町において

はそういった3カ所も親水護岸を建設したという実績もひとつ認めていただきたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

因議員。

◎6番（因 辰美君）

今、3カ所の親水護岸が整備されたということでお答えいただきましたけれども、今誰も利用していないのが現状じゃないかなと私は思っています。これは正しく汚いから近寄らない、危険だから近寄らないというような護岸だと思うんですよ。そういった中で、やはりそういった景観整備というのはそういったものを使われやすくするためにやはりそういった整備を行わなければいけないのじゃないかと。新しくするのではなくて、そういった環境を整えるというような努力もされたらどうかと思いますが、いかがでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

そのとおりです。ですから、親水護岸は特に伊賀公園のところの親水護岸については、繁茂している樹木を伐採し、親水護岸たるべく状況を取り戻すようにということ、これは町の方でやるということで、今指示をしております。

◎議長（進藤啓一君）

因議員。

◎6番（因 辰美君）

ぜひ、住民が親水、水に親しむようにされるような護岸を回復していただきたいと思います。

次に、平成21年に発生した大川小学校の水害を教訓に、子どもたちを水害から守るという観点から、その対策として薬師井堰を固定井堰から可動井堰へと改修し、大川小学校付近の水位を下げるために、下流の古屋敷の固定井堰を撤去し、下流に水をスムーズに流す計画をされ、価格と期間を尋ねたところ、転倒井堰の工事は平成26年から着工し、28年に完成予定、事業主体は福岡農林事務所、事業費は6億円であると説明をされました。下流の雨水地区に説明はされたのかと聞くと、農林事務所の方で影響について調査しており、終わり次第地元協議を行うと答弁されました。平成11年の水害で雨水橋の下流にある福岡市の導水管に流木やごみなどがつかえ、雨水、（ヒロタ）をはじめ、東区にも災害が広がり、その原因を解決するために（ヒロタ）井堰が撤去をされました。しかし、水位が下がり、浸水のないはずの雨水地区が平成21年の水害では古屋敷固定井堰

のすぐ下流でありながら、江辻山付近や雨水橋付近が家屋浸水や擁壁崩壊をいたしました。このように過去の経緯がありますので、雨水地区の皆さんは、水害に対して非常に過敏になられていますので、事前説明を要望したところ、県の調査を待たずに、行政区長を通して工事の影響や概略説明を行うと答弁されました。その後の対応について経過説明を求めます。

◎議長（進藤啓一君）

松永都市政策部長。

◎都市政策部長（松永誠一君）

今年6月の一般質問以降、7月の末だったと思いますが、江辻公民館におきまして、江辻の行政区長、また江辻の農区長に来てもらいまして、県と町も来まして、この概要について説明しております。その後、江辻の行政区長さんの方より、隣組長にも説明してもらえんかということで、ちょっといまだにされてないんですが、それは井堰自体が戸原にありますので、戸原区を先行して、江辻区の説明会をするよりも先に戸原区をしたいということで、ちょっと今戸原の出方を待っている状況でございます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

因議員。

◎6番（因 辰美君）

今、行政区長と農区長に協議をされたと、説明はされたということですね。あとは各組長にも説明をしてくださいという要望をしたということによろしいですか。

◎議長（進藤啓一君）

松永都市政策部長。

◎都市政策部長（松永誠一君）

これは、江辻の行政区長さんの方から隣組長にまで説明をしてもらえんかということで、依頼を受けております。

◎議長（進藤啓一君）

因議員。

◎6番（因 辰美君）

前回説明いただきましたけれども、平成26年度からの着工ですから、もう協議・検討する時間が少ないわけですね。ぎりぎりになってから、「もう決まっていますから」では許されません。それに大川小学校の児童を守るための工事になるわけですから、同じ校区内の反対はできません。しかし、下流の住民として危険

回避の対策は当然の権利であると思います。スムーズに着工するためにも早急な行政の対応を再度求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

今議員がご心配のようなことについては、十分私どもも配慮しておりますので、農林事務所並びに県道整備事務所と一緒にあって、雨水地区のそういった憂慮されている部分の払拭に努めてまいります。

◎議長（進藤啓一君）

因議員。

◎6番（因 辰美君）

水害は床上浸水、床下浸水だけではなく、時として命を奪う危険性も含んでいることを忘れてはなりません。よい事業をされていることは十分に認識をいたしております。しかし行政として下流で生活されている住民の皆さんへの十分な配慮を忘れないよう、強く要望し、1点目の質問を終わります。

続きまして、都市計画について質問をいたします。粕屋町都市計画マスタープランを読ませていただきました。将来の都市像として『まちと緑がとけあうコンパクトシティかすや』を目指し、用途別ゾーンで固め、20年後を目標に進めていくと、平成22年度に作成されました。では、まず1点目に、福岡都市圏の中で粕屋町の都市計画が行われていると聞きますが、どのような理由で参加しているのか、よろしければ内容も少し説明をお願いいたします。

◎議長（進藤啓一君）

松永都市政策部長。

◎都市政策部長（松永誠一君）

因議員のご質問にお答えいたします。

ご質問の中に福岡都市圏とありますが、福岡都市圏とは地域エリアを指し示すもので、一般的に福岡都市圏という場合には、福岡市を中心に筑紫地域4市1町、糟屋地域1市7町、宗像地域2市、それに糸島市を含めた9市8町で構成する地域のことです。ご質問の内容は粕屋町の都市計画が属しているものについて、その参加の理由を質問されておりますので、福岡市、春日市、大野城市、志免町、本町で構成いたします福岡都市計画区域に関しての答弁とさせていただきます。国の都市計画区域の定め方としましては、都心の市街地から郊外の農地や山林のある田園地帯に至るまで、人や物の動き、都市の発展を見通し、地形などから見て一帯の都市としてとらえる必要がある区域を都市計画区域として

都道府県が指定しております。

このようなことから本町も福岡都市計画区域として、また一帯として発展することを要望し、福岡県が本町を昭和42年9月16日、福岡都市計画区域として編入しております。これにつきましては、本年環状化が完成いたしました都市高速道路をはじめとする都市計画区域内の一帯とした道路網の整備や空港・港湾といった都市施設からのアクセスがあり、1つの都市計画区域としての発展があったものと言えます。今後も本町が発展していくには、福岡都市計画区域内の重要な地域拠点であることに変わりはなく、今後一層その重要度を増してまいります。

以上でございます。

◎議長（進藤啓一君）

因議員。

◎6番（因 辰美君）

町長は、この都市計画マスタープランをどのように評価されておりますでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

それは、将来を展望した粕屋町のあるべきプランがマスタープランでございます。それで、私は立派なプランだなというふうに思っておりますし、このマスタープランを、できるだけプランにのった年度で進めていくということが、最終の粕屋町が到達するところだというふうに理解しております。

◎議長（進藤啓一君）

因議員。

◎6番（因 辰美君）

はい、了解しました。

続きまして、2点目、粕屋町は農地の占める割合がとても多いと思いますが、参加している各行政の調整区域を含めた農地占有率について、説明を求めます。

◎議長（進藤啓一君）

松永都市政策部長。

◎都市政策部長（松永誠一君）

本町の農地は2.92平方キロメートルでございます。町の面積は14.12平方キロメートルですので、農地の割合は20.6%ということになります。ご質問の福岡都市圏の各行政のデータを平成23年度版の福岡県市町村要覧で調べます

と、福津市が24.1%で一番多く、次に本町で20.6%でございます。以下、糸島市が20.5%、宗像市が18.7%ということになっております。

◎6番（因 辰美君）

参加している市町村の有占率ですよ。

◎議長（進藤啓一君）

はい。

◎都市政策部長（松永誠一君）

失礼しました。福岡都市計画区域内の農地占有率ということですか。

◎6番（因 辰美君）

はい。

◎都市政策部長（松永誠一君）

さっき言いましたように、3市2町ありますが、本町が1番で20.6%です。2番が志免町で8.39%、3番が福岡市で6.09%です。4番が大野城市で2.57%、5番が春日市で2.12%ということになっています。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

因議員。

◎6番（因 辰美君）

これは20.6というと、農振地域だけでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

松永都市政策部長。

◎都市政策部長（松永誠一君）

これは本町にあります。都市計画区域内、市街化区域も含めた農地の割合でございます。

◎議長（進藤啓一君）

因議員。

◎6番（因 辰美君）

52%じゃなかですかね。違いますか。

◎議長（進藤啓一君）

松永都市政策部長。

◎都市政策部長（松永誠一君）

そうでございます。農地を、先ほど言いましたように市街化区域、調整区域を含めた農地の割合です。

◎議長（進藤啓一君）

因議員。

◎6番（因 辰美君）

が52%でしょう。20.6%ですか、全体の。

◎議長（進藤啓一君）

はい。

◎都市政策部長（松永誠一君）

はい、そうでございます。20.6%です。

◎議長（進藤啓一君）

因議員。

◎6番（因 辰美君）

マスタープランの中には、粕屋町の魅力の1つに田園地域が多く残っていることは、都市圏全体の財産であると書いてあります。非常に、私も農家なんですけれども、これは財産かどうかはわかりませんが、地権者としては非常に迷惑な都市計画に感じるわけです。町長が、この飛び抜けた20.6%、粕屋町ですね。この農地占有率をどのようにとらえておられますか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

ただ、農地の占めるパーセントだけでは言えないと思います。地域全体、山もあるところがありますし、うちはほとんど平地、ほとんど山は0.5%あるかどうか、5%あるかどうかぐらいのことですから、そういう中で20.6%残っているというのは、悪い平地の中では積極的な開発が行われているということではないかと思えますね。

◎議長（進藤啓一君）

因議員。

◎6番（因 辰美君）

積極的な開発ですか。とはどういうことでしょうか、すみません。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

例えば、江辻区の流通パーク、それから酒殿区のイオンであったり、それから農家の方々は、市街化区域であればマンションをつくったりアパートをつくったり、ほかに倉庫をつくったりといったことで、それぞれ土地活用は図られているというふうに思います。因議員がおっしゃりたいのは、行政でどういうふう

できないかということだろうと思いますけれども、今手をかけているのは、九大跡地の24ヘクタールを粕屋町の西の玄関口としてどのような位置づけをし、開発計画をしていくかということで、今九州大学と協議を重ねておるところです。

◎議長（進藤啓一君）

因議員。

◎6番（因 辰美君）

5市の福岡、大野城、春日、志免、粕屋という中で、やはり皆さん一桁台の農地でございますので、極端に、この都市圏内での割合が、やはり平等ではないという気がいたします。ちょっとその観点で質問させていただきました。

続きまして、3点目、粕屋町の立地条件はとても素晴らしいと思いますが、近隣地域、大野城、春日さらには都心にはるかに遠い糸島市よりも整備が遅れているような気がいたします。粕屋町を豊かにする方策として、町長がどのような構想をもっておられるのかお聞かせください。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

どこの都市を見ても、これは不思議なことに、西の方から開けてくるというのは、ずっと昔からの状況みたいでございます。そういったことから、ようやく粕屋町がというところが認知され、東区の状況が認知され、今からが本格的な開発になってくるのではないかと思います。そういった意味では、粕屋町は人口増加の都市でもあるし、JRの駅が6カ所あるし、九州縦貫道のランプは近いし、都市高速のランプも近いし、そういったところの粕屋町にしかない、いいところを発信をしながら、発展をさせていきたいというふうに思っています。

◎議長（進藤啓一君）

因議員。

◎6番（因 辰美君）

都市圏のこの都市計画のわかりやすい資料はありますか。

◎議長（進藤啓一君）

松永都市政策部長。

◎都市政策部長（松永誠一君）

さっき言われました農地関係の資料ということでございますでしょうか。

◎6番（因 辰美君）

全部、都市計画をどのようにされているかという、要は、何しろ審議内容が全くわかりませんのでですね。そういった委員会とかがあるだろうと思いますけれ

ども、そういったものの資料がないのですか。

◎議長（進藤啓一君）

松永都市政策部長。

◎都市政策部長（松永誠一君）

現在、持ち合わせておりませんが、後日、そういうことを調査いたしまして提出したいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

因議員。

◎6番（因 辰美君）

はい、よろしくお願ひいたします。私も田んぼを1町5反の米をつくっております。しかし、生産するための農機具やら保管する納屋、いろいろ経費を差し引きますと、年間70万円の赤字なんですね。だから、田んぼをつくったぐらいでは、とても農家の方が、開発できた方がいいですけど、できなかった側の人たちはものすごく格差が生じております。ですから、その辺も、やはりもう少し田んぼがあるということはいいことは十分認識しておりますけれども、やはりそういった、何もかかられていない方、そういった方も多くおられますので、ぜひ十分その辺は今後の都市計画につけて、考えていただきたいと私は思っております。

それでは、次にまいりたいと思います。最後に、原町バス停について質問をいたします。現在、これはもう何回も言っておりますけれども、現在交通渋滞を緩和するためにつくられた原町のバスカットが、タクシーの待機場所に利用されていることは皆さんもご承知と思いますが、言われてみないと気づかない案件であると思います。今のままでは5,800万円で取得した土地代は税金の無駄づかいとなり、何ら交通渋滞の緩和にはなっていないのが現状です。このような中途半端な行政の事業こそ、議員がしっかりチェックし、行政に改善を求めることが責務であると思っております。バスカットを使用し、交通渋滞を解消していただきたいと。使われないバスカットは無駄な公共事業になるので、無駄にならないようにと4年間再三にわたり利用していただきたいと要望してまいりましたが、いまだに利用されていないのが現状です。振り返ってみますと、平成20年12月の議会の答弁では、店舗使用者との協議が調わない、22年の12月議会では店舗関係者が難しい条件を出してきたので、バス停の移動は断念し、現在のままにする。平成23年6月議会では、マンションの出入り口であり、住民が反対しており協議が難航している。平成24年3月議会では、マンションの臨時総会で説明したが、反対の声が多いなど、その場その場でいろいろな答弁がされましたが、

現況は何も変わらず、現在に至っております。

平成8年に県の事業で行われた道路整備ですが、当時の建設課長であった因町長に、前回「バスカットをつくっていただきたいと要望したのは誰ですか」と聞くと、粕屋町が要望し、県も必要性を認めたと答弁をされました。さらに町長は、今までこのバスカットがバス停留所として使われていないということに対して大変遺憾に思う。いろいろな部分で入り込み、早い解決をすると。非常に明快な回答をいただき、本当に期待をしておりました。しかし、半年が過ぎても、担当課からの経過報告は一切ありません。あの明快な答弁の勢いはいったいどこに行ったのでしょうか。その後、マンションの総会はあったと思いますが、進捗状況について説明を求めます。

◎議長（進藤啓一君）

松永都市政策部長。

◎都市政策部長（松永誠一君）

原町バスカットについての協議経過は、平成23年8月にMJRマンションの管理組合総会に出席し、説明を行いました。さらに9月にバス停利用者や停車時間の調査を行い協議を進めてきましたが、12月に当マンションよりバス停移転反対の要求書が提出されました。その後、若宮区長と原町区長とも協議を行い、再度、MJRマンション理事長に、西鉄バスの1週間の試運転を提案し計画いたしました。店舗外への周知徹底ができず、試運転実施を見合わせている状況でございます。現在、MJRマンションと店舗オーナー、またそれを管理しています不動産業者と移転に向けての協議調整を行っているところでございます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

因議員。

◎6番（因 辰美君）

何回も言いましたけれども、用地買収を坪単価90万円です。用地を提供しながら、使用については反対されている。このような矛盾が存在するのでしょうか。何かほかに理由があるのではないですか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

ほかに特別な理由はございません。ただ、店舗側がバスセンターをつくったりしたら、自分のところの店が見えにくくなるとか、そういったことでの反対でございます。いろいろ終日バスを運行して、あそこに停車する時間等も計らせてお

ります。1日14～15分だそうでございます。そういったことから、私どもはできるだけ早い解決をしたいということでございます。全くトーンは落ちておりません。今積極的に折衝しながら、せっかくバス停車帯があるんですから、早く活用できるように努力をしているところでございます。

◎議長（進藤啓一君）

因議員。

◎6番（因 辰美君）

あれは、店舗よりもバスカットが先にできたのではなかったですかね。その後、店舗整備がされたというふうに、当時聞いた覚えがあるんですが、違いますでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

ええ、もうほとんど同時ですね。あそこの陣屋さんとかカメラ屋さんとかラーメン屋さんとか、それからスナックとか、そういうのは後から入ったんですけれども、建物はほとんど同時ですよ。

◎議長（進藤啓一君）

因議員。

◎6番（因 辰美君）

それであるならば、店舗は、バスカットはあることはわかって入っておられるわけですね。ですから、店舗が見えないとか、そういった言い訳は言い訳にならないと思いますけれども、いかがでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

ええ、言い訳になりません。なりませんけれども、その用地を売却したオーナーが反対をしております。そういったことで売ってないといったことでしておりますので、そこら辺のもつれから解いていかんといかんと思います。実はご主人はお亡くなりになっておりますので、私はご主人とお話をして、そういったことで理解をもらって、バスカットの用地も分けてもらっておるわけですから、できるだけ穏やかな中で解決をしていきたいというふうに考えておりますので、今しばらくお時間をいただきたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

因議員。

◎6番（因 辰美君）

やはり、ほかに理由があるわけですね。先ほど「ありません」ではなくて、やはりバスカットとして当初は売られたと思いますけれども、今の方がご理解されてないということになれば、やはりそこが理由ではないかなと私も思っております。早期、解決をよろしく願いいたします。

公共事業には、いろいろな問題が発生すると思いますけれども、この問題はバスカットが利用できないのであれば税金は不当に使われていることになります。公務員だからといってこのまま放っておくことは許されるものではありません。約5,800万円の血税で利用されない土地を買ったのであれば、住民から見れば、誰が責任をとるのかと思うのは当然です。町長は答弁で早く活用することが責任だと回答されました。私もそのとおりであると思います。しかし、バスカットをつくって16年、一般質問で指摘してから4年間は過ぎようとしています。全く行政の対応にスピード感と責任感を感じられません。このような行政対応について、町長の見解を求めます。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

じゃあ、質問者に質問いたします。4年間もこの問題でご質問なされたということでございますけれども、1回でも店舗とかオーナーとかにお話をなされたことはあるでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

因議員。

◎6番（因 辰美君）

私ですか。

◎町長（因 清範君）

ええ。

◎6番（因 辰美君）

ありません。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

はい、よくわかりました。以上です。

◎議長（進藤啓一君）

因議員。

◎6番（因 辰美君）

これは行政の仕事であって、私が説得にいくべきものではないと考えております。ですから、行くのはいささか場違いではないかと、私は考えております。以前、東区の蒲田に産業廃棄物のごみの山がありました。皆さんもよくご存じであると思いますが、廃油をかけて野焼きをし、近隣に大変な迷惑をかける業者でした。この問題を解決するために、地場大手の企業が立ち上がり、ごみの山を買い、今ではきれいにゴミが撤去され、営業所になっています。その営業所計画の中にゴミの山に隣接する私の土地も含まれておりました。しかし、そのような計画は全く聞いたこともないし、土地を売ることも考えていませんでしたので、半年間返事をしませんでした。その間の地場大手の対応は、毎週平日に支店長と担当課長があいさつに来られ、日曜日には担当課長が私服でお願いにこられました。話をしているうちに、実は私どもはゴミの山を処理してやったのに、近隣の皆さんに感謝されるべきと思ってあなたに対応をしていましたと。しかし本当は何も知らせずになかったおたくに一番のご迷惑をかけていたんですねと、突然、うちの庭で土下座され、「申し訳ありませんでした」と、何回も何回も謝罪をされました。民間企業はここまで熱意を持って我慢強く対応されるわけです。行政はここまで真剣に、相手のことを考え対応していますか。今後の対応について、しっかり語ってください。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

粛々と解決に向けて交渉してまいります。以上です。

◎議長（進藤啓一君）

因議員。

◎6番（因 辰美君）

企業は、やはり毎週話に行ったりとか、日曜日に、今も言いましたけれども、日曜日に私服で来られたりとか、いろいろな努力をされております。やはり、ぜひそういった対応も1つの相手を説得する手段だと思っておりますので、ぜひその点についてもよろしく願いいたします。

最後に、公務員の皆さんにつきましては、給料を大手企業とよく比較されますけれども、私是对応能力もぜひ大手企業と比較していただきたいと思っております。そうしないと、住民は納得いたしません。このことを肝に銘じて、これからの業務に取り組んでいただくことを要望して、質問を終わります。

（6番 因 辰美君 降壇）

◎議長（進藤啓一君）

これにて、午前の一般質問の時間を終了いたします。

暫時休憩いたします。再開は、1時15分といたしますので、よろしく願いいたします。1時15分再開です。

（休憩 午後0時24分）

（再開 午後1時14分）

◎議長（進藤啓一君）

では、再開いたします。

4番 長 義晴議員。

（4番 長 義晴君 登壇）

◎4番（長 義晴君）

午後の1番で一般質問を行います。議席番号4番 長 義晴です。通告書に基づきまして質問いたします。

まず、最初の質問は、今後の財政運営について質問いたします。2番目の質問は、地方分権一括法について、町長はじめ執行部の答弁を求めます。

1番目の今後の財政運営でございますが、因町長の選挙公約であります5つの約束の1つであります行財政健全化であります。粕屋町は県内の他町に比べて自主財源比率60.4%と高く、財政運営の面では恵まれているのは事実であります。実質公債比率が18%を超えて、今後地方債を起債するには県の許可が必要となっております。すなわち、いくら自主財源比率が高くても、元利合計償還金の比率が高ければ、またその期間が今後続けば、町の運営は赤信号となります。これは、こういうふうな現象は小中学生でも理解できるところでございます。自主財源が今後とも安定的に伸びる裏づけがあつての起債であれば理解もできますが、この18%の指標基準を超えての予算実態は、計画的な事業計画に欠けていたのではないかと危惧いたすところでございます。これからの予算編成するポイントは、特に大規模事業計画について、中長期的な事業計画をリストアップして、中長期の予算配分を図る必要を感じます。

25年度予算編成は、因町長就任後、実質的には初めての予算編成でありますので、大規模事業計画については、町民にわかりやすく、中長期大規模事業計画を含めて示していくべきだと思ふが、いかがなものでしょうか。例えば、今後計画すべき事業としては、一部検討はしてある事業、また予定計画事業は1つ、学校給食調理場の建て替え問題。2つ、今後の人口増加に伴う小中学校教室の増設。3つ、老朽化が来ている幼稚園・保育園の建て替え。4つ、学童保育施設の整備。これは改造、増設等だと思います。5番目に、旧粕屋町ごみ焼却場撤去並

びに整地。6、道路の整備、県道・町道それから農道関係等々でございます。7番目に、河川の整備、これにつきましては、県の河川、うちのいろいろな水路関係もあろうかと思いますが、そういった負担金等々の事業が考えられます。

実は、町長就任時の所信表明、今年3月議会の施政方針を述べられた時点で、今後町長の中長期大規模事業計画の財政運営方針を出されてもよかったのではないかと考えますが、今に至っては因町長自らの予算編成は初めてであり、今後の町政運営の具体的な考えを示す機会と思います。25年の3月議会の施政方針演説、もしくは町民に発行されているわかりやすい予算書、いわゆる予算概要書の中に、今後の中長期大規模事業計画を迫られている実態を示していくべきと考えますが、因町長の考えをお尋ねいたしたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

長議員の質問にお答えします。

まず、議員がおっしゃるとおり、粕屋町の財政構造は自主財源比率は6割を超え、非常に恵まれた自治体ではございます。それは表面であって、中身はどうかと申しますと、実質公債比率18%を超えております。これは先ほど議員がおっしゃったように、新たな起債を発行するには県の許可が要るといった黄色の信号というべきところに来ております。これは要するに先ほどおっしゃったような大型事業の連発、それから今後景気がよくなるだろうという想定のもとにフォーラムそれからサンレイク、それから総合体育館のプール等が目白押しに建設をされました。そういったしわ寄せが確かに来ております。今後は、これらの維持管理についても多額の費用がかかってまいります。しかし、私は粕屋町民にとってこれだけ立派な施設を先に享受できるというのは大変幸せなことだというふうに思っております。今後、これの運営を含め、今後の財政運営をいかに舵取りをするかという責任が私にはございます。そういった意味で、今後の大型事業、要するにまずは学校給食センターの建て替え等があります。中央保育園もかなり老朽化をしてきております。仲原保育園もかなりの老朽化をしてきております。とにかく、今申しましたのはすべて学校関係、子どもたちに関する事業ばかりでございます。なぜかと申しますと、粕屋町は大変子どもの出生が多い、また若い人たちが、若い年代が粕屋町に転入をしてきていただいていると、これはやっぱり1つは交通の利便性がいい、6つのJRの駅がある。それから九州縦貫道路のインターチェンジが近くにある、それから都市高速のランプが町内にあるといった、大変狭い14平方キロの中にこれだけの駅並びに道路網の乗り口があるというの

は、日本広しといえども少ないだろうといった非常に交通の利便性に富んだ町で
ございます。

そういったところから、大変、ようやく粕屋町の良さが認知されて、近頃は転
入が大変多くなっておりまして、粕屋町の高齢者人口は14.9%ということで、
15%にも至っておりません。これは福岡県下では一番でございます。また、粕
屋町の平均年齢は39歳といった若い町でもございます。こういった町をつくっ
ていただいたのは先人の今までの努力の賜物だというふうに感謝しておるところ
でございますし、今後、なお一層の発展をするにはどのようなことが必要かと申
しますと、こういった交通の利便性を生かした開発等々に取り組みながら、やは
り自主財源をいかにつくっていくか、自主財源をつくることによって今の行政レ
ベルを堅持しながら、願わくばこれを向上していくというような施策を講じてい
きたいと思っております。十分に今後「入るを図って出るを制す」ということ
で、事業の優先順位を的確に順序立てをして、今後の行政政策に取り組んでまい
りたいと思います。

なお、町民の方には苦痛を与えることもあるかもしれません。これはやっぱり
お互いの受益者負担という立場での考え方も新たにしていける時期かなというふう
にも思っております。今後よろしくご理解、ご協力のほどお願いいたしまして、
今の質問に対する答弁とさせていただきます。

◎議長（進藤啓一君）

長議員。

◎4番（長 義晴君）

私の1つ目の質問につきましては、今まで町政を預かってこられたいろいろな
執行部の方々のつけとといいますか、いい方にとれば、今町長が言われたように先
人のいろんな設備の充実、いろんな利用者の利便性を考慮してのことだと思いま
すので、それはどっちがどうということは言えんと思いますが、私がこの1番目
で申したいのは、今、そこに申しました通告書にも書いておりますように、今
後、大規模事業等々が目白押しにあるわけですが、それを私たち議員はある程度
こういった流れで進められると。今まではいろいろな交付金とか補助金が付く事
業については優先順位がなかったも、それに飛びついて事業を進めてあったとい
うのも事実だと思いますが、私がここで言いたいのは、そういったことも含め
て、この事業は何年頃からこういうふうな形で事業化にしたいと。それも予算が
付くとかいろんな財政的に今が一番いいということもあろうかと思えます。そう
いったことを町民にわかるような形で、そこにも、今通告書には書いてございま
せんが、私が今申しましたように、来年の施政方針の中で、やっぱり書けば書い

たで責任があると思いますが、それはあくまでもいろいろなことがクリアできてのことだと思いますが、やっぱり今後についてはこういった流れで町政を今後運営していきたいということを具体的に示すことで、町民の方も期待と安心が出てくるのではないかとということで、ぜひとも町長、もう一度こういった中で今まで予算概念の概要書で書いてありますプラスそういったことまで踏み込んで町民に示していただくような姿勢、もう一度お尋ねしたいと思いますが。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

お答えします。町民の信頼と協力を得るためには、今長議員からお話がありましたように、事業の計画的な内容について、的確な時期をとらえて住民に公表をし、ご協力を願いたいという気持ちでおります。ですから、文書にしてそういったものは今後発行していきたいというふうに考えております。

◎議長（進藤啓一君）

長議員。

◎4番（長 義晴君）

前向きの答弁、誠にありがとうございます。そういった中で、答弁次第では、過去のこともちょうとふれてということで、どういうふうなことかといいますと、平成13年度町長が在職してあった景気のいいときといいますか、そういうふうなときには、要するに基金、公共施設整備基金、減債基金、財政調整基金等々の合計が41億円ばかりあったのが、現在22年度末には20億2,800万円まで減少しております。これは、有意義に使われているといえば、そういうふうなことですが、特に平成16年にかなりの起債を発行されて、その後は緩やかな減少にとどまっておりますが、こういったことがないように、いろいろ今後努力というか、議会も目配り気配りせないかんところもありましようが、取り組んでいただきたいというふうに思います。

次に、2点目の地方分権一括法についてお尋ねしたいと思います。地方分権一括法は1995年に設置された地方分権推進委員会の勧告を受け、今日まで幾多の勧告、見直しの協議がされてきました。平成20年5月28日には、地方分権改革推進委員会の第一次勧告が、法律359の事務権限を都道府県から市町村へ移譲の推進が勧告され、平成21年10月8日には第三次勧告が出されました。その関係で、義務づけ、枠づけ、義務づけとは、地方自治体に一定の活動を義務づけること、枠づけとは地方自治体の活動について、手続き、基準などの枠づけのさらなる見直しが現在進められて、24年4月より一部施行されていますが、

去る8月20日に私ども粕屋地区昭和会の議員研修会を開催し、町長も出席していただきましたが、講師に福岡県企画振興部市町村支援課より、「地方分権の動向について」研修会を行ったところでございます。その説明では、12月議会、来年3月議会で各自治体において、取りまとめの指導がされるようですが、第三次一括法の勧告はされているものの、法案の国会審議が残されています。これから、地方分権一括法を町はどのようなスケジュールで議会に提案されるのか、お尋ねいたします。

1つ、地方分権一括法の県から町への説明会、研修会の内容について。2つ、第一次から第三次勧告で町への主な権限移譲と特徴について。3つ、財源の移譲が見込める事業について。4つ、条例の整備を進めるのに、組織機構の見直しの考えがあるのか。これにつきましては、平成22年6月に行政組織機構の見直しがあって、要するに部長制の導入がされております。一時的な分権改革推進室の設置等が今後あるのか。それから最後に、全般的にこの一括法の今後のスケジュールについて、町長並びに執行部の答弁をお願いいたします。

◎議長（進藤啓一君）

田代総務部長。

◎総務部長（田代 眞君）

長議員の質問にお答えいたします。

地域主権改革を進めるため、これまで国が一律に決定し、自治体に義務づけをしておりました基準施策等を自治体が条例の制定等により自ら決定し実施するように改めることができる地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第一次一括法、第二次一括法がそれぞれ成立しましたことに伴い、この一括法関連の情報提供など、県主催の説明会が今年の9月から数回開催されておるところでございます。

なお、25年度から県から権限移譲される業務につきましては、今後県の所管から詳細については各課に説明会が開催される予定となっております。

2点目でございますが、既に公布されております第一次、第二次一括法を含めまして、粕屋町に関係があるものは、権限移譲につきましては6件あります。また、法令等による義務づけ、枠づけの見直しで、条例制定権の拡大に伴い、町の条例を制定または改正する必要があるものが13件あります。

まず、権限移譲でございますが、これは法例に基づいて行っていた業務が県から町に移譲されるもので、本年の24年4月から移譲されたものには、身体障がい者並びに知的障がい者相談員への委託による相談対応援助の業務を含めて3件

でありました。さらに平成25年から移譲されるのが、未熟児の訪問指導や自立支援育成医療に支給の認定など、3件となっております。

次に、義務づけ、枠づけの見直しに伴います条例の制定または改正につきましては、本年3月議会におきまして、粕屋町立図書館・歴史資料館設置条例と粕屋町営住宅管理条例の2件を改正いたしております。本年度中に条例の制定・改正が必要なものは、町営住宅管理条例、介護保険条例、道路専用及び使用に関する条例、下水道条例など、11件を予定しております。

また、国会で審議継続となっております第三次一括法につきましては、粕屋町に関する権限移譲に係るものはございませんが、義務づけ、枠づけの見直しによる条例の改正が、介護保険条例、粕屋町社会教育委員に関する条例など2件を予定しておるところでございます。

3番目でございますが、本年既に権限移譲されている業務につきましては、交付税措置がされておるところでございます。このことから、来年度以降、権限移譲される業務に対します町の財政負担の増加分につきましても、交付税等の財源移譲がなされるものと考えております。

なお、今後県の説明会等でそういう詳細な情報については明らかになってくるのではないかというふうに思っております。

4番目でございますが、条例の制定に当たっての組織機構の見直しについてでございますが、義務づけ・枠づけの見直しによります法律で規定いたしました基準等を条例でそれぞれ定めるということになりますので、その分につきましては、所管職員の人事等の見直し、機構改革を含めました見直しについては、今のところ考えておりません。

5点目でございますが、一括法により今後条例の制定改正が必要なものにつきましては、平成25年4月、来年4月が施行となりますので、本年12月議会または来年3月議会で上程させていただく予定といたしております。また、先月の初めでございますが、対象となります各所管の課を対象に、現在までの取組状況、今後の取組予定などを、またさらに必要な予算及び人員等の勉強会、情報交換会を実施いたしましたところでございます。今後も引き続き、この一括法関連の業務につきましては、遺漏のないように留意しながら事務を進めていきたいと考えております。

以上、よろしく願いいたします。

◎議長（進藤啓一君）

長議員。

◎4番（長 義晴君）

地方分権一括法について、マスコミそれから新聞等で大々的に報道されておった関係で、私ども議員がわからんということではいかんと思うんですが、なかなか内容が職員の間でも県からのいろいろな説明がまだあってないとか、大卒のところは理解しているけど、具体的にということになれば、そういうことで、担当の方に聞いても、そういうふうなことでございましたので、私はもう少しまだ件数も多くて、いろいろ大変な作業になって、強いては今4番目で質問しましたように、給食センターの調理場のあれと同じように、室を設けて、そういうふうな対応が、そういった対応までしなくてはいけないような枠づけ、義務づけ、その他条例の改正があるんじゃないかなということで、実はこの問題の内容を研修会も一部受けましたけど、わからないところがあったものだから、質問したわけですが、今、田代部長が報告されましたように、今後いろいろな6件、いろいろな13件とか、いろいろな内容があるようでございますが、できましたらそういったもののリストといいますかね、そういったことを事前に議員にも配付していただいて、ゆくゆく12月議会また3月議会に皆さんが理解できるようなことで対応していただきたいと思いますが、いかがなものでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

田代総務部長。

◎総務部長（田代 眞君）

先ほど申しましたように、今から県の方からいろんな情報も入ってきます。そして、それぞれの所管の方も、いろいろ勉強させていただきまして、特に条例を制定するについては、基本的に原案といいますか、そういうものが下りてきますけど、町で独自性が発揮できるものも、そういうものもあるかもしれません。そういったところも含めて、今から進めていきまして、12月、遅くとも3月には上程したいというふうに考えています。今、議員おっしゃいましたように、進捗状況といいますか、どういう対象の条例がある、権限移譲につきましてはどういう事務があるというのは、12月議会あたりで議員の皆様にご報告させて、進捗状況も含めて、ご報告させていただきたいというふうに考えています。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

長議員。

◎4番（長 義晴君）

私の質問は2点でございましたが、いずれの質問につきましても、町長はじめ、今の田代部長も言われましたように、前向きに検討並びにいろいろな情報を流すということで、質問はいたらぬところがありましたけど、回答が明確であり

ましたので、短時間で質問がスムーズにいきまして本当にありがとうございました。今後ともよろしくお願ひします。

(4番 長 義晴君 降壇)

◎議長(進藤啓一君)

2番 小池弘基議員。

(2番 小池 弘基君 登壇)

◎2番(小池弘基君)

議席番号2番 小池弘基でございます。通告書に従いまして一般質問の方をさせていただきたいと思いますが、本日の最後ということでございますので、ポイントを突いた質問に心がけたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

今回の質問は、通告書のとおり2つを行う予定でございます。1つ目は、中央小学校の学童保育施設に対する今後の対策についてでございます。2つ目は、町有地活用の考えについてということをお尋ねしたいと思います。

まず1つ目の通告書に書いておりますが、中央小学校の学童保育施設に対する今後の対策ということで、現在全国的に少子高齢化が進む中、本町においては児童数の増加が進み、待機児童解消のための保育園建設に力を入れておられます。がしかし、学童保育施設の充実ということをお考えすると、まだまだ完全ではないと思っておりますので、その件でお尋ねいたします。

まず1点は、中央小学校の学童保育施設の対応について。2点目につきましては、中央幼稚園の移設といったものもやはり関連があるのかなと思っておりますので、その件につきましてお尋ねしたいと思います。

まず、学童保育施設充実の問題につきましては、私が平成21年12月定例会、これはその当時の会議録でございますけれども、一般質問させていただきました。その答弁でございますけれども、まず私の質問は、「施設改善と実現へのスケジュールはどうですか」といったことにつきまして、その当時、町長でございます篠崎町長の答弁は「やります」と、「中央小学校からやらさせていただきますが、今本当に検討しているのは場所の問題です」と、「仲原小学校、西小学校に遅れをとらないようにやっていきたいというのが、私の考えです。当然幼稚園の移設も考えなければならないと思っております」といったような答弁でございました。

また、平成22年3月定例会におきまして、これは中央小学校の教室の不足が考えられるということで、その改善についての質問でございましたけれども、その時の答弁も、「中央小学校の教室不足を考えると、同時に学童保育また中央幼稚園の移設等もやはり検討しなければならないと思っております」というよ

うな答弁でございました。これは確かに前町長の答弁でございましたが、因町長に次のことをお尋ねいたします。

粕屋町の人口も平成24年8月31日現在、4万3,730人という報告でございます。小学校の児童数も、全体では、平成24年5月1日現在の資料でございますが、2,872人ということで聞いております。ちなみに、内訳といたしましては、大川小学校が636人、仲原小学校が688人、西小学校が709人、中央小学校が839人ということでございます。こういったふうなことで、子どもが大変増えてきているということは、非常にいいことではございますが、こういったことで、なかなか学校の学童保育の充実も、まだまだ厳しいところがあるというのも現状だと思います。その中で、仲原小学校の学童保育施設、また西小学校の学童保育施設、大川小学校の学童保育施設とあって、順次ではありますけれども、執行部のご尽力によって非常に素晴らしい施設が完成をしてくれております。がしかし、中央小学校におきましては、まだまだ環境の遅れが目立つのではないかと考えられます。いまだ体育館の上であるとか、非常に設備も充実してないといったところがございますけれども、そのあたりの今後の中央小学校学童保育施設の充実に関して、町長の考えをお尋ねしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

中央小学校の学童保育施設でございますけれども、さきの本田議員の質問の中でもお答えしましたように、中央小学校の学童保育は3カ所に分かれて実施されていると。他の3つの小学校については、それぞれきちっとした学童保育の施設が整備されているというようなことでございます。そういった中で、今県の方に新しく学童保育施設の新設について、今問い合わせをしているところです。そういった考え方で、一応、今のところおります。

それと、中央幼稚園の移転でございますけれども、これは中央保育園との絡みも出てまいりますので、もう少し時間をいただきたいと思っております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

小池議員。

◎2番（小池弘基君）

ここで、八尋学校教育課長にちょっとお尋ねでございましてけれども、中央小学校の学童施設でございます。今現在何カ所かに分かれているということは聞いて

おりますけれども、何カ所ぐらいに分かれているのかといったような施設の面と、あと実際中央小学校で何名の児童の方が学童の方に今おられるか。できれば、各学年ごとにでも報告していただけたらと思いますので、ちょっとすみません、ひとつよろしく願いいたします。

◎議長（進藤啓一君）

八尋学校教育課長。

◎学校教育課長（八尋悟郎君）

小池議員にお答えいたします。

町内、4小学校の学童保育につきましては、それぞれ3クラス、定員も120人というふうになっております。当然中央小学校につきましても、同じような形で3クラスの120人の定員となっておりますけれども、現在のところはかなり中央小学校につきましては、入所者数が多うございまして、定員ぎりぎりというような状況になっております。それから、中央小学校の学年別の生徒数でございますけれども、学童通学者は1年生46人、2年生47人、3年生32人でございます。計125人でございます。

◎議長（進藤啓一君）

小池議員。

◎2番（小池弘基君）

はい、どうもありがとうございます。先ほど町長の答弁と併せましてでございますけれども、非常に環境が整っていないということは、十分承知していると。しかし、なかなかすぐというのも難しいという話だと私は解釈しております。前町長時代から、やはり中央小学校は、小学校の学童、児童もそうですけれども、中央幼稚園も一緒に入っているといった状況、また中央幼稚園だけの問題ではなく、中央保育園の問題等々がやはり絡みとして考えられるといったようなことではなかったのかと思っております。

そこで、私、改めて質問したいんですけれども、当然、学童に入る方は、それなりの費用といいますか利用料金であったり、また負担金や保険金、またおやつ代、そういったさまざまな経費といいますか、そういったものが恐らく各仲原、西、大川、それぞれ学童施設は同じ料金ではないのかなと考えておりますけれども、そこらあたりがどうなっているかというのも、はっきりした答えといいますか、答弁をお願いしたいと思いますし、それが同じであれば、やはりある程度の時期を切っていただいて、やはり町民の方々が同じような施設を、同じような負担を強いられるというか、負担をして、学童に預かっていただいているという環境であれば、やはり不公平感がないように、少しでも早い時期に、その辺を是正

するといったことがやはり急務ではないかと考えますけれども、そういった費用面のことも考えまして、再度町長の、その辺の早期建設なり対策に対してのお考えをお聞きしたいと思いますけれども、よろしく願いいたします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

お答えします。

施設の充実については、できるだけ早くということで、今県の方にお話をしているところでございます。学童保育の料金につきましては、近隣の市町村の学童保育の実態とか、等々を調査し、同じような施設の整備ができた段階で考える必要があるのであれば、考えていきたいと思っております。

◎議長（進藤啓一君）

小池議員。

◎2番（小池弘基君）

今町長の答弁でございますけど、近隣の保育施設の負担金だとか、といったこともさることございますけれども、町内今現在4つの施設があるわけですが、ここがまず、同じ金額ではないかなと考えております。同じ金額であるとすれば、中央小学校の学童保育施設だけが非常に不備があるといったことについて、どうお考えかなと。なかなか格差をつける、何かをするというのは非常に問題もまた別の面であるかと思っておりますけれども、料金的なものよりも、やはり早急にとか早い時期にといったようなことではなくって、なかなか現実的なものは、単町だけですぐできる問題ではないと思っておりますので、非常に難しい質問だとは思いますが、希望でも結構です。例えば何年以内には何とかしたいとか、そういったふうなところもやはりこれも計画的にこの施設問題はやっていかないと、やっぱりどうしても、じゃあ、「学童施設よりも、いやあ、教室そのものがもう足りないんですよ」と。だから、先にやはり教室の増築であるとか、そっちの方に先にお金を使う。だから、また1年、2年待ってくれということも、得てしてあることだと思っております。だから、そこらあたりはやはり切り離れたところで計画を実施していただきたいなと考えておりますので、しつこいかと思っておりますけれども、そこらあたりのある程度のスケジュール的なものが聞ければいいなと思っておりますし、私もこの議会の方に出させていただきます、3年半近くになるわけですが、この問題は、毎年大体1回ぐらい、過去ずっと質問してきております。でもなかなかやはり「ああ、こうなりました」というところまで至っていないのも現状だと思っております。その辺、非常にお答えにくいとは思いますが

れども、時期的なものがある程度コミットメントできるようであればお願いしたいと思っておりますので、この問題については最後、また町長よろしくお願いたします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

先ほどもお話ししましたように、今県にその旨の話をしております。できるだけ早い時期と申しておりますけれども、2～3年のうちにはというふうにご理解をいただきたいと思っております。

◎議長（進藤啓一君）

小池議員。

◎2番（小池弘基君）

できるだけ早い時期にやはりそういったふうな不公平がないような形での施設の充実を図っていただきたいと思っております。

続きまして、次の質問の方に移りたいと思っております。これは町有地活用の考えについてということでございます。この問題も同じでございますけれども、通告書の方に大体主旨は書いております。平成24年度の税収入も固定資産税等の減収によりまして非常に厳しい財政になってきているということは、周知のとおりだと思います。町有地の活用と普通財産の面積、販売計画などについてお尋ねしたいと思っております。

その中で、1つは、自然ふれあい広場、昨年もいろいろとインターネット等で販売といった形のものもいろいろと計画なり努力していただいた結果、なかなかこれといったところが手を挙げてもらえなかったといったようなところがございますし、なかなかそういった開発行為が難しいようであれば、最近、非常に注目を浴びてきております太陽光発電であるとか風力発電などの用地の活用といったところを、少し発想の転換を変えた開発計画なんかが検討できないかなということも考えておりますし、あと普通財産用地の販売といったところも事実でございます。実は、この問題も、私が平成23年でございます。3月定例会でやはり土地の活用といったことで質問させていただいております。その中で、その当時は田代部長の方から、粕屋町の土地そのものは、公有財産の土地台帳上は約130カ所、面積にしまして98万4,000平方メートルの財産というのがありますよというような話でございました。また、その中でも利用のない、利用見込みがないような普通財産のうち、将来的に町が保有する必要のない土地については、積極的に売却していこうと。ただし、やはり売るといっても少しでも高く売りたい

といったところもありますので、その辺は価格面だけの判断ではなくって、隣地所有者の方への売却を優先的にするとか、いろんなことを考えていきますといったような答弁でございました。

そこでまず、総務部長の方にお尋ねしたいんですけども、昨年、23年度3月定例会で質問いたしました。その後、普通財産の売却が進んだかどうか。大体何件ぐらい処分できましたみたいな実績等があれば、お尋ねしたいと思いますけれども。よろしく願いいたします。

◎議長（進藤啓一君）

質問は3点だけでしたか。

◎2番（小池弘基君）

いえ、先に3番目から、ちょっと。

◎議長（進藤啓一君）

では、田代総務部長。

◎総務部長（田代 眞君）

3番目の普通財産用地の販売実績と今後の対応にというご質問でございます。

直近で、普通財産で売却いたしまして、面積が大きいところは原町駅裏にありますテニスコートを、平成19年に売却いたしております。その後、大きな所有地の売却は実施いたしておりません。ここ3年間の売却実績といたしましては、9カ所、357平米の売却をいたしておりますが、ほとんどが法定外公共物、いわゆる里道、水路敷というのが売却の実績でございます。

それで、23年3月議会で小池議員からご質問がありまして、売却の方向で進めていきますという回答を申し上げております。その内容を、答弁内容どおりに今進んでいないのが正直なところでございます。ただ、本年度につきましては、もう売却予定地、これは跡地対策委員会で売却の方向で進めなさいという承認を得ました4筆につきましては、例えば隣地の所有者の方にお話をしたり、それとか、町有地の中に、地元の方が体育倉庫等を置いてあるところもありますので、その関係につきましては、地元区長さん等々に売却の意思があるということで、どういう方向で進めて、地元の方も協力していただきたいということで、お話をいたしております。その分については年度中に何とかめどをつけたいというふうに考えております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

小池議員。

◎2番（小池弘基君）

今のお話の中で、実際どのような形で町民、もしくは町外の方にですね、そういった広報的な活動をやっていくのか。ホームページでその辺は定期的に載せていますから、応募があれば各自受け付けますといったようなことなのか。そこらあたりの売却の具体的な方法といいますか、例えば年に1回そういったふうなりストアップを公表して、オークションではないですけども、皆さんに公認してもらうような機会を与えているのか。そこで、私もそうですけれども、どこにどういった普通財産があるのかって、なかなかよくわからないところもあります。ましてや、町民の方ですと、粕屋町全体にどんなところにどういったふうな土地があるのかも知らない方もたくさんおられるかと思えますけれども、そこらあたり、どういった形で公表されてあるかみたいなのも、ちょっと教えていただければと思いますけれども。よろしく願いいたします。

◎議長（進藤啓一君）

田代総務部長。

◎総務部長（田代 眞君）

場所、売却可能な部分で言いますと、場所につきましては、跡地対策委員会で場所等もお示しはいたしましたけれども、それ以外に公表等はいたしておりません。決算書の中で、全体的な町有地の増減等については報告をさせていただいておるところでございます。売却の進め方でございますが、これは23年3月の答弁の中身とも同じような中身になるかと思えますが、売却予定地の中にも面積が割と小さなところ等については、まず隣地の方に売却の意思があるかどうかという確認をさせていただきたいと。それで、意思があれば売却いたしますし、その意思がなければ、一応公売というふうに考えております。まだ具体的にどういう、何時の時期にどういう方法でやるか等々については、今原課の方で検討中でございます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

小池議員。

◎2番（小池弘基君）

できるだけそういったふうなことをする仕事がたくさんあって、大変かと思えますけれども、原課の方といろいろとそういったふうな皆さんにどういった形で伝えていくのかといったところも、また検討の方をよろしく願いいたします。

それで、最後になりますけれども、1つ目と2つ目の質問につきましては、町長の方をお願いしたいと思いますけれども、自然ふれあい広場、敷地がかなり広がります。これはかなりのやはり粕屋町の財政にも寄与する可能性があります。

すので、この辺の今の現状と、なかなか難しいという話は原課からも聞いておりますけれども、土地開発公社が持っている土地とは別に、町が所有している土地もあるように聞いております。開発公社のことは、またちょっと別な話だと思いますので、今回は町有地である自然ふれあい広場の今後の活用について町長の方からの答弁をよろしくお願いいたします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

それでは、お答えいたします。

1点目の自然ふれあい広場用地、これは元焼却場の道路を挟んだ右側でございます。土地開発公社の所有もでございます。しかし、これは町有地だけを開發するということは、非常に難しい。

◎2番（小池弘基君）

話できれば一緒をお願いいたします。

◎町長（因 清範君）

併せますと、開発公社と町有地を合わせますと2万625平米ございます。またこれの奥には、大隈財産組合の所有の方がまた広大な山林がございます。そういった状況の丘陵地帯でございます。この用地の開發の見通しはということでございますけれども、公社所有地と普通財産の町有地を分離した形では、大変難しいところがあるということで、一帯となった開發が必須であろうと思います。物によっては大隈の財産組合のところも一緒にといったこともあろうかと思えます。

なお、この土地の、今現状は用途地域が市街化調整区域ということになっております。県の都市計画区域マスタープランまたは町の緑の基本計画など、さまざまな課題が横たわっております。加えて、どのような開發計画にするかにもよりますが、上水道や道路、高速の高架橋など、幹線に至るインフラ整備もまた必要であろうかと思えます。これを考えますと、相当の投資が必要になってくる。物によってはですね、なるのではないかというふうなことを考えています。これのさまざまな課題を解消しながら、活用について検討していくということになりますけれども、かなりの期間がかかります。まず、何を、何のために開發するか。何を持ってくるかの用途によって違いますし、まず、その用途を決めて、県の方に話に行くと。これは町だけでなく、売却による開發も考えられると思います。

2点目の自然ふれあい広場用地を使い、太陽光發電のお話があつておりますが、自然エネルギーを利用した發電所として、活用を考えてはどうかということ

でございますけれども、全国的にもこの再生可能エネルギー事業が展開されております。まず、近くでは福津市の元塩田があった海岸べたらしいですけれども、相当な面積だそうです。福津市もこの用地の使いようがない、どうしようかというふうに頭を痛めておったところが、三菱電機でしょうかね、の方からこの太陽光のやつに活用したいという話が今来ているということで、大変喜んどるというようなお話も聞きます。

そういったこともございますので、そういったものの問い合わせがあるやもしれません。しかし、この太陽光のエネルギーは相当のメリットがなからんことには、用地まで買ってということは難しいところもあるのではないかというふうな考えもあります。いずれにいたしましても、この事業には広大な面積が必要、それによるスケールメリットを計ることができるか、今後の社会的動向を注視しながら、この用地の今後の計画上の選択のうちの1つとして検討をさせていただきたいと思えます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

小池議員。

◎2番（小池弘基君）

ありがとうございます。非常になかなか開発にも条件が付いて、難しいところであるということは認識いたしております。ちょっと場所は変わりますけれども、九大農場跡地も近々移転という話の中で、現在執行部の方も九大とのいろいろな交渉をされている最中だと聞いておりますし、九大跡地の検討委員会だとかいうのは、今後またいろいろつくられるのではないかと考えております。そういった、やはり1つのプロジェクトチームの中で、こういった町有財産の活用と言ったものも合わせて検討をぜひしていただきたいなと思っております。特に、今のふれあい広場の方は地区計画いろいろと県の条件等が非常に厳しいといったところもあるかと思えますけれども。やはり一日も早くいろんなふうな計画を検討していただいて、少しでも粕屋町の財政の方に寄与するようなところで、何かと忙しいかとは存じますけれども、ひとつよろしくお願ひしたいと思っております。

いろいろと長々と聞いてもと思えますし、私が今日いろいろと質問したものに付きましては、十分な答弁をいただいたと思っておりますので、これで今日の一般質問は終わりたいと思っております。

どうもありがとうございました。

（2番 小池 弘基君 降壇）

◎議長（進藤啓一君）

これにて、本日予定いたしておりました一般質問を終わります。

傍聴の皆様にお礼とお知らせをいたします。本日はお越しいただきまして誠にありがとうございました。今議会は一般質問者が9名になりましたので、議会運営委員会の決定によりまず議事日程に基づき、5名をもって終了いたします。

なお、明日の一般質問にも時間の都合がつかますればお越しいただきますように、併せてお願いいたします。ありがとうございました。

◎議長（進藤啓一君）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

（散会 午後2時16分）

平成24年第3回（9月）

粕屋町議会定例会

（一般質問）

平成24年9月11日（火）

平成24年第3回粕屋町議会定例会会議録（第3号）

平成24年9月11日（火）

午前9時30分開議

於 役場議会議場

1. 議事日程

第1. 一般質問

6番 議席番号	5番 久我純治 議員
7番 議席番号	9番 澁田順二 議員
8番 議席番号	8番 伊藤正 議員
9番 議席番号	13番 山脇秀隆 議員

2. 出席議員（16名）

2番 小池弘基	10番 安川俊彦
3番 田川正治	11番 向野正幸
4番 長義晴	12番 安河内利明
5番 久我純治	13番 山脇秀隆
6番 因辰美	14番 浦元甫
7番 本田芳枝	15番 川口學
8番 伊藤正	16番 八尋源治
9番 澁田順二	17番 進藤啓一

3. 欠席議員（0名）

4. 出席した事務局職員（2名）

議会事務局長 長 克義 ミキシング 安松茂久

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名（23名）

町 長 因清範	教育長 大塚 豊
総務部長 田代 眞	住民福祉部長 工藤 龍一
都市政策部長 松永 誠一	教育委員会次長 因 友幸
総務課長 八尋 恵治	経営政策課長 箱田 彰

協働のまちづくり課長	安 川 喜代昭	税 務 課 長	石 山 裕
会 計 管 理 者	伴 栄 子	学校教育課長	八 尋 悟 郎
社会教育課長	安河内 強 士	給食センター所長	城 戸 和 子
健康づくり課長	大 石 進	介護福祉課長	清 武 稔
総合窓口課長	水 上 尚 子	子ども未来課長	安河内 涉
環境生活課長	因 光 臣	都市整備課長	野 中 清 人
地域振興課長	案 浦 正 明	上下水道課長	吉 武 信 一
総務課庶務人事係長	今 泉 真 希		

(開会 午前9時30分)

◎議長(進藤啓一君)

おはようございます。

ただいまの出席議員数は16名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議長(進藤啓一君)

それでは、ただいまから昨日に引き続き、一般質問を行います。

5番 久我純治議員。

(5番 久我 純治君 登壇)

◎5番(久我純治君)

おはようございます。議席番号5番 久我純治。通告書に従いまして質問させていただきます。2問させていただきます。

第1問目は、月2回の土曜日の正規授業について。2問目、街路樹や公園等の植木の手入れと管理について。また、枯れたけやきのその後の対策について質問します。

第1問目、月2回の土曜日の正規授業についてお尋ねします。福岡県教育委員会は新年度から公立の小学校、中学校での土曜日での正規の授業を実施する指針を市町村の教育委員会に平成24年3月22日に通知したとのこと。我が町粕屋町では何らかの対策または対応を考えているのか。我が町も県教育委員会より通知は受けていると思います。ゆとり教育の反省を踏まえ、学習内容を増した新学習要綱に、今年度からは小学校、中学生は新年度から全面実施となり、主要科目の授業時間からそれぞれ約1割増えることになったそうです。週5日制の中で授業時間を確保するために、夏休みを短縮したり、遠足などの授業、行事を減らす学校も出ており、福岡県内の58市町村教育委員会は昨年9月、県教育委員会に土曜日授業の導入に向け、制度や方法の検討を要望したそうです。授業時間を確保するため、学校週5日制を柔軟に運用し、月2回まで認めております。東京都や栃木県教育委員会も同様な通知を出したそうですが、九州では初めてだそうです。我が町粕屋町も何らかの対策や対応を考えてあるのでしょうか。聞けば粕屋町は偏差値は高い方だということですが、福岡県自体が全国で37番目だそうです。その中のどこのところと比べて高いと言えるのでしょうか。町内を見渡せばたくさんの塾があります。昔は塾に通う人はわずかな人でしたが、今では塾に行かない人の方がわずかだと思います。また聞いております。学校の中の授業だけではなぜ駄目なのでしょう。学習塾の授業料もばかにはなりません。高額で

す。塾も1教科でなく数教科を受けると数万円になるそうです。教育委員会としての考えをお聞きしたいのですが、学校の月2日の正規授業の件については、以前お聞きしたときには校長会の問題であるかのように申されましたが、確かにそうかもしれません。しかし、校長会の上には町の教育委員会があると思います。町内では小学校、中学校になると何らかの理由で人が減っています。その中、偏差値のことも話に出ています。裕福な家庭は早くから塾に行かせたり全寮制の中学に入れたりしております。夫婦共稼ぎで高額な塾費を払って生活の方にも圧迫しております。本当に義務教育で塾に行かなければ高校には入れないような授業はできないもののでしょうか。全国的に言うといろんな学校での勉強のやり方があって、その成果が出ております。

日本は戦後物づくり、それを輸出して国が栄えました。しかし、今の世の中、日本のお家芸であった電気製品をはじめ、車、いろんなことにおいてどんどん他の国に追い越されています。頭脳もしかりです。白物家電も韓国に、コンピュータはインドに、どんどん日本の国が落ち込んでおります。中国においては、経済力に任せて技術ごと会社を買い占めております。こんな世の中です。話は大きくなりましたが、町内の定住者を増やすためにも、授業内容のレベルアップを望みます。安心して我が町の小学校や中学校がいいように、他町とは別に、町独自の教育方法があっていいのではないのでしょうか。粕屋町単独ではできないものかお尋ねします。

教育長、よろしく申し上げます。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

おはようございます。ただいまの久我議員のご質問にお答えいたします。

今、お話ししていただきましたように、今年3月22日付で、福岡県教育委員会から小中学校における土曜日の授業の実施に係る留意点についてという文書が来ております。この制度の基本的方針といたしまして、小学校及び中学校においては、学校週5日制の主旨を踏まえつつ、保護者や地域住民に開かれた学校づくりを推進するという観点から、土曜日に教育課程に位置づけられた授業の実施を希望する学校においては、これを行うことができるものとするものであります。つまり、わかりやすく言うと、土曜・日曜は週休日でございます。これに授業をすることはできませんが、どうしても運動会とかPTA総会で土曜日を使いたいということは、月曜日、火曜日を代休措置をなさいということで今まで来たわけでございますが、この4月から土曜日半ドンで、地域に公開する授業だっ

たらしいていいよということになったわけです。したがって、校長先生たち、あるいは教育委員会といたしましては、選択の視野が広がったわけですから、大歓迎でございます。

しかしながら、町内の小中学校では土曜日の授業はまだ実施しておりません。今年になりまして、土曜日4月のPTA総会も去年、一昨年、ずっとやってきたように、土曜日にPTA総会をさせていただく。しかもそれを半ドンではなくて1日使いたいと。それから運動会にしても、土曜日に会場準備設営をして、日曜日に運動会を開催したいということですから、これを半ドンではなくて1日使いたいということですから、運動会の翌々日、月曜日、火曜日が代休になったわけでございます。したがって、各学校から、土曜日半ドンで授業をしたいということがあれば、教育委員会としても大歓迎でございます。

それから、学力の件につきましては、今年から去年は東日本大震災で全国学力調査が中止になりましたが、今年抽出校が上がってきておりますが、まあまあ県平均と全国平均が大体レベルが一緒ですが、粕屋町は若干ですが上回っているという結果が出ております。来年は、文部科学省といたしましても、全児童生徒、6年生と中学生3年に対して、国語、数学、算数、それと家庭の年収を踏まえた中で調査をしたいという意向だそうでございます。

以上、概略でしたが、お答えをいたします。

◎議長（進藤啓一君）

久我議員。

◎5番（久我純治君）

いろいろと問題はあります。頭脳も大きな財産であり、子どもたちの将来の大きな、将来の未来の宝です。ただいつも塾がなければいけない。また高校になれば、予備校に入らなければ希望する大学に入れなとか、これもまたおかしな話です。大学の入試のテスト等を予備校の先生がつくる今日、これも私たちに常識外れと、私は思っております。こんな教育でよいのでしょうか。日本の教育そのものもおかしいと思います。基本は小学校や中学校の授業にあると思います。それは、私にはどんなにしたらよいかわかりませんが、教育長、教育のプロですから、何らかのよい方法を考えて、我が町の子どもたちの頭脳のレベルアップになるようにしてほしいものです。校長会とも話し合って、二人三脚で頑張してほしいものです。

現在、日本の教育界は大きな改革の時期に直面して、平成18年に改正された教育基本法では、基本的な理念として、1、国際的質の高い教育の実現。2、教師に対する揺るぎない信頼の確保。3、現場の主体性と創意工夫による教育の質

の向上。4、確固とした教育条件の整備。この4つの理念のもと、日本教育の充実を目指しているそうです。我が町でもめまぐるしく変動していく激動の時代を担うことのできる人材の育成を目指して、教育行政を推進していく学校教育では、・・・のバランスを考えながら取り組み、質の高い教育実績を重ね、学力の向上と重視をしながら健康な心身の育成、豊かな心の醸成など行う学校づくりに努める。

また、社会教育において、町民1人1人の学習要望に対応できる生涯学習のまちづくりを目指した行政推進を目指す所あり、努めて心豊かな粕屋町の子ども、太陽と緑の町・信頼と協働の町づくりと、我が町の教育の重要性の施策要項はあります。・・・は・・・負けない教育方法を、まず教育長の方から校長会の方と話し合っ、校長会から上がるのじゃなくて、町の方から要望はできないものでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

教育に対するご期待がたくさん、十分あることをひしひしと感じております。教育長になりまして、現場におりましたものですから、私がすることは現場の小学校、中学校の先生方を励ますことではないかと、努めてやっております。現在のところ、学力も全国平均を上回っておりますし、昨年中体連でも中学生が、東中学校の野球部で県大会優勝、粕屋中学校のハンドボールも県大会で優勝という、これは町長さんのご支援で、部活に力を入れるということでございまして、そういうご支援をあちこちにいただきながら、学校の先生は頑張っておると。特に粕屋町の先生方は、授業は今久我議員がおっしゃいますように、小学校は去年から、中学校は今年から週1時間授業が増えたわけですが、もう一生懸命頑張っておられます。それで、ずっと感謝感謝でございます。

後で述べたいと思いますけれども、教育委員会はただ待っているわけではなくて、積極的に学校をご支援しようという井上（イノウエ）委員長のお言葉ですので、毎年、学校訪問を繰り返しまして、小学校4校、中学校2校ですが、毎年1回教育委員5人揃いまして、事務局、学校に訪問しまして、全学級児童の勉強の様子、先生方の指導のあり方、それから校長先生から、困っていること、学校の課題等をお聞きしまして、教育委員会でできることを具体的に進めているところでございます。

また、教育委員会で力の足りないところは、福岡県教育長から専門家、指導主事をお呼びましてご支援を仰ぐということに努めておりますので、取り組みの一端

ですけれども、ご報告をさせていただきます。

◎議長（進藤啓一君）

久我議員。

◎5番（久我純治君）

努力されているのはよくわかっているんですが、一度でもいいから、小学校から中学で何で減るかというのを調査されたところがありますかね。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

調査はなかなか個人情報がありますのでしにくいですけれども、小学校6年生を卒業すると、市内の私立学校とか附属中学校とかに進学する子どもが若干いるということを聞いております。

◎議長（進藤啓一君）

久我議員。

◎5番（久我純治君）

それが、私の聞くところによりますと、偏差値がどうしても低いし、どうしてもいい高校・大学に入れんからということで、それで越境じゃないんでしょうけど、そんなふうに話されるところが多いんですよ。ぜひ。

◎議長（進藤啓一君）

質問、終わったんですか。

◎教育長（大塚 豊君）

私は反対のことを考えておまして、西南中学とか附属中学とか、学力がついてないと通いません。ですから、学力が高い子どもが福岡市の方に進学するのではないかという情報を得ております。

◎議長（進藤啓一君）

久我議員。

◎5番（久我純治君）

とにかく、偏差値ばかりが問題ではないと思うんですが、とにかく教育長として、粕屋町の子どもたちが少しでもレベルアップできますようお願いして、2番目に移ります。

2番目、街路樹や公園等の植木の手入れと管理についてお尋ねします。また、枯れたけやきのその後の対策は。街路樹や公園の植木等の手入れ、管理方法は何かの変化があったのでしょうか。また、阿恵大池公園の藤2本が枯れてしまいましたが、対策は藤だけでなく、阿恵大池公園のただ一つの昔ながらの憩いの場

所でしたが、これについて質問します。

昨年9月の議会でも質問しましたが、けやき通りのけやきの件ですが、今年も猛暑で多くのけやき通りの、けやきの木陰が、暑い日中、どれだけ役にたったことか。一昨年に比べまして、切り込まれて大きな日陰はできないのですが、お年寄りや若者たちに一息つける場所のようでした。けやきはニレ科の木で、大きな落葉高木、山地に多く、また人家の防風林に使われていて、高さ20メートル、周囲3メートルに達する、花は早春、新緑とともに生じ、淡い黄色、緑色、雄雌同様で、果実は3ミリぐらいで、複数個つけた先端の小枝ごと散布される。材は黄ばんで硬く、磨けば光沢を生じてくるが、狂いが少なく、建築用装飾材や器具材として起用されます。もともとこんなに大きくなる木です。けやきはいろんなところで街路樹にして利用されておりますが、それはそれなりの手入れも必要かと思われまます。大きくなりすぎるので、邪魔になると切り込みにかかる。木も生き物です。昨年9月、答弁に「時期が来ると植え替えます」とありますが、いつになるのですか。また、阿恵大池の藤もそうです。阿恵大池の昔ながらの憩いの場と言える藤棚です。全面的に生まれ変わった大池ですが、2本の藤が根元から枯れてしまいました。数十年経ってやっと町民の、いや地元の人々の憩いの場所でした。これも、けやきと同様にどうするつもりですか、お尋ねします。

◎議長（進藤啓一君）

松永都市政策部長。

◎都市政策部長（松永誠一君）

ご質問にお答えいたします。

本町では、粕屋町総合計画の基本理念であります、先ほど議員も言われましたが、太陽と緑の町の観点から、町内の道路や公園の緑化に力を入れてきたところでございます。街路樹につきましては、一部車の通行の関係で、強く剪定を行ったところがありますが、従来より造園業者等に業務委託を行い、手入れを行ってきており、管理方法につきましては特に変化はございません。今後も公園等の緑に対しては町民の方が関心を持っておられますので、きめ細やかな管理を行っていきたいと考えております。

また、阿恵大池公園の藤につきましては、公園建設の施設工事の工程上、やむなく、昨年9月の移植となり、移植時期が悪かったと考えております。枯れてしまったのは大変申し訳なく思っております。今年度の公園建設の植栽工事の中で、新たに植栽を考えております。今後は移植方法や移植時期など十分に考慮していきたいと考えております。

また、平成23年6月の議会で質問されました枯れたけやきの件につきまして

は、平成23年度の予算で植え替えることができませんでしたので、平成24年度、寒い時期の中で植え替えたいと考えております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

久我議員。

◎5番（久我純治君）

言葉は悪いんですが、枯れれば植え替えればいいと言うかもしれませんが、いつも言うように木も生き物です。木の性質があると思います。時期や方法、専門的にあると思います。委託業者を信用しているかもしれませんが、ただ、もう少し考えて何らかの方法を行うべきではないでしょうか。樹木の枯れるのが多すぎます。委託業者の人たちとよく話し合っ、事を行うべきではないでしょうか。

また、枯れる前に樹木の変化があるはずで、あの赤坂のけやき通りでも、50数年経った今、あの立派なけやき通りがあると思います。街路樹や植木の手入れです。手入れも大切だと思います。我が町が誇るバラ公園ですが、いろんな人たちによって守られています。年2回は開花して、町民だけではなくいろんな人たちの癒やしや憩いの場です。バラも生き物、樹木も生き物です。バラは花を咲かすから1年中手入れをするのでしょうか。街路樹や公園の植木等もそれぞれの人たちの役に立っていると思います。また、変わりないと思います。もっと大切に手入れをしてほしいものです。今後の手入れや管理方法についてお尋ねしたいのですが、今おっしゃったように、樹木と今から先ずっとずっと続く生き物です。これは提案ですが、各地に公園や街路樹があります。公園等をつくったときに地元の人たちを交えて管理方法など話し合ったらどんなでしょうか。業者に任せてしまうのもいいのですが、地元の公園とか街路樹に関心のある人たちもいるかもしれません。愛着も、地元の人それぞれにあり、また、あると思います。植えたら、年1回の剪定だけでなく、小さな木が大きくなるので楽しみにしているのではないのでしょうか。全部任せろとは言いません。樹木の見守りです。今から先、できるところや、やってみようというところがあればいいのではないのでしょうか。二人三脚で行政だけでなく、何かできるものはないのでしょうか。これこそ協働です。一度植えた木が全部大きくなるとは言えません。言葉は悪いかもしれませんが、製品が壊れなければ商売にならぬ、次の製品が売れないと言ひよる。例えは悪いんですが、枯れれば植え替えるではなくて、ずっと長生きしている木です。何か行政の方で、いい方法は、考えはないものではないのでしょうか。また一緒に考えていくような考えはないのでしょうか。再度質問させていただきます。

◎議長（進藤啓一君）

松永都市政策部長。

◎都市政策部長（松永誠一君）

さっき言われました各公園にボランティア等をつけて管理していくということで、現在も都市公園の中で、各地域の方で清掃とかしてもらっております。また新たに、阿恵大池公園、来年4月から開園しますが、その中でも地域の区長さんにご相談しまして、地域ボランティアあたりを募集していきたいと考えて、その中で管理していきたいと考えています。

◎議長（進藤啓一君）

久我議員。

◎5番（久我純治君）

私は、これ以上言うことはないんですが、とにかく植木も生き物ですから、大事にやっぱり管理して、粕屋町が誇るバラ公園以上に、けやき通りについてもイチョウ並木にしても、みんながやっぱり見てあるんですよね。ですから、行政が今言われるように、行政だけには頼りはしませんけれども、私たちできることは協力しますので、ぜひそんなふうに進めていってほしいと思います。

これで私の質問は終わります。

（5番 久我 純治君 降壇）

◎議長（進藤啓一君）

9番 澁田順二議員。

（9番 澁田 順二君 登壇）

◎9番（澁田順二君）

議席番号9番 澁田順二でございます。早速質問に入りますが、3・11の大震災に続いて、九州北部の大水害が発生いたしました。テレビでその様子を見ておきますと、被災者の方が立ちすくんで、その状況を見てあるこの姿を見ましたときに、本当にお慰めの言葉もございませんでした。亡くなられた方のご冥福と、それから被災者の方のお見舞い、さらには一日も早いこの復興を願います。そして、大した災害も起きないこの粕屋町の立地です。そしてそこに住んでおります我々がいかに幸せであるかということを実感しておるところでございますし、さらにさらに安心と安全のまちづくりに励んで、そしてかわいい我が子、我が孫に受け継いでいくと、こういった責任を痛感するところでございます。

それでは、早速通告書に従いまして質問いたしますが、これは1つの提案でございます。私の考えと、それから執行部の考え、お互いに知恵を出し合って安全・安心のまちづくりの一端として、こういうことはどうだろうかということ

で、質問をさせていただきます。

私はここに粕屋警察署管内の犯罪の件数、23年度と24年度は中間でございますが、資料がございます。いちいち数字は申し上げませんが、これとは別に、粕屋町内の犯罪件数、これも同時に23年、24年の資料を持っているわけですが、想像はしておりませんが、本当に件数的に、大変多い犯罪が発生しているというのは、この資料を見て取ってわかるわけですが、警察の方では12分類、いろいろ1つ1つは申し上げませんが、私が質問に上げておりますひったくりとか、あるいは空き巣とか、それからわいせつと私は書いておりますが、警察の方では性犯罪というふうなことで取り扱っているみたいですが、これは校區別に警察の方ではちゃんと累計、集計しておるわけでございます。非常に、件数も、特にひったくりとか、あるいは空き巣とかわいせつ行為、こういうことの犯罪が非常に目立つんですね。したがって、私は警察の方にすべて情報があるわけですから、警察の方の情報を役場の方の生活防災係ですか、これはたぶん私は情報が行っているのではなかろうかと、警察の方から、逐一。リアルタイムというわけにはいきませんかと思いますが、毎日情報が来ているのではなかろうかというふうな感じを持っておりまして、できたらその中からどれどれを町民の方に発信するかというふうな選別は、担当課の方で決めていただいてもいいと思うんですが、1件でもこの犯罪が減るようにですね、町民に発信する、防災無線を通して、そして定時にそれも。よくテレビとか見ておりますと、ニュースの時間があります。ニュースを見ようと思ったら、大体その時間にチャンネルを合わせるわけですね。だから、そういったことで、定時に町民の方々に手短かに私は発信して、そして件数を1件でも減らす努力をしたらどうかというふうな考え方を持っておりまして、このことについて、執行部の方の考えをまずお聞きしたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

田代総務部長。

◎総務部長（田代 眞君）

質問にお答えいたします。

犯罪などの情報につきましては、粕屋警察署より管内で発生しました犯罪につきまして地域安全情報というメールを通じて町の方へ情報が配信されております。これらの情報につきましては、必要に応じまして、関係区長や教育委員会などに情報を伝達するとともに、町の防犯パトロール車での巡回や警察と連携した重点巡回などの対策を講じておるところでございます。

また、警察の要請に基づきまして、防災無線を通じた放送も実施いたしております。

ます。防災無線を利用した定時の放送についてであります。防災無線の性格上、住民の皆様の生命・身体に危険が及ぶ恐れがあるもの、また火災のような住民の財産に大きく影響を及ぼすものに限って放送を実施しておるところでございます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

澁田議員。

◎9番（澁田順二君）

空き巣とか、あるいは性犯罪というのは、たかが空き巣ではないんですよ。いろんな重大ないわゆる人身事件、そういったものに発展する恐れもある。またそういう例は全国にたくさんあります。したがって、この10人、10人の中には自転車盗とかバイク盗とかいろいろあります。軽微なものといっちゃいけません。ここまでやらなくてもいいだろうというふうなところもありますが、今私が言うように、空き巣に入って、そこで重大な事件に発展する場合もある。性犯罪もしかりでございます。したがって、そういう類のものについてはやはり念を入れてといいますか、それはいろんな情報もありましょう。区長さんに連絡する方法もありましょうが、連絡を受けた区長さんも、恐らく周知徹底を、その区の中でやってあるかと、それだけの時間があるかというふうなことも、ちょっと懸念されるんですよ。したがってできるだけ役場の防災無線を通して、町民の方皆さんに徹底をします。そしてそういう重大な事件に発展しないように、予防すると、防止するというふうな観点から、私はその防災無線での発信、町民に対する呼びかけをしたらどうかというふうなことをですね。それは問題があります。防災無線も今はいろいろ住民の方もいろいろおられて、もう防災無線はうるさいというふうな苦情がたくさん来ていると思いますが、それは考えようひとつ。たぶんこの犯罪は、町民1人1人にかかわってくる犯罪ですから、その辺は町民の方もある程度理解はいただけるんじゃないかなろうかと。関係のないような放送をすると、うるさいとか何とか言って、すぐ苦情の電話がかかってくるようですが、これはもう1人1人が対象ですから、その辺は、理解がいただけるんじゃないかなろうかというふうな感じはします。まずやってみて、やってみてどれだけの数字的に効果が現れるかという試験的な、そのことをやってみるだけの価値は、私はありはしないかなというふうに考えるんですね。というのは、なかなか伝わらない、ここに書いておりますように、昔は井戸端会議があったり立ち話があったり、いろんな近隣の方と話す機会があって、その中で「うちに空き巣が入ったよ」とか、「何々が入ったよ」というふうな会話がなされておりましたが、今

はなかなかそういうのがないですね。しかも個人情報とか、いろいろなのがあって、聞いていいものやら、聞いたら悪いものやらですね、その判断もなかなかできないと。いわゆる近所づきあいの希薄、こういうのがネックになって空き巣あたりは集中的に入るんですよ。1件、2件ではなくて、そこに入り出したらぼろっと入る。それが地域の集会のときに、「うちに入ったよ」と言ったら、「あっ、そうな、うちも、」「うちも」とば一っと広がっていく。何で情報が入らんのかいなというふうな住民の方の話もあるんです、実際問題ね。だから、やたらに放送するとも考えものですが、そのところは、町の方でコントロールしてもらって、これはやっぱり放送しとった方がいいということがあれば、直接町民の方々に発信をするというふうなことも1つの方法ではないか。そして統計を取ってみると。件数が減れば成功じゃないですか。やる気はありませんか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

今、定時の情報と言えるかどうかわかりませんが、6時ですよという時報の放送は防災無線でやっております。これと併せて、特に必要とする情報を流すといったことをちょっとやってみたいというふうに思います。

◎議長（進藤啓一君）

澁田議員。

◎9番（澁田順二君）

私は粕屋署の方に行って、いろいろ資料をもらいながらお話をさせてもらったら、結局やってみて、そして町民の反応を見て、そして犯罪が1件でも減れば、それは粕屋町はいわゆるテストケースとして、そして他の管内、粕屋警察署管内にもそういう事例を報告できますというふうなお話をいただいております、やはりやってみないことには、あれこれ心配しても事は前に進みませんのでね。とりあえずは、いわゆる町民の妨げにならないくらいの範囲で、そして警告注意報を促すといいますか、そういった方向をとっていただければ、私は安全・安心のまちづくりを唱えている粕屋町ですから、その一端として、この防犯、犯罪防止、これに努めていただければ、それなりの私は効果が生まれてくるのではなかろうかというふうな考えまして、この質問をさせていただきましたが、2番目も併せて、役場の中には生活防災係というのがございます。ここにもし町民の方に被害を及ぼすような、何か犯罪があったときには、より細かに情報を収集する意味で、窓口の方に直通の電話で被害届といいますか、状況を報告してもらおうというふうなことも考えてもいいんじゃないかと。これを放送するせんは、先ほ

ど言いましたように選別していけばいいわけで、犯罪があった事実だけを役場の生活防災課の方で受け付けても私はいいんではなかろうかと思いますが、この件についてはいかがでございますか。

◎議長（進藤啓一君）

田代総務部長。

◎総務部長（田代 眞君）

先ほど町長が申しましたとおり、その情報の内容等精査しながら、せっかく付きました防災無線でございますので、有効に活用してまいりたいと存じます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

澁田議員。

◎9番（澁田順二君）

くれぐれも住民の方の、町民の方の不評を買わないような方法を考えていただきたい。これは、やっぱり端的に長たらしくガタガタ言わんで、端的に日にちと場所と内容だけ、ぱっと言ってぱっと切ると、「ご注意ください」というぐらいにしておかないと、あんまり長々と言うとまた電話がかかってくるよ。その辺は十分留意してもらって、この問題に取り組んでいただきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、次に、町立の教育施設のいじめについてでございます。今朝の朝刊を開いて、また大きく1面に、八代でしたか、八代の中1の男子生徒が、去年の4月にいじめによって自ら命を絶ったという記事がありました。それが今になって表ざたになったというふうなことでございます。粕屋町立の施設では、幸いにしてそこまでの問題は発生しておりませんが、聞くところによりますと、全くないわけでもない。いじめと認められたものが1件あるということは、教育長が答弁されました。このいじめの問題は、もう特効薬といいますかね、もうこれならいいという方法が、まず今のところ見当たらない。みんなこの問題で教育者、関係者は頭を痛めてですね、どうしたらいいかというふうなことを苦労しているわけですが、粕屋町の学校施設の中では、まずどうやっていじめを見つける。見つかったいじめに対してどういう手段をとるか、その辺の決め事、何か基本線みたいなものは、今現在ございますか、教育長。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

澁田議員のご質問にお答えいたします。

昨日の本田議員の質問と重なりますけれども、いじめ対策についてでございます。福岡県では、後の質問とも重なりますけれども、今熊本県八代市の問題が出ましたが、福岡県でも平成18年10月に朝倉郡の方で中学生が自殺をしております。非常に悲惨な状況でございました。それを受けまして、福岡県教育委員会では平成19年2月、自殺のあった翌年、こういったいじめ問題の総合対策というのを県の教育委員会が出して、全小中学校に指導マニュアルとして指導しているところでございます。これに基づきまして、粕屋町教育委員会としてもいじめ対策に取り組んでいるところでございます。具体的に申し上げますと、昨日の本田議員の質問と重なりますけれども、まず各小中学校の学校の中に、いじめ問題対策委員会をつくと、組織をつくっていただいて、情報を得たら、それに対策をします。動きやすくする。それからいじめ、元は生活アンケートと言っていました。いじめは今はいじめに特化したしまして、「あなたはいじめを受けたことはありますか」「いじめをしたことはありますか」「見たことはありますか」というようなことを全小学校1年生から6年生、中学1年から中学3年生まで、全児童生徒にアンケートを実施しております。それでもなかなか中学生は言わないですね。難しさがあります。それで、個人面談、担任が教育相談室とかに行つて、1人1人の児童生徒と、今困っていることはないかどうかということ面接で協議をいたします。そういうことをやっておりますが、それでもなおかつできない場合がありますので、職員室とか保健室とか教育相談室の前に相談ポストといってポストを設けて、紙切れに書いて困ったことを出すと。生徒指導担当がそれを随時見るということもしておりますし、昨日申し上げましたが、教育委員会といたしましては、わかくさ（ワカクサ）というところから、毎年子どもたちが標語をつくっておりますので、その一部を取り上げて校内に掲示をするように進めているところでございます。

今のところ、そういうことで進めておりますが、教育委員会の支援の方法としては、昨日申しましたように、指導主事とか職員を派遣する。そしてサポートチームをつくるようにしておりますし、教職員の研修、いじめを見抜く目が必要ですので、そういった研修会には講師を派遣する。あるいは、スクールカウンセラーを派遣する。場合によっては、学校と家庭・地域を結ぶ、あるいは関係機関に連絡するためにスクールソーシャルワーカーを派遣するといったことを考えております。

以上でございます。

◎議長（進藤啓一君）

澁田議員。

◎9番（澁田順二君）

大津のいじめの事件、以前からいじめについては報道、新聞あたりもかなり記事にしておりましたが、特に大津の後、連日のように新聞紙上にいろんな方面の方々の考え方、意見が述べられておりますので、私もつぶさに全部切り抜いて、つぶさに手元に置いて読んでおったわけですが、このいじめの問題というのは、本当にこれっというような、いわゆる手がありませんね。それだけに非常に難しい問題であるということが言えると思うんですが、新聞によりますと、やはり学校、それから教師、教育委員会等々から、この問題を表面に出したくないというような風土が、これはもうまん延しているというようなことをね、辛口のそういう論評を、1人じゃない、何人もが新聞に載せているわけですね。だから、いじめが出ると、まず教師が評価が下がる。そして、学校も評価が下がるというふうな、そういう風習が昔からあるような、そういう閉鎖的な空気があると。

したがって、必然的に隠ぺいが発生するというのが大体、大方の記事なんです。私は逆だろうと思いますね。先生がいじめを見つければ、評価してやる。そして学校全体で取り組む。それはソーシャルワーカーもありましょうし、そのほかの第三者による機関、そういったところも協力して、何らかやっぱり、先生だけの力でこの問題を解決しようといったら、もう先生は寝込みますよ、はっきり言って。だから、やっぱり先生、学校、地域、家庭、これが一体となってこの重大な問題に対しては、それこそ体を張って口頭だけではなくて、命がけで体を張って緊急努力していけば、自ずと父兄の方に対しても理解が生まれると。あんまり中途半端なことを言うと、かえって誤解を招くんですよ、保護者から。だから、「本当にあの先生は一生懸命にやってくれている」というふうに保護者から評価されるような働きをすれば、この問題は私は解決できるのではなかろうかというふうに考えますので、その地域、家庭、この辺との学校とのかかわりはどのようにお考えになっておられますか。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

澁田議員のご質問に的確にお答えできるかどうかわかりませんが、私の考えを言わせていただきますと、まず、隠ぺい体質でございしますが、私たちは1人1人やっぱり嫌なことは避けたい、隠したいという場ですね、明るくいきたいという欲望があります。しかし、今はその時代ではないというふうに感じております。小さいときに、野球をしようとして、近所のガラスを割ったことがあります。それで逃げて隠れたらよかったものの、やっぱりそのことは心の傷としてずっと

いつまでも残ります。それで、もうちょっと痛いけれども、「おじさん、僕はガラスを割った、ごめんなさい」と言ってたたかれた方がすっきりするということを体験しておりますので、それをやっぱり子どもたちにも伝えていきたいし、先生方にも語っていききたいと。隠していても、もう学校は限界を超えております。したがって地域や専門家の指導を仰ぐという状況に来ていることは、まず1点、ご報告を申し上げたいと思っております。

それから、今の保護者の方ですが、子育てに大変お疲れでございます。状況が大変に、物が豊かになって、私は期待して、心も豊かに余裕があるんじゃないかなと思うておりましたが、その反対に、物が豊かになればこれはもう大変ですね、子育てで。昼間5時、6時にお仕事から帰ってこられて、それから先生、子どもに宿題をさせたり、ご飯食べさせて風呂に入れて早う寝なさいと言う、もうそんな親子でゆっくり会話する時間はありませんよということで、そのストレスがややもすると学校や教育委員会に向かってくることもなきにしもあらずでございます。私も教育指導をして何回もお母さんたちからのご意見を聞きましたが、話を聞いてやるとだんだんと穏やかになって、「ありがとうございました」と帰っていかれる方が何と多いことかですね。今話をして、聞いてくれる人がなかなか少ないというふうにも実感しております。

それから、学校関係ですが、先ほど申しましたように、教育委員が5名各学校に出かけて行って、積極的に学校を支援しようという方策と同時に、毎月定例会で校長会、教頭会を実施しておりますので、そこでも情報を得ますし、そのことをもとに定例の教育委員会でもすべて報告するようになっております。

それから、ご承知かと思いますが、3年前から粕屋町では10月15日を学校公開日と設定いたしまして、地域住民の方に広く学校に来ていただいて、子どもたちの勉強の様子、教員の様子、校長の様子等を学校の雰囲気を見てご指導を仰ぐようにしておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

また、蛇足になりますけれども、大津市で今回非常に残念な問題が、社会問題化いたしました。聞いてみますと、大津市は小学校は37校、中学校が18校で、合計大津市内で55校あるそうでございます。比べることはできませんけれども、市内大津市は大変だなと、教育委員さんと同じ、比べまして、粕屋町は6校で毎年学校訪問させていただけるけれども、大津市は55校あるということで、こういうことは二度とないように、粕屋町教育委員会としても努力をしていきたいと思っておりますのでよろしくお願ひ申し上げます。

◎議長（進藤啓一君）

澁田議員。

◎9番（澁田順二君）

小中学校は、これはいわゆる町の管理管轄、地方自治体の管理管轄の中ですから、あんまり国が口出したり県があまり口出すことは、原則としてはできないというふうな組織立てになっているというふうに思うんですが、今日本の自殺の数、14年連続で大人も含めて3万人突破です。15年、恐らく今年もかどうかわかりませんが、減ることを望みますが、14年連続で3万人を突破したと。その中の青少年ですね、これの割合も年々高くなっておりまして、共同通信がアンケートで調べた結果によりますと、過去6年間で579名のいわゆる小中学生が自殺をしておると。その中で、いじめというのがはっきり認定されたのは、13名、その後、また大津とかあるいは八代とか、札幌とか、いろいろ出りますから、その数はまだ多くなっていると思いますが、なぜこのように青少年、子どもたちの自殺が多いのか、これはもう家庭の事情あり、あるいは友達関係あり、学校あり、いろんな事情があろうかと思いますが、前は学校は教えるところ、家庭は学ぶところと、子どもがですね。学校はいろいろ国語、算数、理科、社会を教わる場所、家庭は学ぶところというふうな言葉があったんですが、その学ぶところが今怪しくなってますね、何でもかんでも学校の先生というふうに、学校頼みになっておるということが、いわゆる先生たちが頭を抱えて、ひょっとしたら正常な判断ができんような状態になるような先生もおられるやに聞いております。本当に重責ですね、学校の先生は。

今度県は、全国の公立の小中学校にカウンセラーを配置するというための予算を73億円計上しておりますね。だから、こういうこととか、あるいは学校独自で第三者機関、こういったものを設置するところもあっちこっち出てきておるようでございますが、国とは別に、粕屋町立の学校で、そういった第三者機関、第三者委員会、そういったものを組織するようなお考えはございませんか。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

今の質問でございますが、今のところ、粕屋町教育委員会はただいま申しあげましたように、全小中学校6校とコンタクトがとれておりますので、今のところ教育委員会のできる支援、指導を精いっぱいしていこうという考えでございます。ただし、それは教員と保護者の協力があったのことでございまして、協力を得られないと非常に由々しき事態になったものには、そういう場合も考えていくところでございますが、今議員さんおっしゃいましたように、文部科学省が来年度から全中学校にスクールカウンセラーを配置する。それから、200地域に専

門家の組織を設置するということが新聞に出ておりますので、これもまた、どういことになるか、期待をしながら準備をしていきたいと、検討させていただきます。

◎議長（進藤啓一君）

澁田議員。

◎9番（澁田順二君）

この第三者機関も、賛否両論あるみたいで、その第三者機関のメンバーというのが、教育にあまり関係のない、いわゆる素人、例えば学校の先生とか弁護士とか、あるいは警察OBとかですね、まあ教育にはあまり携わったことのない人の比率が多くなると、こういったことに対して、学校の先生あたりはあまり期待が持てないという、一部には問題視する意見もあるんですよ。ですから、ソーシャルワーカーあるいはカウンセラー、そういったところの力を、学校もフルに活用してといいますか、協力をいただいて、粕屋町から全国もそうですが、粕屋町からは絶対そういう不幸な事件を起こさないというふうな目標といいますか、努力目標を持っていただいて、粕屋の子どもたちが伸び伸びと、子どもの笑顔は何度見てもいいものでございますので、伸び伸びと楽しく学習できるような学校を構築していただきたいというふうにお願いをしまして、質問を終わります。

（9番 澁田 順二君 降壇）

◎議長（進藤啓一君）

8番 伊藤 正議員。

（8番 伊藤 正君 登壇）

◎8番（伊藤 正君）

議席番号8番 伊藤 正でございます。通告書に従いまして質問に入ります。質問に入る前に、この3・11から約1年半が経過したわけでございますが、今日もNHKの方で現在の災害状況ということで、生中継を交えて放送しておりますが、なかなか復旧にはほど遠いなというふうに感じた次第でございます。ちょっと遠うございますので、今すぐというわけにはいきませんが、我々も何らかの形で、東北の品物を買ったりして、協力をしなけりゃいかんかなというふうに思うた次第でございます。また、先のですね、九州北部の集中豪雨において被災された方々へのお見舞いを申し上げる次第でございます。

それでは、質問に入ります。今日は2つの質問を用意しておりまして、まず1つ目は、糟屋郡南部消防署出張所設置について。これは執行部の方は分署と言っているようでございますので、その辺のところを分署という形で進めていきたいと思っております。それから、交番の誘致についてという2つ質問をさせていただきます。

す。

まず、この消防署の設置についてでございますが、ご存じだと思います。粕屋町の西部地区の方は、いわゆる千代粕屋線と東環状線、これが交差した交通の要所であるということが1つ、それから、高層マンション、倉庫、そういったものが立ち並び、急速に人口が増えている地域であります。そういったことから、この消防分署ができるということについて、計画をされております現状について、質問をさせていただきます。

平成24年3月の議会のときに、私質問いたしましたところ、25年ぐらいに候補地の土地を買収して計画を進めていくよという回答があったわけですが、この件について、より具体的に、どういう場所にどういう予算で、どういう能力を持つのか、その辺のところを具体的に聞いていきたいと思っております。まず、1番目に、設置計画の概要について、それから建設費予算について、3番目に消防出張所の能力について、4番目に建設の場所について、5番目に設置後の運用についてということで、質問をさせていただきます。

まず、1番目の概要について、町長の方からいろいろお伺いしたいと思っておりますので、お願いいたします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

本年3月に消防署の、私どもは出張所というふうに言っておりますけれども、3月に消防署の方からあった話と、その後の進展は具体的にはございませんけれども、まず、西地区が志免を含めた、いわゆる外環状の東環状線のイオンから内橋、阿恵の付近が、南部消防署から行っても中部消防署から行っても4、5分では着かない、8分から10分かかると。要するに消防空白地帯と言われる地域になっております。それを解消するために西地区を、要するに消防署から見た西地区に分署、出張所をつくりたいということでございます。救急車の配置を1台、消防車の配置を1台と、今年度が25年度に青州会病院の方に救急車を配置をして、試行してみるという話もあっております。

そういったことで、出張所の開所は26年度を目指すというようなお話でございます。まだ内部の具体的な署員の配置数とか、そういったところまではまだ決まっております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

伊藤議員。

◎ 8 番（伊藤 正君）

今の概要が見えてまいりました。当然、平成26年のいわゆる供用開始を目指すということであれば、用地買収であるとか、そういったことをもう始めとかなないと遅いというぐらいの時期であろうと思うわけですが、これにかかわる建設の費用は大体どのくらいを見込まれているのか。また、我が町の負担はどうなるのか。その辺のところがわかれば教えていただきたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

基本的には、各構成町、6カ町でございますけれども、構成町の費用負担割合というのがございます。これが出張所にも同じことで適用されるだろうというふうに思います。均等割が25%、人口割が75%ということで、各町負担ということになるのではないかと思います。これは用地費まで全部含めてです。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

伊藤議員。

◎ 8 番（伊藤 正君）

大体、負担比率は今町長の方からお話があったんですが、大体ざっくり建設費用は何十億円かかるよと、何億円よというところがたぶん用地買収から見ても結構かかるのではなかろうかと思うわけですが、その中で、補助金が使えないのかなと。実は、たしか消防自動車を購入するときに、特定航空周辺航空機騒音対策特別措置法という中で、いわゆる空港が近うございますので、そういったものに対しての補助金が出るのではなかろうかと思うわけですが、その辺を含めて、回答いただければと思います。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

まだそこまではですね、南部消防署の方からは報告はあっておりません。ざくっとしたものの総額もまだ報告は、お知らせはあっておりません。今後、用地の価格がどれくらいか、それから救急車、消防車、各1台と申しまして、あと付属するものもございまして、まだまだそこまでは行っておりません。

◎議長（進藤啓一君）

伊藤議員。

◎ 8 番（伊藤 正君）

もうそろそろ数字も出てきよっとじゃなからうかと思いますがね。それで、今、この組合ですが、いわゆる6町、宇美、須恵、粕屋、篠栗、久山の6町で、その組合長が今須恵の町長がなさっているということでございますが、その辺のところ、これはどういうふうにして決まったか、私もわかりませんが、できれば、志免か、大きな業務もありますので、そういったこともあって、ぜひ町長も話にかたっていただいて、詰めていただいた方がいいんじゃないかなという気がしておりますので、ぜひ、その辺の建設費だとか、そういったものというのは、ぜひ早めに聞いていただければなというふうに思う次第でございます。

そこで、次に、3番目でございますが、この消防署の能力、これは先ほど消防車1台と救急車を1台という配置をするよというお話であったわけですが、それを試験的に、青州会病院に救急車を1台配置して試験的にやってみようということでございましたが、この中で、組織、いわゆる署員数、人数はどうなのか、どういった体制でこの署を運営していくのか、その辺のところがあれば教えていただきたいと思いますが。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

今おっしゃった、まだざくっとしたものとしては、出張所をつくるということでございます。それで、場所も志免から粕屋の、空港に抜ける道の間でつくりたいというようなことでございます。面積もざくっとしておりまして、300坪から500坪というようなことでございますので、300坪と500坪じゃ相当な開きがございます。1反と1反半ぐらいありますので、まだそういった状況です。今から、できれば今年度中ぐらいに人数とか大方の額とかというのが出るのではないかというふうに思っています。

◎議長（進藤啓一君）

伊藤議員。

◎8番（伊藤 正君）

今年の5月に臨時の消防議会が開催されておりますね。その時の議事録をちょっと読ませていただきましたら、現在、150名いるよと。それを9名増強したいということで、議決されておるわけですね。これについて、この9名がこの分署の方、いわゆる派出所と言われるですか、そちらの方に張り付けられるのかどうか、その辺は町長お聞きになっていらっしゃいますか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

その出張所のために9名を採用するというのではないと思います。全員の中で不足をした、一定の近郊の消防の人口と消防署員の割合を見たときに、南部消防署は非常に低いといったことから、将来的には今、現員は147人でございます。これを150人にすると。そして、目標は28年度に165人にするといった、長期の署員の人数あたりは一応出してございます。今おっしゃった9名が出張所の職員になるということでもないのかなと思いますけれども、もちろんそのことも含まれておると言えば含まれておるんだろうと思います。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

伊藤議員。

◎8番（伊藤 正君）

議事録を読みますと、やっぱりこういった人を採用すると、特殊な技術ですから、技能者として育成していくわけですから、前倒しに育成していかないといかんということが書いてありましたので、たぶんこういう方々であろうかなというふうに感じましたので、今質問したわけですが。その辺のところをまだ人員だとか、何かすべてぼおっと、ぼんやりしているような感じでございますが、その辺のところを、次の4番目の場所、先ほど町長は3月にも粕屋中学から九大農場の範囲内に設置されるのではなかろうかという話があったわけですが、その辺からでしょうか。どの辺に考えられているのか、その辺をちょっと。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

場所につきましては、結論から申しますと、取り下げはされましたけれども、志免町の方から誘致について志免町内という請願が議会の方に出ておりました。それはいろんな事情で粕屋町の関連もあるので取り下げるということで取り下げています。今のところ全く白紙です。恐らく粕屋町の方がずっと、もう志免の方はつくろうと思っても大体場所がないのではないかなと思います。ある程度の場所のポイントを署の方でフォローしてもらわないと、うちの方も動きようがないということでは話しております。

◎議長（進藤啓一君）

伊藤議員。

◎8番（伊藤 正君）

それで、場所ですが、今の空白地帯に効率的に配置するための場所として、1

つ提案をしたいのは、東環状線と、五斗蔵から貝田の交差点がありますね。あの交差点、いわゆる扇橋のあの付近が一番いいのかなというふうに考えるわけですが、将来東環状線も201号線の方に抜けていきますし、内橋の方にも相当メリットがあるなというふうに思うわけですが、幹線道路ですので、いいんじゃないかなというふうに思いますが、町長、いかがですかね。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

同じことの繰り返しになると思います。できれば粕屋町内にとということで、場所等について推薦をするところがあれば、議員さんのお力も借りながら進めていきたいと思しますので、よろしく願いいたします。

◎議長（進藤啓一君）

伊藤議員。

◎8番（伊藤 正君）

はい、わかりました。

それから、これもまだ未定のようにございますが、設置後の運用でございますが、当然ランニングコストはかかってきますので、その費用の負担がどうなのかですね。その辺はたぶん先ほどの予算が見えないということですので、この辺は具体的にあるのかなのか、町長、お願いします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

これは、今現状の負担と変わらない。ただ、志免町と粕屋町の関係だけの出張所だから2町でもちなさいということにはならないと思います。

◎議長（進藤啓一君）

伊藤議員。

◎8番（伊藤 正君）

そうすると、これができたために、さらに費用を上げるということにはならない。なるのか、ならないのか、その辺のところもまだ明確ではないようでございますので。それで、全体の中で予算、いわゆる年度の消防議会の議事録を讀んでいきましたところ、基金について、これは消防議会の方、消防署の方は基金はあるんでしょうか。その辺はどうですかね。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

その内容の詳しいところまでは、まだ承知しておりません。議会もあっておりますので、書類を見て精査をしたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

伊藤議員。

◎8番（伊藤 正君）

どうも、漏れ聞くところによると、基金もなくなると、それでどうするのかなど。何か大きなことが起こったときに、その積み立ての中からいろいろ抛出すべきものがないという話も聞いておりますので、その辺ちょっと町長聞いていただいて、また次の機会にでもお伺いしたいと思います。この件につきましては、消防議会という議会がございますので、その辺のところも配慮しながらいかにやいかんということは十分わかっております。しかし、これは我々の生命・財産を守るべく組織を、また設置していただくわけですので、我々町民としてもしっかりお聞きして、進めて、それに対するご意見を述べさせていただきたいなというふうに思いますので、今後ともまたよろしく願いいたします。

それでは、2問目の交番の誘致についてでございますが、これは先ほど澁田議員の方からもいろいろ被害、いわゆるいろいろは犯罪についての話がございました。この交番誘致については、何回も質問をさせていただいております。のぼること、平成11年3月に、我が先輩であります山口議員がこの誘致を、交番の誘致をしていただけないかという質問をされております。私も19年3月と今年度の3月に誘致していただけないかという質問をさせていただきました。その回答は執行部からの回答はほとんど変わっておりません。努力する、努力するということで終わっているようでございます。そういったことも含めて、今回、3月質問して以降、どういった進展があったのか、お聞かせいただきたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

本年3月議会にてもご質問がございました。その後地域住民の皆様の心情は十分わかりますが、警察署の方としては、交番の増設は、特別な状況がなければ設置しない。むしろ駐在所はもうほとんど全部廃止をしております。そういった中でございますので、立入所であるとか、そういった形でのことでなければ難しいかなという現状でございます。ほとんど前と同じような回答になろうと思いますけれども、特にサティがあったりということで、西区、それから仲原地区、これはイオンの関係で犯罪が多いというふうに数字でも出ております。そういった中

できるだけパトロールを増やしていただくようにとか、そういった要望はしておるところです。総合的な判断で、交番等の統廃合や広域化が進められておる中でございますので、新たな交番づくりというのは、大変難しい状況だというふうに思っております。私も安全・安心な町民生活ができる環境づくりということで、強く思っておりますので、今後なお粕屋署の方に要望をしてみたいと思います。

あまり回答が前と変わらんのではないかとということでございましょうけれども、相手があることでございますので、よろしくご理解をお願いします。

◎議長（進藤啓一君）

伊藤議員。

◎8番（伊藤 正君）

相手があることでよく理解しております。しかしこれをやめて、いわゆる言い続けられないといけないと思っておるところでございます。特に、今回は消防署の派出所がどこかにできるであろうということからみまして、用地を、119と110というのはセットになったようなものでございますので、そういったことから、今度の消防署の用地買収のときに、駐在所が、交番ができるような敷地も一緒に準備していただいて、警察の方に「ちゃんとこういうふうに用意しておりますよ」と、「また、この地区はこういう人がどんどん増えよるところです」というような形をPRしていただいて、ぜひ警察の方を説得していただきたいというふうに思うわけでございます。これは、我々西部地区の住民の願いでございますので、ぜひ設置されるまで質問が続くと思っておりますので、よろしくお願いする次第でございます。

ちょうど時間も過ぎております。これで、私の質問は終わります。

（8番 伊藤 正君 降壇）

◎議長（進藤啓一君）

ここで暫時休憩といたします。再開は11時10分からといたしますので、よろしく願いいたします。

では、暫時休憩です。

（休憩 午前10時55分）

（再開 午前11時10分）

◎議長（進藤啓一君）

では、再開いたします。

13番 山脇 秀隆議員。

（13番 山脇 秀隆君 登壇）

◎ 1 3 番（山脇秀隆君）

1 3 番 山脇秀隆です。今日で一般質問最後の人間になります。

質問に先立ちまして、先般より何名かの議員がおっしゃっていますけれども、先般の九州北部豪雨災害に対しまして、亡くなられた方のご冥福と被災された方のお見舞いをここで申し上げておきたいと思えます。

それでは、通告書に従い質問したいと思います。本年、6月27日に議員立法による劇場・音楽堂等の活性化に関する法律、劇場法が施行されました。このことにより、さくらホールや多目的室の法的根拠が図書館や博物館といった施設と同様に地域の文化拠点としての役割を多きく認めることとなりました。劇場や音楽堂は単なる箱物ではなく、公演を企画・製作する機関として規定されました。専門の人材の確保や育成に力を注がなければなりません。しかし、町ではこれらの音楽や演劇、伝統芸能などについて、創造的な事業を企画・製作する専門的なスタッフを確保するのは難しいと言わざるを得ません。また、文化施設同士の連携や大学との協力も即支援すべきとしています。学校教育で子どもたちが本物の表現にふれることも重視されております。これからの自主事業のあり方にも大きく影響をしてくると思われまふ。こうした観点から質問をしたいと思えます。

まず、質問の前に、この劇場法、12～13ページの法律なんですが、これは目を通していただきましたでしょうか。というのはですね、引用をちょっとしているもので、お答えしていただくときにはこの劇場法を読んでないと、どうしていいかわからないような答弁になってしまうので、ちょうどその辺を確認をさせていただいたのと、引用文が多いので、ちょっとわかりづらい部分もあると思うので、その確認をさせていただきました。

それでは1点目に、現在、さくらホールや多目的ホールは貸し館的事业がほとんどで、運営されております。また、稼働率から見ると、さくらホールは53%で、土曜・日曜の稼働がほとんどで、平日の稼働がより多く求められるのが現状であります。一方、多目的ホールは99%の稼働率が物語るように、貸し館事業の最たるものであろうかと思えます。またその用途は達したようだと思います。こうした現状から見ると、貸し館事業はどちらかという、利益を追求した運営形態だと思えます。短期的な経済運営より長期的な継続性のある経済運営に見直すことが求められております。劇場法の施行により、運営形態を今後変えることが必要になってくるのではないかと思えます。今後考えられる取り組みを聞きたいと思えます。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

ご質問にお答えします。

まず、本町は、サンレイクというホールを持っております。文化施設を抱える、今後考えられる取り組みでございますけれども、先ほど議員からお話になりましたように、6月に劇場・音楽堂等の活性化に関する法律が施行されております。文化・芸術の振興を図るため、町としては自主的かつ主体的に、町の独自性に応じた施策を策定し、区域内の劇場・音楽堂等を活用しつつ、実施する役割を果たすよう努めることになったところでございます。

本町におきましては、これに該当する施設がサンレイク、さくらホールだと思っております。町といたしましては、今後の取り組みといたしましては、ホールを利用した長期的、継続的な文化事業の実施を検討するとともに、ホールの運営に必要な専門的能力を有する人材の発掘・確保が重要であろうと思っております。ホールで行われる実演芸術に対する町民の関心と理解を深めながら、教育啓発活動、学校教育との連携など、実演芸術の鑑賞参加の機会提供等について、関係機関とも実施に向けて協議をしながら、町民の文化度を高めていきたいというふうに思っております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎13番（山脇秀隆君）

今、1つ1つ、今後の取り組みについて言っていただきました。その1つ1つについて、ちょっとお聞きをしていきたいと思っております。

まず、町長もおっしゃられましたように、今後の指針策定の必要性があると、求められるという答弁でした。今後の指針策定、これは最初の取り組みになろうかと思っております。これは、もう劇場法が6月に施行されておりますので、町としてはどの期間程度でこの指針策定を行っていく予定か、お聞かせください。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

6月に法ができたばかりでございますので、早速、あと詳細の内容等を精査をいたしまして、できるだけ早い取り組みをしていきたいと思っております。まだ、今のところいつからということは定めておりません。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎ 1 3 番（山脇秀隆君）

近いうちにということでよろしいでしょうか。

◎ 議長（進藤啓一君）

はい。

◎ 町長（因 清範君）

今、非常には、やっております。近いうちにということで、ご理解いただきます。

◎ 議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎ 1 3 番（山脇秀隆君）

それでは、ぜひ、まず最初の取り組みとしては、こういう指針がまずなければ、動きがなかなかとりにくいのではなかろうかと思imasので、近いうちに取り組んでいただきたいというふうに思っております。

続きまして、先ほど来何点か言われた専門的能力を持つ者を養成したりとか、そういう人材を確保するのに、大学の機能を生かすことが重要であると、そういった学校関係との連携が必要であるというふうにご答弁いただきました。

2点目の質問には、地域や学校との連携で、さくらホールの稼働率を上げるにはどうしたらいいかということで質問したいと思imas。さくらホール等で事業を行うためには当然必要な専門的能力を持つ者を養成したり、確保するために、今度は大学等の機能を生かすことが重要であるというふうに言われております。そういった促進を図ることも求められていますが、これらの地域社会で活躍する大学専門家や各小学校との連携をどのように今後考えておられるか、お聞きしたいと思imas。

◎ 議長（進藤啓一君）

因町長。

◎ 町長（因 清範君）

学校教育次長の方で答えていただきます。

◎ 議長（進藤啓一君）

因教育委員会次長。

◎ 教育委員会次長（因 友幸君）

山脇議員の質問にお答えします。

現在、稼働率53%、これは大体平日、土日を網羅したもので、平均した稼働ということで、現在土曜・日曜・祭日の稼働率が大体78.5%ぐらいになっております。というのは、もう80%近くで、9月等はもう100%の使用になって

おりますので、ここ近隣の市町村の施設の稼働率を見ましても、80%近い数字を持っているというのはうちだけで、大体これが90%行くというのは、ちょっときつい数字になると思いますけれども、平日が、ただ41～42%ですので、ここいら、平日に事業を起こすとなれば、今後の課題としましては、やっぱり学校あたりの観劇会とかコーラス会とか、そこいらと、あとは専門職を呼んで、いわゆる団塊の世代から上の人を狙いという形の事業を組んでいくのがベターじゃなかろうかと思っております。

劇場法の中にも出ておりますのは、やはり地方において、都市で見れるような事業のふれあいをもっと多くしなさいということが出ておりますので、そこいらも考えまして、ただ、予算的なこともございますので、一度に多額の予算を組んで事業を起こすということではできませんけれども、そこいらはまた議会あたりとも調整をとりながら、予算組みも考えますし、事業の展開をしていきたいと考えております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎13番（山脇秀隆君）

実演芸術、要するに演劇とか音楽とか、そういった芸術にふれることを通じて、子どもの発想力及びコミュニケーションの能力の育成、将来の芸術家の育成並びに芸術鑑賞能力の向上を図ることが重要であるというふうに劇場法では書かれております。学校教育においては、実演芸術を鑑賞し、またはこれらに参加できるように機会の提供に努めることが、この法でも示されております。今、次長の方からもご説明がございました。平成23年度のさくらホールでの学校教育関係での利用で、20件の稼働がなされております。全部が全部芸術鑑賞ではありませんが、その稼働率は、全体の11%と、実演芸術の鑑賞の機会は非常に少ないことがわかります。

新学習指導要領の実施により授業時数が足りない状況下で、この実演芸術にふれさせる、または参加させる機会がつかれるのかどうかちょっと心配なんです。この辺をどのように考えておられるか、これは教育長か何かに聞いたがよろしいのですか。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

学校教育における観劇会の件ですが、学習指導要領は変わりまして時数が増え

ましたけれども、それは教科の方が増えたわけでありまして、いわゆる文化的な行事等は変わっておりません。学校には、教科・道徳・特別活動という3つの分野がございまして、その特別活動の中に学校行事と、その中で、文化的行事というのが含まれておりまして、学校では年に1回、今年は福岡県警音楽隊を呼んだとか、福岡交響楽団を呼んだとか、来年はどこかの劇団を呼んだとかいう観劇会を今実施しているところでございます。ただ、各学校からサンレイクに来るかということになりますと、各学校には体育館でステージがございまして、そこを使っての観劇会がございまして、そこはちょっと教育委員会としてもサンレイクを使えということになりますと、中学校にしても、そこまで来るのにかなり時間がかかるということで、学校にステージがなければサンレイクを使うことも考えますが、今の現状ではそういうことで劇類を、観劇会を、芸術にふれさせる機会をつくっているところでございます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎13番（山脇秀隆君）

難しいというお話なんでしょうけど、劇場法では学校と連携をして、子どもたちに一流の芸術にふれさせる機会、また参加させる機会を持たなければいけないというふうにやっていますし、国の支援もありますよということなんですね。自治体も、それに向けて積極的にそれを支援していかなければいけないと。ですから、今懸念していた授業時数が足りないという中で、芸術文化にふれさせる機会が非常に今のところは難しいという答弁だったんですね。しかし、これは今後こういうものをしっかりと提起していかなければ、提供していかなければいけない、こういう機会を提供していかなければいけないというふうに、法律ではなっているわけですから、この辺は学校側としても、しっかりと対処をしていただきたいというふうに思っています。

やり方ということになるんでしょうけど、粕屋町の小中学校では合唱祭がよく盛んに行われています。各学校で終わらせているというのが状況なんですね。子どもたちに聞くと、意外にですね、この大会があって、校内で大会をやって、優勝しました。「ようし、これからは町の大会におれたちは行くんだ」というふうに思っている子どもたちが多くいるらしいんですよ。ところがそこで終わっていて、何か残念だ、せっかくこんなに一生懸命練習して、合唱をやって、合唱をやるとみんな気持ちよくなるんですね。舞台に登って自分が発して、そういう舞台の実演芸術を味わっているわけですね。だから、これをもっと広げてこの機会に

町内合唱コンクールをやるぐらいの感じでやれば、情操教育や文化芸術の振興にも役に立つと思われます。

また、町内中学校の吹奏楽部もかなり実力があるというふうに聞いています。プロの演奏家との共演も、非常に興味のあるところだと思うんですね。こういった中で、プロと一緒にサンレイク、さくらホールを使って、やっぱり実演させてあげるといような、本当に芸術に参加させる、こういうことも非常に大事になってくるのではないかなと思いますし、子どもたちが非常に喜ぶのではないかなというふうに思っています。その担い手が、私はこの劇場法に言われるさくらホールではないかというふうに思っています。

さくらホールの活用は、当然稼働率を上げることにもつながりますし、平日の稼働率を上げるために、今教育長が難しいという答弁もありましたので、学校の現場が使いやすいように配慮する必要があるのではないかなというふうに思っていますし、今、芸術文化に親しむ時間は決まっていますよということで、助成金の措置もその範囲内で決まっているとは思いますが、その辺の考慮もやっぱり考えていく必要があるんじゃないかなというふうに思っています。

このように、学校との連携は実演芸術の鑑賞や参加する機会を大きく前進させることとなります。こういった小中学校の実演芸術にふれる機会を今後どのようにつくっていったらいいのか、再度教育長に、無理だと言われた教育長に、よろしくをお願いします。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

私は無理だと、ちょっと誤解を受けたと思いますが、積極的にサンレイクを主旨に沿いますように今後努力をしていきたいと思っております。現在中学校では合唱コンクールというのを毎年しておりまして、サンレイクを使わせていただいております。ただ、小学校では、サンレイクじゃなくて、低学年、中学年で観劇会をしたり、音楽会をしている状況でございまして、大きな大会があれば、サンレイクを使わせていただきたいと思っておりますが、体育館には舞台がありますものですから、そういったところで文化の発表会を学校ではさせていただいております。

それからまた、もう1つは、糟屋郡で小学校の音楽会を今開催しておりますので、そういう面もできたらこれからサンレイクを使っていくように、働きかけていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎13番（山脇秀隆君）

当然、粕屋町の子どもたちに、本当に一流の芸術にふれる機会をですね、やっぱり学校側としても積極的に実施していただきたいというふうに思います。

3点目に、現在のサンレイクかすやでの自主事業のあり方であります。現在生涯学習が主体の自主事業を650万円という予算をかけて事業を行っております。さくらホールを含む生涯学習センターの管理・運営は民間の九州共立を使って運営をしているのが現状であります。民間の事業のノウハウを使って限られた予算で事業を行っていますが、平成23年度の自主事業の現状と劇場法の施行による今後の課題をどう考えるか、というのを答弁願います。

◎議長（進藤啓一君）

因教育委員会次長。

◎教育委員会次長（因 友幸君）

お答えします。23年度といいますか、今までのサンレイクの自主事業は、いわゆる生涯学習研修会とか町の主催行事、あとは650万円の使い方としましては、落語をしたりとか、子ども向けの影絵、シルエットの大会をしたりとか、あと一応一流的な方の歌手とか講演者を呼んでの事業という、いわゆる決まったパターンのことをしております。今度この劇場法が改正されて、いろいろなことの提案が出てきております。町としましても、この劇場法をもう少し勉強させてもらって、本当言えば国あたりの補助がどのくらいつくかも見極めながら、今後やっぱり国際的な見地と、あと第三者あたりの意見も聞いて、どういう内容が町民が望んでいるのか、そこら辺も精査しながら今後の事業の取り組みとさせてもらいたいと思います。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎13番（山脇秀隆君）

劇場の活性化に当たっては、鑑賞者を育成することも重要であるというふうに言われています。実演芸術に対する町民の関心を高めるとともに、理解を深めるため、教育活動や及び啓発活動の実施、その他の必要な施策を講ずるとしてまいります。このあたりに自主事業のあり方が問われてくるんじゃないかなというふうに思っています。より興味のある一流の芸術を、より身近なさくらホールで鑑賞できる機会を大幅に増やす努力が求められます。法的根拠を持ったさくらホールを粕屋町の文化芸術の発信拠点としていくことが求められております。そのために

は、ある程度の予算措置と施策が重要であるというふうに考えます。

例えば、仮の名として、粕屋町文化芸術振興財団というのをつくって、これは生涯学習センターをつくるときに、総務常任委員会で視察に行ったときに、運営の方法も学んだんですね。そういった中で、あるところでは、そういった芸術文化振興協会みたいなものをつかって、それで広く町民と市民の方に、やっぱりこの芸術文化にふれさせる機会をつかっていったという経緯があるんですね。だから、そう言った意味で、ちょっと提案にはなるかなとは思いますが、この芸術振興財団をつかって、サンレイクでの音楽や演劇などの一流の芸術にふれる機会を、粕屋町民の皆さんに広く提供するシステムづくりを考えたらどうかというふうに思います。

粕屋町からの芸術文化の発信は、町の教育的、芸術的質の向上を意味し、本来町が求める、住んでみたい町、暮らしてよい町づくりをかなえる一助になると考えられます。こういったことがありますので、これは町長に見解を聞きたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

お答えいたします。ご提案の財団とか協会とかというのも、今後の1つの劇場文化、劇場・音楽堂との法律が改正されておりますので、それに沿ったところで、住民の意見も聞きながら、この運営をしていくという方向で、今後取り組んでいきたいと思っております。いろんなご提案どうもありがとうございました。

◎議長（進藤啓一君）

山協議員。

◎13番（山脇秀隆君）

劇場とは、社会にとって何なのか、劇場法では文化・芸術を継承し、創造し、及び発信する場であり、人々が集い、感動と希望をもたらし、創造を育み、ともに生きる絆を形成するための文化拠点であると定義しております。劇場法を契機にさくらホールの有意義な利用を改めて考える必要があります。そして、職員はもちろん、町民がいかに存在意義を強く認識して、これらにかかわっていくかが肝要だといわれております。粕屋町にあっては1人1スポーツと同様に、町民1人1人が芸術にふれる機会をと訴えて、この質問を終わります。

続きまして、協働のまちづくりにみるまちづくり活動団体やボランティア組織の在り方について、質問したいと思います。町では、平成23年度に公益性を重視したボランティア団体等に活動内容に応じた助成金の交付を始めました。助成

内容は、新規事業で20万円、継続事業で経費の80%で、限度額が300万円、また新コミュニティ活動助成金として、支援団体や各種団体、法人等が広報的、広範囲に連携して実施する公益活動に対して、5万円の助成をしています。助成金の中にはまだ規定がございますが、そういうのは割愛させていただきます。

粕屋町のボランティア団体組織の現状は、さまざまな組織で、それぞれに活動を行っているようであります。例えば、社会教育課には読み聞かせのボランティアや体育関係のボランティア、総務には防犯パトロールのボランティア、協働のまちづくり課には助成金を申請したボランティア、介護支援課には悠々サロン、福祉センター内設置のかすやボランティアセンターには主に福祉関係のボランティア組織がそれぞれに登録しております。このほかにもいろいろ各課で登録してあるボランティアが存在しております。

このことから見えてくるものは、ボランティア団体の情報が一元化され、包括管理されているかということ、そうではないということであります。助成金をもらえているところもあれば、ないところもあり、その補助金の額も、団体によってまちまちであります。以上の観点から質問をしたいと思います。

1点目に、平成23年度予算に組み込まれたコミュニティ、まちづくり活動団体の助成金の現状と平成24年度の取り組みについてお聞きしたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

田代総務部長。

◎総務部長（田代 眞君）

お答えいたします。今議員がおっしゃいましたように、平成23年度に粕屋町まちづくり活動団体助成金交付要綱並びに粕屋町コミュニティ活動助成金交付要綱を制定しまして予算を計上いたしましたところでございます。助成金の現状ということでございますが、助成金の申請があった団体につきましては審査会による審査を得まして、平成23年度の実績では、助成金を交付した団体の総数がまちづくり活動が3団体、コミュニティ活動が1団体の計4団体で、その助成金総額は345万円であります。

交付を決定いたしました団体の主な活動内容でございますが、花の栽培による景観づくりに取り組む団体に2団体、参加者主体の粕屋町のまちづくり、YOSAKOIかすや祭りに1団体、そして、音楽を通して粕屋町を盛り上げアピールする団体の1団体であります。なお、23年において、交付決定を行いました団体につきましては、現状も継続して活動がなされており、平成24年度も助成金の交付金を行っております。この事業につきましては、事業を周知するために、

広報かすや、町のホームページ、チラシ、回覧等に周知を行い、また申請手順とか対象となる経費についてご理解をいただけるようなわかりやすい手引きを作成し、この事業を広めるような展開をいたしておるところでございます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎13番（山脇秀隆君）

現状を、お話ししていただきました。初年度なので、そんなに多くはなかろうかというふうに判断はしておりますが、平成24年度は、23年度に比較して270万円ほどの助成金の減額予算となっております。少なかったからそれに合わせて減額をしたというふうな形になるとですね、この活動自体を、この助成金の施策自体を、もっと伸ばそうという意識がないのかなというふうに思ってしまう。申請数が伸びてないのが現状であろうかとは思いますが、今対象団体の周知を行っているということなんですけどね、これもひとつには、情報の一元化ができていないのが大きな原因ではなかろうかというふうに思います。こういった助成金をいただきたい団体とか、そういった団体ってたくさんあると思うんですね。ところがどこに行ってもいいかわからないとか、そういうものもありますし、そういう団体にこういったことが周知徹底されてないという現状があるかというふうに思います。そういった観点から、そういうことが一因ではないかなというふうに思っております。

この助成金事業は、継続事業団体として今まで他の、所管の課から補助金をもらっていた団体が、申請をして助成金を受け取るという形になっているんですね。助成金をもらう団体を、協働のまちづくり課に一元するための施策ではないのかなというふうな受け止め方もしてしまいます。要するに、ボランティア組織の一本化を図っているのではないかなというふうに思いますが、この辺は、どのような形でこの助成金の事業を始めたのですか。

◎議長（進藤啓一君）

田代総務部長。

◎総務部長（田代 眞君）

今議員がおっしゃいましたように、いろんなボランティア団体がいらっしゃいます、町内に。自主的な活動をされている団体がございます。このまちづくり団体助成金というのは、粕屋町の公益性に貢献する新たな団体を掘り起こすといえますか、そのための助成する事業でございまして、現存するボランティアとの連携等々については、後日また3番目に質問があろうかと思いますが、この事業につ

いては、新たな団体の掘り起こしということで、23年度に制定しているものでございます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎13番（山脇秀隆君）

新たな活動団体を増やしていくという思惑があったとは思いますが、現実には継続事業、要するに別の形で補助金、助成をしていた団体については、経費の8割、限度額300万円払います。もしくはそれを超える場合は町長の決裁で認定をしますよというような形になっているわけです、現状は。ということは、この事業の条件、これに認定されるための条件というのを見れば、その対象団体に青年団や老人会、また婦人会などの組織は継続団体として、条件を満たすことができ、助成対象になるようにちょっと思えるんですね。だから、このまちづくりの団体としての助成金の対象としなければならなくなるというふうに、もし申請があれば、思うんですが、この辺は今新たなものというふうな形になってしまうと、この線引きがよくわからないですね。どこで、そういう団体を、この規定に合わせたら全部当てはまると思うんですよ、継続団体でも。そしたら、当然300万円の補助額がもらえて経費の8割ですけどね、その限度額の300万円をもらえるという状況がここに生まれてくるわけですね。そうすると、そのいろんなところから、私も私もという形で、この協働のまちづくり課に来るのではないかなという、ちょっと懸念をしているんですね。当然、予算も限られているので、その辺はどうするのかと。今回は減額しているということもありますから、その辺をどうするのかという考え方が1つと、この活動団体審査会が交付対象団体を決めるというふうなことになると思いますよね。これは、この審査条件の適合性だけでなく、どうやってこの交付対象を決めるのかと。今この、例えば青年団、老人会、婦人会、こういう方は認められませんよということになれば、その条件は満たしているけれども、審査会が駄目ですという話になると、本当にこの規約の条件というのが、全くわからないというふうな形になると思うんですよ。条件設定がですね。だから、その辺をどういうふう考えてあるのか、ちょっと教えてもらえますか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

このボランティア団体の補助金は、今・・・おっしゃった老人会とか婦人会とか

青年団とか、そういったところは、もうこれとは別に補助をやっています。それで二重の補助はしないということが原則でございます。そして、新たに町の活性化とかそういったものに寄与している美観であるとか地域の環境整備とか、そういったものに寄与し、なお継続してその活動がなされているといった団体について、申請があったときに審査会にかけて、審査会の方で可か否かという判断をしていただいております。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎13番（山脇秀隆君）

そうすると、YOSAKOIかすや祭り団体がありますよね。これは継続事業で、たぶん他のところからというか、補助団体として以前からあります。これはここに移った経緯というのはどういう経緯なのですか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

YOSAKOIかすやのことですかね。

◎13番（山脇秀隆君）

・・団体で登録してますよね。

◎町長（因 清範君）

はい。これは私も、何でこのボランティアの団体に入っているのかという、全く金額も違うし、もともとの出発点が違います。これは町の方から花火大会がなくなった段階で新しい祭りをとということで、町民の方から代表者を募って、その方たちがこういった祭りを、粕屋町で始めようといったことで、粕屋町もその奨励をしながら、町と一緒に育ててきた団体でございます。

ということで、このボランティアの同じ枠の中にくるめているというのが、もともとの間違いであったろうというふうに思います。来年度からは、このYOSAKOIと、YOSAKOIの団体については、このボランティアの補助団体からは外していきたいというふうに考えております。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎13番（山脇秀隆君）

私はですね、外すとか、そういうことを求めているのではなくて、私はいい施策だと思うんですよ。この活動助成金というのはですね。広く、いろんな人がここに来て、そこにまとめてきて、いろんな活動が拡大していけばいい。だから私

はこれは、基点をつくってちゃんといい、だから、この補助団体の正当性をつけるには私はこれはいいと思うんですよ、ここの施策は。非常に、この事業内容としてはいいと思うんですよね。誰も文句を言わないですよ。審査会があって、ちゃんとその団体がちゃんと補助に値する経理から予算から、全部きちんとやっているんですよというのがないと認められないわけですから、これを明確化するということが、私は、これを一本化するということは、僕はいいなと思ったんですよ。町がそうやって取りまとめをして、これを補助して、補助金を出していく正当性をそこでちゃんと見つけて、お金を町からちゃんと提供するという、この形をね。だから、今補助団体から外しますということは、もうぜひやめてもらいたいんですよね。ちゃんと、審査に合うちゃんとした形で、ちゃんと認められているわけでしょうから。だから、例えば青年団にしても老人会にしても婦人会にしても、そういったものをきちっとつけて、ここでちゃんと補助金をいただいていますということになれば、誰も何も言わないと思うんですよ。これがあいまいな金額で、どうしてこの金額なのか、どうしてこれなのかというのがわからないから、みんなこの補助枠でどうしてこれだけ出しているのかという発言が出てくると思うんですね。だけど、この助成金の施策は、ちゃんと経費の8割、300万円が限度、それを超えるものに関しては町長の決裁、そういうふうには、きちっと流れが決まっているんですね。これはいいことだと思うんですよ。だから、これをもっと活用していただきたいというのが、私でも今回言いたいことなんです。全く逆のことじゃなくて、やるなということじゃなくてですね、どんどん進めていっていただきたいというのが、話であります。

このコミュニティ活動まちづくり団体助成金の取り組みは、補助団体を明確化することと、その正当性を持たせることに関しては、よい施策であると思います。適正・公平な審査で多くの活動団体を支援して、活性化させていくためにも、今後の予算措置は十分に考慮していただきたいと。予算をつけてくださいと、私はこういうふうに言いたいと思います。

私が質問することによって、何か悪いことをやっているんじゃないかということじゃなくて、いいことですよ、だからもっと推進してくださいよというお話であります。

2点目に、粕屋町にはボランティアセンターを設置し、かすやボランティア連絡協議会に運営を委ねていますが、各課で掌握するボランティア団体と連絡協議会に登録した団体との一元化はまだなされてはおりません。かすやボランティア連絡協議会の役割と実態を、ここで聞きたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

工藤住民福祉部長。

◎住民福祉部長（工藤龍一君）

山協議員の質問にお答えします。粕屋町ボランティア連絡協議会の役割と実態ということでございますが、現在8団体と個人ボランティア合わせて210名の方がこの通称ボラ連に加入されております。それぞれの趣味を生かし、特技を生かしながら、同じ思いの方々が集まられて、ボランティアの集団を形成され、協議会をつくっておられます。活動には、手話、読み聞かせ、それから障がい者の介助・訪問、それから高齢者の訪問、高齢者への年賀状とか暑中お見舞い、誕生日の絵はがきの送付、それから広報の音訳テープ作成、各行政区での夏祭り、敬老会などでの演奏活動などなど、あらゆる活動を行っておられます。

先ほど、ボランティアセンターと言われましたけれども、このボラ連はボランティアセンターに登録しているボランティアの1つの団体ということでご理解願いたいと思います。このボラ連は8団体ございます。ボランティアセンターは、これを含めた8団体を含めた15団体の組織で構成をされております。このボラ連には社会福祉協議会より補助金が40万円、それから助成金として20万円が支払われております。補助金の40万円については総会費用や事務費という使われ方をされております。助成金の20万円については、各団体に、この8団体に助成金として支払われておるといのが現状でございます。

ボランティアセンターのことについてふれておきます。ボランティアセンターは同じく社会福祉協議会より予算が出て、運営されております。センターには、1人の事務員がおられまして、177万円の人件費、それから事務費が23万円、事業費が56万円と、合わせて256万円の費用が社会福祉協議会より支払われておるとい現状でございます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

山協議員。

◎13番（山脇秀隆君）

今ご説明がありましたように、社会福祉協議会の理事長がかすやボランティアセンターの代表を兼務して、1名臨時職員を抱えて運営をしているという答弁だったと思います。210名のボランティアの方をここのセンターで管理をしているということだったですね。このセンター以外に、活動している団体はそれ以上に数多くあると思います。町の社会活動の活性化のためには、このボランティアセンターの役割が大いにあると思います。情報の一元化を含め、このボランティアセンターの拡充が必要であると思いますが、非常に難しいんじゃないかなと思

いますね。当然、社会福祉協議会が委託先になっていますので、ボランティアをどこでどういうふうな形で立て分けてやっていけばいいのかなというのは非常に難しいとは思いますが、情報の共有化という点ができてないというのも、ボランティアセンターの言い分でした。その辺ができてないから、そういった支援とか、そういうこともちょっと難しいということなので、その辺を含めまして、このボランティアセンターの拡充が必要であるというふうに私は思いますけれども、その辺の見解をもう1回、説明をしてください。

◎議長（進藤啓一君）

工藤住民福祉部長。

◎住民福祉部長（工藤龍一君）

今、山協議員が言われたとおりだと思います。現在は、社会福祉協議会の組織というふうな予算上はなっておりますので、どうしても社会福祉といいますか、福祉関係のボランティアさんが集まっているというような状況でございます。でありますから、第1の質問にありましたような形で、私としては一元化してもらったらいかなというふうに思います。ただ、このセンターをつくって活動してありますので、このセンターを町の直轄なり、これは私の意見です、町の直轄なり、もう少し予算を増やして事務員を増やすとか、そういったことでないと、今の状態では、言われたように、なかなか拡充が難しいというふうに思っております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

山協議員。

◎13番（山脇秀隆君）

厚生労働省の見解では、このボランティアセンターに規定してあることがあるんですね。ちょっと読ませてもらいますけど、「ボランティア活動は、個人の自主的な意思により、自主的な活動であり、活動者個人の自己表現への欲求や社会参加の意欲が促進されるだけでなく、社会においてその活動の広がりによって社会貢献、福祉活動への関心が高まり、さまざまな構成委員がともに支え合い、交流する地域社会づくりが進むなど、大きな意義を持っています。このため、国民のボランティア活動への理解を深め、参加を促進するための拠点としてボランティアセンターが設置されているということです。」というふうに、この辺で、厚生労働省の見解ではこういうふうになっているわけです。

何か人の役に立ちたいと思う人が、相談場所がボランティアセンターであり、そこに行けば自分にできることが見つけられ、ボランティア活動に参加できる

と、これが本来の姿であろうかと思えます。情報の一元化ができてない現状で、それぞれの人たちに、その人が求めるボランティア活動を見つけるには無理があります。今、一元化を含めて考えていきたいということだったので、3点目の質問には、粕屋町のボランティア組織や地域コミュニティ団体の情報を一元化して包括管理をし、情報の提供から活動の推進を図り、補助金の配分を明確化し、全体の活動量の増加を促して、まちづくりに役立てていくべきでありますというふうに、3点目の質問になっております。これをやっていきたいと、気持的にはやっていきたいということですし、これはボランティアセンター側からも情報の一元化をしたいと、要望があるわけですね。だから、この辺はしっかりしていただきたい。

それとあと290万円の委託料というのが、社会福祉協議会から、たぶん横流しで出ているとは思いますが、この辺もですね、もう1回、検討していただいて、十分な人材、活動ができるような経費等の予算措置を考えていただきたいというふうに思っています。

この役割を私、考えたんですね。今町で直轄して管理をしていった方がいいのか、もしくはこのボランティアセンターに、もう100%委託をして管理をしていった方がいいのか、この辺はどういうふうに思われますか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

所管のですね、それぞれ社会福祉協議会で持っているボランティアセンター、それと、町内で幾つかのボランティアがたくさんございます。主に社会教育課の所管がそれを持っております。それをどういったふうな形での統合が、一元化が望ましいのか、等々についてはそれぞれの所管等の意見を聞いて、より良い方法で一元化を目指していきたいと思っております。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎13番（山脇秀隆君）

必ず、これは今回一般質問で芸術文化振興、そしてこのボランティア活動、これはみんな人ですよ。人づくりかまちづくりになってくるといことなんですよ。有名な言葉に、ちょっと誰が言ったか記憶は定かではないんですけど、上中下とあって、お金を残すことが下、仕事を残すことが中、人材を残すことが上というのがありました。この町長にはですね、この人材を残して行って、この辺のフォローをしっかりとできるような形で、町の運営を今後お願いしていただきたい

というふうに思いますので、よろしく願いいたします。

以上で、私の一般質問を終わります。

(13番 山脇 秀隆君 降壇)

◎議長(進藤啓一君)

これにて一般質問を終了いたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

(散会 午後0時00分)

平成24年第3回（9月）

粕屋町議会定例会

（閉会日）

平成24年9月25日（火）

平成24年第3回粕屋町議会定例会会議録（第4号）

平成24年9月25日（火）

午前9時30分開議

於 役場議会議場

1. 議事日程

- 第1. 委員長報告
- 第2. 委員長報告に対する質疑
- 第3. 討論
- 第4. 採決

2. 出席議員（16名）

2番 小池弘基	10番 安川俊彦
3番 田川正治	11番 向野正幸
4番 長義晴	12番 安河内利明
5番 久我純治	13番 山脇秀隆
6番 因辰美	14番 浦元甫
7番 本田芳枝	15番 川口學
8番 伊藤正	16番 八尋源治
9番 澁田順二	17番 進藤啓一

3. 欠席議員（0名）

4. 出席した事務局職員（2名）

議会事務局長 長 克義 ミキシング 安松茂久

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名（24名）

町長 因清範	教育長 大塚豊
総務部長 田代眞	住民福祉部長 工藤龍一
都市政策部長 松永誠一	教育委員会次長 因友幸
総務課長 八尋恵治	経営政策課長 箱田彰
協働のまちづくり課長 安川喜代昭	税務課長 石山裕
収納課長 瓜生俊二	会計管理者 伴栄子

学校教育課長	八 尋 悟 郎	社会教育課長	安河内 強 士
給食センター所長	城 戸 和 子	健康づくり課長	大 石 進
介護福祉課長	清 武 稔	総合窓口課長	水 上 尚 子
子ども未来課長	安河内 涉	環境生活課長	因 光 臣
都市整備課長	野 中 清 人	地域振興課長	案 浦 正 明
上下水道課長	吉 武 信 一	総務課庶務人事係長	今 泉 真 希

(開会 午前9時30分)

◎議長(進藤啓一君)

おはようございます。

ただいまの出席議員数は16名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◎議長(進藤啓一君)

議案第37号、粕屋町飼い犬等のふん害等防止に関する条例の制定についてを議題といたします。本件に関し、委員長の報告を求めます。建設常任委員会委員長。

(建設常任委員長 伊藤 正君 登壇)

◎建設常任委員長(伊藤 正君)

議案第37号、粕屋町飼い犬等のふん害等防止に関する条例の制定について、付託を受けました建設常任委員会での審議の経過と結果について、ご報告いたします。

本条例は、飼い主の責任としての飼い犬等のふん及び尿の処理等に関し必要な事項を定めることにより、飼い主のふん害防止に関する意識の高揚を図り、住民の快適な生活環境の推進に寄与するものであります。

内容につきましては、公共の場所等におきまして、飼い犬等を移動させるときは、ふんを処理するための用具を携帯し、公共の場所を汚したときは、そのふんを持ち帰り、また尿により汚したときは、他人に迷惑を及ぼさないように適正に処理するなど、飼い主としての責任を十分自覚し、飼い犬等を適正に飼養し、管理するとともに、町が行う施策に協力することを責務とするものであります。なお、飼い主が責務に違反していると認められたときは、必要な措置を講じるよう口頭により指導し、これに従わないときは勧告及び公表をすることができるものであります。また勧告を受けた飼い主が従わないときは勧告に従うよう命令することができ、その命令に従わないときは過料に処することができるものであります。

以上につきまして、当委員会で慎重に審議いたしました結果、全員の賛成をもって可決すべきことに決しましたので、ご報告いたしますが、この点につきましてもう少し申し上げますと、町民の方々に本条例が平成24年12月1日より施行されることを回覧板などにより周知されますことを付記いたしまして、本議案の委員会審議の報告にかえさせていただきます。

(建設常任委員長 伊藤 正君 降壇)

◎議長(進藤啓一君)

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第37号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第37号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

◎議長（進藤啓一君）

起立全員であります。

よって、議案第37号は原案のとおり可決いたしました。

◎議長（進藤啓一君）

議案第38号、粕屋町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。建設常任委員会委員長。

(建設常任委員長 伊藤 正君 登壇)

◎建設常任委員長（伊藤 正君）

議案第38号、粕屋町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例について、付託を受けました建設常任委員会の審議の経過と結果につきましてご報告いたします。

今回の改正は、既に地区計画が設定され条例化されております長者原駅南地区の区域内のB地区において、地区整備計画が設定されたことと、新たに花ヶ浦ヒラキ地区において、地区計画及び地区整備計画が設定されたことに伴い、条例適用の区域として追加するものであります。

長者原駅南地区また花ヶ浦ヒラキ地区におきましても、区画整理事業に伴う新たな低層住宅の整備を主な目的としており、用途や最低敷地面積などを条例により制限し、住みやすい街並み作りの整備を目指すものであります。

以上につきまして、当委員会で慎重に審議いたしました結果、全員の賛成をもって可決すべきことに決しましたことをご報告いたします。

(建設常任委員長 伊藤 正君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第38号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第38号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

◎議長（進藤啓一君）

起立全員であります。よって、議案第38号は原案のとおり可決いたしました。

◎議長（進藤啓一君）

議案第39号、粕屋町乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について、議案第40号、粕屋町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について、以上2件を一括して議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。厚生常任委員会委員長。

(厚生常任委員長 向野 正幸君 登壇)

◎厚生常任委員長（向野正幸君）

付託を受けました厚生常任委員会における議案の審議の経過並びに結果について、ご報告いたします。

議案第39号及び議案第40号は関連がありますので、一括してご報告いたします。

まず、議案第39号は、粕屋町乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正す

る条例についてであります。この条例は、粕屋町乳幼児医療費の助成対象の拡大による条例の一部改正で、来年度より小学6年生まで入院医療助成対象を拡大するものであります。対象者が小学6年生までになると、題名を「粕屋町乳幼児子ども医療費の支給に関する条例」として、そのほか所要の措置を講ずるものであります。

当委員会で、慎重審議いたしました結果、全員の賛成で可決すべきことと決しましたので、ご報告いたします。

次に、議案第40号は、粕屋町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

この条例は、先の粕屋町乳幼児医療費の支給に関する条例の一部改正に伴い、題名が「粕屋町乳幼児・こども医療費の支給に関する条例」に改正されることにより、本条例の中の条文に題名を引用しているため、所要の措置を行うものであります。

当委員会で慎重審議いたしました結果、全員賛成で可決すべきことと決しましたので、ご報告して終わります。

(厚生常任委員長 向野 正幸君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑は一括議案番号順にお願いいたします。質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第39号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第39号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

◎議長（進藤啓一君）

起立全員であります。

よって、議案第39号は原案のとおり可決いたしました。

◎議長（進藤啓一君）

これより議案第40号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第40号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

◎議長（進藤啓一君）

起立全員であります。

よって、議案第40号は原案のとおり可決いたしました。

◎議長（進藤啓一君）

議案第41号、粕屋町営住宅管理条例の一部を改正する条例について、議案第42号、粕屋町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例について、以上2件を一括して議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。厚生常任委員会委員長。

（厚生常任委員長 向野 正幸君 登壇）

◎厚生常任委員長（向野正幸君）

付託を受けました厚生常任委員会における議案の審議の経過並びに結果についてご報告いたします。

議案第41号、粕屋町営住宅管理条例の一部を改正する条例及び議案第42号、粕屋町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例についてであります。これは、平成24年8月1日告示第39号による住居表示の実施に伴い、平成24年9月22日から粕屋町営甲仲原団地及び粕屋町立仲原幼稚園の位置の表示の変更のためです。所要の措置を講ずるものであります。

両議案とも、当委員会において慎重に審議を行い、全員賛成をもって可決すべき議案と決しましたことをご報告して終わります。

(厚生常任委員長 向野 正幸君 降壇)

◎議長(進藤啓一君)

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑は一括議案番号順にお願いいたします。質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長(進藤啓一君)

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第41号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長(進藤啓一君)

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長(進藤啓一君)

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第41号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

◎議長(進藤啓一君)

起立全員であります。よって、議案第41号は原案のとおり可決いたしました。

◎議長(進藤啓一君)

これより議案第42号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長(進藤啓一君)

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長(進藤啓一君)

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第42号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

◎議長（進藤啓一君）

起立全員であります。

よって、議案第42号は原案のとおり可決いたしました。

◎議長（進藤啓一君）

議案第43号、平成24年度粕屋町一般会計補正予算についてを議題といたします。本件に関し、予算特別委員会委員長の報告を求めます。向野予算特別委員会委員長。

（予算特別委員長 向野 正幸君 登壇）

◎予算特別委員長（向野正幸君）

予算特別委員会に付託を受けました議案第43号、平成24年度粕屋町一般会計補正予算について、審議の経過と結果についてご報告いたします。

なお、審議の経過につきましては、議員全員によります審議でございますので、要点のみご報告いたします。今回は、既定の予算に、歳入歳出それぞれ3億8,089万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を118億689万3,000円とするものであります。

歳入の主なものといたしましては、9款地方交付税を8,166万7,000円増額し、13款国庫支出金で子ども手当負担金を減額、児童手当負担金を増額し、14款県支出金でも子ども手当負担金を減額し、児童手当負担金を増額するものであります。また、17款では、財政調整基金繰入金を2億円減額し、18款で前年度の繰越剰余金、20款で臨時財政対策債をそれぞれ増額するものであります。

一方、歳出の主なものといたしましては、総務部では、総務課所管の2款1項5目財産管理費の町長公用車賃借料155万5,000円を増額するものです。

経営政策課所管では、13款1項8目の財政調整基金積立金を1億9,363万7,000円を増額、13款2項1目の開発公社費土地開発公社利子等補助金を240万円減額するものです。

協働まちづくり課所管では、2款1項13目職員給与の人事異動に伴う529万円の減額、区長会管外研修地変更に伴う職員旅費及び補助金149万8,000円の増額。9款1項2目非常備消防費は、退職団員報償金を、3目消防施設費は、防災無線保守点検や無線免許更新のため増額するものであります。

収納課所管では、2款2項2目徴収費の異動に伴う職員給料197万5,000円の増額であります。

議会事務局では、1款1項1目議会費の会議録作成支援及び本会議中継システムの保守委託料及び使用料として244万円を増額するものであります。

続きまして、住民福祉部では、総合窓口課所管の2款2項1目戸籍住民登録費で

職員手当対象者増等による52万円の増額と、3款1項3目の社会福祉費で、人事異動に伴う職員給与、後期高齢者医療特別会計事務費繰出金等で194万6,000円の増額、3款2項3目子育て支援費で子ども手当から児童手当への組み換え、及び乳幼児医療助成事業拡大に伴うシステム改修等で2,917万5,000円の増額であります。

介護福祉課所管の3款1項4目老人福祉費の元気高齢者支援事業70万円の減額、8目障害者福祉費の障害者自立支援給付事業6,310万2,000円、23年度分厚生医療費196万5,000円、人事異動に伴う人件費100万2,000円の増額、9目介護保険費の介護保険特別会計繰出金の1,302万5,000円の増額をするものであります。

子ども未来課所管では、3款2項2目児童福祉施設費及び10款4項1目幼稚園費で、育児休業中の職員増加等により職員給与等をそれぞれ832万2,000円、300万円減額し、3款2項1目児童福祉総務費で、人事異動により職員給与等を59万円増額するものであります。

健康づくり所管では、4款1項1目健康づくり総務費を療育指導室不足に伴う更衣室改築工事費を125万3,000円増額し、4款1項2目感染症対策費のポリオワクチン接種方法の変更に伴う予防接種委託料を1,853万9,000円増額するものであります。

都市政策部では、都市整備課所管で4款3項1目下水路整備費で、南里水路護岸改修を行うため、工事請負費2,000万円の増額、人事異動に伴い8款1項1目職員給与費457万9,000円の増額、8款2項1目道路維持修繕費で、通学路緊急対策を行うため工事請負費1,000万円の増額、人事異動に伴い2目道路新設改良費の職員給与439万5,000円の減額、JR原町駅前、若宮・平原線の道路拡幅に伴い用地買収及び物件補償費1,300万円の増額、4目交通安全施設整備事業で通学路緊急対策を行うため工事請負費1,000万円の増額を行うものです。また、人事異動に伴い、8款5項1目都市計画総務費の職員給与費164万3,000円の減額を行うものです。

環境生活課所管では、人事異動に伴い4款2項1目清掃総務費の職員給与費78万3,000円の増額を行うものです。

地域振興課では、6款1項2目の農業振興費で、人事異動に伴う人件費、農区長管外研修補助金など61万9,000円増額、人事異動に伴い7款1項1目商工総務費、職員給与費の74万8,000円の増額を行うものです。

学校教育課所管では、10款1項2目の教育総務費につきまして、人事異動に伴い、職員手当等125万3,000円を増額するものです。2款1項小学校管理費

につきましては、人事異動による人件費関係で1,381万円、少人数指導のため臨時職員を増員したことによる賃金211万2,000円を増額いたします。小学校施設整備事業で、消防施設改修、エレベーター改修、遊具改修、中央小の土間コンクリート工事等で334万4,000円を増額しています。

3項1目中学校管理費につきましては、人事異動による人件費関係で740万円の減額、中学校運営事業費につきましては、少人数指導の臨時職員を増員したことによる共済費、賃金で242万2,000円の増額、中学校施設整備事業につきましては、消防施設改修、エレベーター改修、粕屋中学校側溝改修、東中学校石積擁壁改修、運動場出入り口フェンス扉戸取替工事等で504万4,000円の増額をするものであります。

2目中学校教育振興費につきましては、九州大会に勝ち進んだ大会費の補助金86万7,000円を増額補正するものであります。

学校給食共同調理場所管では、10款5項1目調理場管理費での人事異動に伴う266万1,000円の減額であります。5項2目調理場建設費については、学校給食センター建設業務委託料3,800万円を全額減額し、新目の10款5項3目調理場建設調査費で804万4,000円の給食センター建設調査事業費を計上するものです。

社会教育課所管では、10款6項1目社会教育総務費に人事異動に伴う職員手当関係で70万4,000円、10款6項6目青少年育成費にときめき体験事業の定員超過分の追加補助金として50万円等で、社会教育費に総額135万8,000円を増額、10款7項2目総合体育館運営費に自動火災報知設備その他の修繕料として100万円、13款1項11目青少年健全育成交流基金費に青少年健全育成交流基金積立金として3,067万円をそれぞれ増額するものです。

慎重に審議いたしました結果、賛成多数で原案どおり可決すべきことに決しましたことをご報告して終わります。

(予算特別委員長 向野 正幸君 降壇)

◎議長(進藤啓一君)

この議案につきましては、予算特別委員会委員長報告のとおり、議員全員によります審議を行っています。

よって、質疑を省略し、これより討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。はい、6番 因議員。

(6番 因 辰美君 登壇)

◎6番(因 辰美君)

議案第43号、粕屋町一般会計補正予算について、行政区長の視察研修補助は全

く緊急性がなく、補正予算の定義に反することから、反対の立場で討論をいたします。

今回の視察研修は東北地方であり、補助金は1人2万2,000円の予算が1人8万円になる補正予算です。視察目的は、地域防災の強化と説明されましたが、東日本大震災は既に1年半も経過しており、時期的な問題、災害規模や種類も違い、粕屋町の防災強化につながるだろうかと疑問を感じています。粕屋町が本気で地域防災を強化するのであれば、津波災害ではなく、豪雨災害であると思っています。本年7月11日から14日に降り続いた北部九州豪雨災害では、東日本の震災で防災意識が高まっている中、長雨で避難誘導の時間があつたにもかかわらず、7月15日現在ですが、死者24名、行方不明者8名の被災者を出しています。行政は生命を守るためになぜ早急に避難誘導ができなかったのか、危機管理体制が問われています。まさに今強化策検討の真っ最中であると思います。北部九州豪雨災害がなかったのであれば、東北も考えられないことはありませんが、平成11年に起こった大川小学校の浸水などを考えると、県南、熊本、大分を視察した方がはるかに現実的であり、費用対効果も見込めますし、補正予算も組まずに済みます。せっかく職員全体に根付こうとしている節約意識、事業の費用対効果あるいは各種団体の統一した補助金算定基準がシステム化され、財政健全化に向かって進もうとしている中、想像を逸脱する補正額であると感じます。

ちなみに、2年に1回の農区長視察研修も、同じ東北地方でありながら、補助金は例年よりも5万円カットされ、足りない分は農区長手当から各自拠出されると説明を受けました。各区で地域防災に大きくかかわられている行政区長と農区長は、そんなにも格差があるのでしょうか。視察場所や目的も同じでありながら、片や大幅な増額、一方では減額では、不満が出ることは確実であります。何の根拠もないさじ加減の予算執行は、今後あらゆる慣例となり、各種団体や職員からの不満、また一生懸命に税金を納めている住民の不信感を買ひ、納税意欲も低下します。

今回は、本当に迷惑をしているのは、多額の補助を受ける行政区長の皆さんではないかと思っています。なぜならば、地域で何を言われるかわかりません。私はこの件について、あらゆる人に聞きました。町民からは、「でたらめ」「無茶苦茶」「何を考えているのか」賛成者は誰一人いませんでした。行政はもう少し冷静な判断をされることを要望します。地域の先輩に、このような指摘をするのは本当につらいものです。しかし、時間がかかるとは思いますが、いつかはわかっただけだと信じています。住民が納めた税金は、もっと大切にに使っていただきたいと住民も切望していると思います。

このような観点から、補正予算に対する反対をいたします。

(6番 因 辰美君 降壇)

◎議長(進藤啓一君)

次に、原案賛成の方の発言を許します。7番 本田芳枝議員。

(7番 本田芳枝君 登壇)

◎7番(本田芳枝君)

7番、本田芳枝でございます。

この行政区長への補助金については、決算特別委員会でも審議がありまして、その際、私も申し述べたことがございますが、それも含めて、再度ここで申し上げたいと思います。すみません、補正予算でした。

まず第1に、緊急性がないというふう因議員はおっしゃいましたけれども、今回の視察の目的は、緊急性という問題ではなくて、東北の震災があつて1年半も経ったのに、ほとんど復興が進んでいない。その復興が進んでいない中で、地域の、そのこの住民の皆さんの有り様はどうなのか。私は多分それを粕屋町で区長として働いておられる区長の皆さんに行政としてぜひ見てほしいと、そういう思いから、ここでこの提案をされたのではないかと考えております。私は実際その場所に行ったことがないので何とも言えないんですが、私が聞いたところによりますと、県や国は、その地域に対してほとんど指示がなかったようでございます。その災害があつた1カ月間は。結局、その地域の中で、地域力でそのこの住民は頑張つてこられたようで、しかもそれは現在も続いている。今の政治情勢を見れば、それは明らかです。しかも、復興債と言われる財源はほかのところにも使われていると。むしろその方が多いのではないかというNHKの特集でもありました。

そういった中で、地域の住民の方は何を心の支えに頑張っておられるのか、これから今後どうやっていこうかというときに、それはその地域の住民の絆によるものが大きいというふう聞いております。それで、ちょっと長くなるかもわかりませんが、毎日新聞の日曜版の「心のサプリ」というところの記事がありまして、その中の1人が東北大学の辻(ツジ)教授の調査をもとに書いておられる記事を読ませていただきます。

題は「ネットワークと健康」という内容ですが、辻(ツジ)教授が注目したのは、被災した地区、特に壊滅的な悲劇を受けた地区でも、住民同士のネットワークが強いところと、さまざまな地区からの住民が住む仮設住宅で、ネットワークが希薄な地区があることだった。これらの地区に住む被災者6,500人余りの健康調査を行った辻(ツジ)教授は、不眠や心の元気さには、地区によって大きな差があり、その差には周囲の人々への信頼感やネットワークが大きくかかわっていると指摘された。すなわち、信頼度の高い地区では不眠の訴えが少なく心の健康度は高

い。一方、見知らぬ同士が隣り合わせに住む仮設住宅地区では、不眠の訴えも多く、心の健康が低下すると。それで、新しいネットワークの構築が不可欠だと報告をされたとなっております。それで、私はこれを見て、また強く思ったんですけど、粕屋町の中で、各行政区で区長さんを中心に地域の住民のネットワークを再強化する必要性が、1年半の今だから皆さんの気持ちの中にわき上がってくる。しかも実際、1年半経った後でも、ほとんど進んでない状況、あるいは住民の皆さんの心の病を抱えておられる状況を見て、なおさら区長さん方がその気持ちを強くして戻ってこられて、地域のいろんなことに今から力を出していただく。確かに、区長さんは任期がございまして、もう残り少ない方もあるかもしれませんが、私は区長を辞められた方が、その地域の中で非常に重要なキーパーソンとしてボランティアをしておられる姿を知っております。それでぜひ1年半経った今だからこそ、ぜひ私は現地に赴いて、いろんなことを見、聞きし、そして、日本の国の現状、防災に対する考え方、そういうものをつぶさに見てきていただいて、粕屋町の今後に生かしていただきたい。

そういう意味で、この補正の有り様はとてもいい、非常にタイムリーな内容だというふうに思いました。そういった意味で、私はこの補正予算に賛成をいたします。

それから、もう1つ、私が賛成するのは、議会の会議録支援費ほか244万円の補正なのですが、議会が何をしているかわからないとずっと言われてまいりました。そういった中で、議会の情報公開を進めるように一般質問もしたことがございますが、今回、会議録の支援システム、それから録画配信についての補正がついております。本当に、節約が必要な中でこれを付けていただいたということは、ものすごい英断だろうと思います。私は先ほどの区長の区長会への補助金と同じように、それもこれも人を、人材育成の大きな意味があるものと思っています。特に、情報公開については、議会でやっていることが住民の皆さんに伝わり、また住民の皆さんが議会と一緒に、「なるべく簡明にお願いします」の声あり）はい。まちづくりをやっていこうという、そういう補正予算を組んでいただいたということに、私は心から感謝をしておりますし、そういう意味で賛成をさせていただきたいと思います。

以上です。

(7番 本田芳枝君 降壇)

◎議長(進藤啓一君)

次に、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第43号を採決いたします。本案に対する予算特別委員会委員長の報告は可決であります。本案は、予算特別委員会委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

◎議長（進藤啓一君）

起立多数であります。

よって、議案第43号は原案のとおり可決いたしました。

◎議長（進藤啓一君）

議案第44号、平成24年度粕屋町国民健康保険特別会計補正予算について、議案第45号、平成24年度粕屋町後期高齢者医療特別会計補正予算について、議案第46号、平成24年度粕屋町介護保険特別会計補正予算について、議案第47号、平成24年度粕屋町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算について、以上特別会計4議案を一括して議題といたします。

本件に関し、予算特別委員会委員長の報告を求めます。向野予算特別委員会委員長。

（予算特別委員長 向野 正幸君 登壇）

◎予算特別委員長（向野正幸君）

予算特別委員会に付託を受けました議案第44号から議案第47号まで、一括して報告いたします。

はじめに、議案第44号、平成24年度粕屋町国民健康保険特別会計補正予算について、審議の経過並びに結果を要点のみご報告いたします。

今回は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億1,657万4,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を41億1,159万8,000円とするものであります。

歳入の主なものとしたしましては、国民健康保険税を本算定結果から141万9,000円を減額し、療養給付費等交付金過年度分を2,598万2,000円、前期高齢者交付金現年度分を9,319万8,000円、それぞれ増額するものであります。

また、23年度決算見込みにより、歳入欠陥補填収入を4,443万5,000円

減額し、収支均衡を図るため、当年度財源不足4,324万8,000円を増額するものであります。

一方、歳出の主なものとしたしましては、保険給付費を3,730万円、額の確定に伴い、後期高齢者支援金等を5,870万7,000円、介護納付金を1,704万8,000円、国庫支出金返納金を5,434万4,000円増額するものであります。また、老人保健拠出金645万6,000円、前年度繰上充用金を4,443万5,000円減額するものであります。

慎重審議いたしました結果、賛成多数で可決すべき議案といたしましたことを報告します。

次に、議案第45号、平成24年度粕屋町後期高齢者医療特別会計補正予算について。今回は既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,585万2,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を4億1,697万3,000円とするものであります。

歳入といたしましては、後期高齢者医療保険料341万4,000円の減額と、繰入金56万8,000円、繰越金1,869万8,000円を増額するものであります。

一方、歳出といたしましては、総務費56万8,000円、後期高齢者医療広域連合納付金1,239万8,000円、一般会計繰出金を288万6,000円増額するものであります。

慎重審議いたしました結果、賛成多数で可決すべき議案といたしましたことを報告します。

次に、議案第46号は、平成24年度粕屋町介護保険特別会計補正予算についてであります。審議の経過と結果について、ご報告いたします。

今回の補正は保険事業勘定で、歳入歳出予算のそれぞれ1億763万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を17億2,582万6,000円とするものであります。

歳入の主なものは、国県支出金4,930万1,000円、支払基金交付金2,863万1,000円、繰入金1,282万5,000円、前年度繰越金1,039万7,000円を増額するものであります。

一方、歳出の主なものは、保険給付費9,800万円を増額するものであります。

また、介護サービス勘定は、歳入歳出予算のそれぞれ25万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を896万4,000円とするものであります。

歳入の主なものは、繰越金47万7,000円増額し、繰入金を22万2,000

円減額するものであります。一方、歳出の主なものは、総務費を25万5,000円増額するものであります。

慎重審議いたしました結果、賛成多数で可決すべき議案といたしましたことを報告します。

最後に、議案第47号は、平成24年度粕屋町住宅新築資金貸付等特別会計補正予算について、審議の経過と結果についてご報告いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算それぞれ219万7,000円を追加し、歳入歳出予算総額を604万8,000円とするものであります。

歳入では、前年度繰越金219万7,000円を追加し、319万7,000円にするものであります。一方、歳出では、一般会計繰出金を219万7,000円増額し、579万7,000円とするものであります。

慎重審議いたしました結果、全員賛成で可決すべき議案といたしましたことを報告して終わります。

(予算特別委員長 向野 正幸君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

この4議案につきましても、予算特別委員会委員長報告のとおり、議員全員によります審議を行っています。

よって、質疑を省略し、早速、議案第44号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第44号を採決いたします。

本案に対する予算特別委員会委員長の報告は可決であります。本案は予算特別委員会委員長の報告のとおり、決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

◎議長（進藤啓一君）

起立多数であります。

よって、議案第44号は原案のとおり可決いたしました。

◎議長（進藤啓一君）

次に、議案第45号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第45号を採決いたします。

本案に対する予算特別委員会委員長の報告は可決であります。本案は予算特別委員会委員長の報告のとおり、決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

◎議長（進藤啓一君）

起立多数であります。

よって、議案第45号は原案のとおり可決いたしました。

◎議長（進藤啓一君）

次に、議案第46号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第46号を採決いたします。

本案に対する予算特別委員会委員長の報告は可決であります。本案は予算特別委員会委員長の報告のとおり、決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

◎議長（進藤啓一君）

起立多数であります。

よって、議案第46号は原案のとおり可決いたしました。

◎議長（進藤啓一君）

次に、議案第47号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第47号を採決いたします。

本案に対する予算特別委員会委員長の報告は可決であります。本案は予算特別委員会委員長の報告のとおり、決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

◎議長（進藤啓一君）

起立全員であります。

よって、議案第47号は原案のとおり可決いたしました。

◎議長（進藤啓一君）

次に、議案第48号、備品購入契約の締結についてを議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。総務常任委員会委員長。

（総務常任委員長 安川 俊彦君 登壇）

◎総務常任委員長（安川俊彦君）

議案第48号、備品購入契約の締結について、付託を受けました総務常任委員会の審議の経過と結果につきましてご報告をいたします。

酒殿区が受け持ちの第12分団の消防ポンプ自動車は、購入より19年が経過し、老朽化により、ポンプ性能も低下し、今回買い換えを行うものでございます。この購入を実施するにあたり、指名業者6社による指名競争入札が行われ、その結果株式会社九州防災センター代表取締役 永江昭浩が1,438万5,000円で落札いたしましたので、この者と備品購入契約を締結するにあたり、契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決を求められたものでございます。当委員会で慎重に審議いたしました結果、全員の賛成をもって原案どおり可決すべきことに決しましたことを報告して終わります。

（総務常任委員長 安川 俊彦君 降壇）

◎議長（進藤啓一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、議案第48号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第48号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

◎議長（進藤啓一君）

起立全員であります。

よって、議案第48号は、原案のとおり可決いたしました。

◎議長（進藤啓一君）

議案第49号、平成23年度粕屋町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本件に関し、決算特別委員会委員長の報告を求めます。向野決算特別委員会委員長。

(決算特別委員会委員長 向野 正幸君 登壇)

◎決算特別委員長（向野正幸君）

議案第49号、平成23年度粕屋町一般会計歳入歳出決算の認定について、付託を受けました決算特別委員会の審議の経過と結果についてご報告いたします。

なお、審議の結果につきましては、要点のみご報告いたします。

主な事業といたしましては、阿恵大池公園整備事業2期工事、継続事業の千代・粕屋線街路建設事業、粕屋東中学校大規模改造第7期工事、粕屋中央小学校校舎増築工事、学校耐震化工事など、安心安全で住みやすい環境整備が行われました。また、原町駅南側町有地への民間保育所の新設に着手し、待機児童解消の対策を進め、子育て支援が推進されています。さらに生活習慣病予防対策として、特定健診・特定保健指導事業やがん検診の受診向上、子宮頸がん等ワクチン接種開始など、住民の健康づくりの強化を図るとともに妊婦健診の公的補助、乳幼児健診や乳幼児家庭全戸訪問など母子保健事業についても充実を図られました。

また、平成23年2月9日に町内で発生いたしました高校生2人が犠牲となる飲酒運転死亡事故を受けて、粕屋町飲酒運転根絶条例を制定し、飲酒運転を根絶する

さまざまな取り組みがなされました。また、平成23年3月11日に発生しました東日本大震災で被害を受けました被災地への職員派遣などの人的支援が行われました。

歳入面では、地方税を1億841万3,000円、1.9%の増、地方交付税等各種交付金が減額されたものの、地方税・地方特例交付金・地方交付税等を合わせた一般財源が8,634万4,000円の増収となり、財政調整基金に356万2,000円の積み立てがなされました。

一方、歳出では、総務費が2,906万3,000円、2.4%の減、民生費が1億7,183万5,000円、4.7%の増、土木費が1億5,361万8,000円、10.3%の減となり、教育費が5,136万8,000円、3.3%の増、公債費が1,552万2,000円、0.9%の増となっております。

平成23年度の決算は、歳入123億8,002万5,000円、歳出117億4,940万5,000円、歳入歳出差引は6億3,062万円で、繰越明許費繰越財源2,437万円を省いた6億625万円が次年度へ繰越となりました。

町債残高は、前年度より6億4,737万7,000円減少し、103億7,983万2,000円となりました。平成23年度末基金残高は27億2,099万2,000円で、対前年度比5,286万8,000円、1.9%の減となりました。

以上、議員全員による決算委員会で慎重審議の結果、全員賛成で原案どおり認定すべきものと決しましたことをご報告いたします。

なお、平成23年度は、第4次粕屋町総合計画の後期基本計画の初年度にあたり、粕屋町のめざす姿であります「みんなで創ろう ゆとり いきいき ふれあいかすや」の実現に向けてスタートした年となりました。今後も町民と一体となった簡素で合理的な行政運営を期待しまして、報告を終わります。

(決算特別委員会委員長 向野 正幸君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

この議案につきましては、決算特別委員会委員長の報告のとおり議員全員によります審議を行っています。

よって、質疑を省略し、これより討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第49号を採決いたします。

本案に対する決算特別委員会委員長からの報告は認定であります。本案は特別委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

◎議長（進藤啓一君）

起立全員であります。

よって、議案第49号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

◎議長（進藤啓一君）

ここで暫時休憩いたしたいと思えます。再開は10時40分からといたします。

(休憩 午前10時27分)

(再開 午前10時40分)

◎議長（進藤啓一君）

再開いたします。

議案第50号、平成23年度粕屋町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第51号、平成23年度粕屋町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第52号、平成23年度粕屋町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第53号、平成23年度粕屋町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、以上、4議案を一括して議題といたします。

本件に関し、決算特別委員会委員長の報告を求めます。向野決算特別委員会委員長。

(決算特別委員会委員長 向野 正幸君 登壇)

◎決算特別委員長（向野正幸君）

付託を受けました決算特別委員会の審議の経過と結果について、ご報告いたします。

はじめに、議案第50号、平成23年度粕屋町国民健康保険特別会計歳入歳出の認定についてでございます。審議の経過と並びに結果について、要点のみご報告いたします。

平成23年度歳入歳出決算は、歳入総額35億6,682万3,917円、歳出総額37億7,238万8,384円です。歳入歳出差引2億556万4,467円の歳入不足となり、赤字決算であります。

まず、歳入では、前年度に比べ、国庫支出金が6,712万5,000円、前期高齢者交付金が4,631万7,000円、療養給付金等交付金が3,988万9,000円、それぞれ増額になっており、県支出金747万4,000円の減額になって

います。歳入では、前年度と比べ2億1,323万8,000円の増額であります。

一方、歳出につきましては、前年度と比較して、保険給付費が8,238万3,000円、前年度繰上充用金が1億2,995万3,000円、後期高齢者支援金等が3,661万3,000円、介護納付金が2,203万3,000円、それぞれ増加しており、平成23年度単年度収支では4,316万3,000円の赤字となっております。

慎重審議いたしました結果、全員賛成で原案どおり認定すべきものと決しましたことを報告いたします。

次に、議案第51号、平成23年度粕屋町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、審議の経過並びに結果をご報告いたします。

平成23年度歳入歳出決算は、歳入総額3億6,914万7,504円、歳出総額3億5,044万8,289円で、歳入歳出差引1,869万9,215円が次年度へ繰越となっております。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料の2億7,702万7,000円で、昨年度より692万3,000円の増、歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金の3億2,955万9,000円で、前年度より780万円の増であります。

慎重審議いたしました結果、賛成多数で原案どおり認定すべきものと決しましたことを報告いたします。

次に、議案第52号は、平成23年度粕屋町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。審議の経過並びに結果をご報告いたします。

平成23年度の決算は、保健事業勘定で、歳入総額16億1,226万1,941円、歳出総額16億186万3,914円、歳入歳出差引額1,039万8,027円が次年度へ繰越となっております。

歳入の主なものは、第1号被保険者保険料3億1,656万9,094円、国・県・支払基金から負担金及び交付金9億8,495万5,898円、一般会計からの繰入金2億6,900万5,898円、繰越金2,155万3,051円であります。

一方、歳出につきましては、保険給付費14億6,834万7,102円と、総務費8,004万1,909円、地域支援事業費3,207万5,283円であります。

次に、介護サービス勘定で、歳入総額977万8,377円、歳出総額929万9,929円、歳入歳出差引額47万8,448円が次年度へ繰越となっております。

歳入は、ケアプラン作成によるサービス収入878万5,320円と、繰入金71万4,000円、繰越金27万9,057円であります。

歳出は、総務費714万9,669円、サービス事業費215万260円であり

ます。

慎重審議いたしました結果、全員賛成で可決すべき議案といたしましたことを報告いたします。

最後に、議案第53号は、平成23年度粕屋町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、審議の経過並びに結果をご報告いたします。

平成23年度の決算は、歳入総額801万5,162円、歳出総額481万8,140円で、歳入歳出差引額319万7,022円が次年度への繰越となっております。

歳入の主なものは、貸付金の償還と繰越金であります。

一方、歳出の主なものは、一般会計繰出金であります。

慎重審議いたしました結果、全員賛成で可決すべき議案といたしましたことをご報告して終わります。

(決算特別委員会委員長 向野 正幸君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

この4議案につきましても、決算特別委員会委員長報告のとおり、議員全員によります審議を行っています。よって質疑を省略し、早速議案第50号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第50号を採決いたします。

本案に対する決算特別委員会委員長の報告は認定であります。本案は決算特別委員会委員長の報告のとおり、決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

◎議長（進藤啓一君）

起立全員であります。よって、議案第50号は原案のとおり認定することに決しました。

◎議長（進藤啓一君）

これより、議案第51号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第51号を採決いたします。

本案に対する決算特別委員会委員長の報告は認定であります。本案は決算特別委員会委員長の報告のとおり、決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

◎議長（進藤啓一君）

起立多数であります。よって、議案第51号は原案のとおり認定することに決しました。

◎議長（進藤啓一君）

これより、議案第52号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第52号を採決いたします。

本案に対する決算特別委員会委員長の報告は認定であります。本案は決算特別委員会委員長の報告のとおり、決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

◎議長（進藤啓一君）

起立全員であります。よって、議案第52号は原案のとおり認定することに決しました。

◎議長（進藤啓一君）

これより、議案第53号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第53号を採決いたします。

本案に対する決算特別委員会委員長の報告は認定であります。本案は決算特別委員会委員長の報告のとおり、決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

◎議長（進藤啓一君）

起立全員であります。よって、議案第53号は原案のとおり認定することに決しました。

◎議長（進藤啓一君）

議案第54号、平成23年度粕屋町水道事業会計剰余金の処分及び収入支出決算の認定について、議案第55号、平成23年度粕屋町流域関連公共下水道事業会計収入支出決算認定について、以上2議案を一括して議題といたします。

本件に関し、決算特別委員会委員長の報告を求めます。向野決算特別委員会委員長。

(決算特別委員会委員長 向野 正幸君 登壇)

◎決算特別委員長（向野正幸君）

決算特別委員会に付託を受けました議案第54号、第55号の審議の経過と結果について、要点のみご報告いたします。

議案第54号は、平成23年度粕屋町水道事業会計剰余金の処分及び収入支出決算の認定についてであります。平成23年度の収支決算では、消費税抜きで収益的収支の収入は8億8,284万2,447円、支出は8億265万979円で、当年度の純利益は8,019万1,468円であります。資本的収支は消費税込みで資本的収入が89万2,500円、資本的支出が2億3,432万7,323円、不足額2億3,343万4,823円となっています。不足額につきましては、過年度分損益勘定留保資金、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補てんされるものでございます。

なお、剰余金処分につきましては、平成22年度から繰越利益剰余金1億1,013万5,233円と当年度の純利益8,019万1,468円を合わせました1億9,032万6,701円から減債積立金500万円、建設改良積立金7,500万円を積立処分し、翌年度繰越利益剰余金は1億1,032万6,701円となっております。

慎重審議いたしました結果、賛成多数で原案どおり可決認定すべきものと決定いたしましたことをご報告いたします。

次に、議案第55号、平成23年度粕屋町流域関連公共下水道事業会計収入支出決算の認定についてであります。平成23年度の収支決算では、消費税抜きで収益的収支の収入は9億8,200万472円、支出は10億5,951万7,483円で、当年度の純損失は7,751万7,011円であります。

資本的収支は消費税込みで資本的収入が9億1,845万7,420円、資本的支出が10億2,968万1,874円、不足額1億1,122万4,454円となっております。不足額につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分及び当年度分損益勘定留保資金で補てんされるものでございます。

慎重審議いたしました結果、全員の賛成で原案どおり認定すべきものと決しましたことをご報告いたします。

なお、下水道事業におきまして、浸水対策事業の5カ年計画が進められており、平成23年度におきましては、粕屋フォーラムの駐車場の地下に雨水調整池が建設されましたが、これからの局所的な豪雨に対して、町民の生命財産を守る上で大切な事業でありますので、計画に沿った事業を円滑に進めていただきたいことを申し添えて終わります。

(決算特別委員会委員長 向野 正幸君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

この2議案につきましても、決算特別委員会委員長報告のとおり、議員全員によります審議を行っています。よって質疑を省略し、早速、議案第54号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を集結いたします。

これより議案第54号を採決いたします。

本案に対する決算特別委員会委員長の報告は原案可決及び認定であります。本案は決算特別委員会委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

◎議長（進藤啓一君）

起立多数であります。

よって、議案第54号は原案可決及び認定とすることに決しました。

◎議長（進藤啓一君）

これより議案第55号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第55号を採決いたします。

本案に対する決算特別委員会委員長の報告は認定であります。本案は決算特別委員会委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

◎議長（進藤啓一君）

起立全員であります。

よって、議案第55号は原案のとおり認定とすることに決しました。

◎議長（進藤啓一君）

諮問第3号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。本件に関し、委員長の報告を求めます。総務常任委員会委員長。

（総務常任委員長 安川 俊彦君 登壇）

◎総務常任委員長（安川俊彦君）

諮問第3号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、付託を受けました総務常任委員会の審議の経過と結果につきまして、報告いたします。

平成19年1月1日から人権擁護委員をしていただいております澤田初美氏の任期が本年12月31日をもって満了となりますことに伴いまして、同氏を再度人権擁護委員の候補者に推薦するにあたり、議会の意見を求められたものであります。同氏は、粕屋町の行政吏員として34年間奉職され、広く社会の実情に通じ、人格、識見ともに優れた方であります。

なお、委員の推薦につきましては、任期満了の3カ月前までに行うことになっております。当委員会でも慎重に審議いたしました結果、全員の賛成をもって、同氏を推薦するにあたり、適任者と認めましたことをご報告いたします。

(総務常任委員長 安川 俊彦君 降壇)

◎議長(進藤啓一君)

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長(進藤啓一君)

ないようですので、質疑を終結いたします。

討論を省略し、これより諮問第3号を採決いたします。

本案に対する総務常任委員会委員長の報告は適任であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

◎議長(進藤啓一君)

起立全員であります。よって、諮問第3号は適任とすることに決しました。

◎議長(進藤啓一君)

意見書案第7号、自治体における防災・減災のための事業に対する国の財政支援を求める意見書案を議題といたします。

意見書案第7号に対する総務常任委員会委員長からの報告は可決であります。意見書案第7号は、可決とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(進藤啓一君)

ご異議なしと認めます。よって意見書案第7号は可決とすることに決しました。

◎議長(進藤啓一君)

意見書案第8号、脱法ドラッグ、とりわけ脱法ハーブに対する早急な規制強化を求める意見書案を議題といたします。意見書案第8号に対する厚生常任委員会委員長からの報告は可決であります。意見書案第8号は可決とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(進藤啓一君)

ご異議なしと認めます。よって意見書案第8号は可決とすることに決しました。

◎議長(進藤啓一君)

請願第2号、少人数学級推進義務教育費国庫負担制度拡充を国の関係機関に求める意見書提出に関する請願を議題といたします。

請願第2号に対する総務常任委員会委員長からの報告は採択であります。請願第2号は採択とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(進藤啓一君)

ご異議なしと認めます。よって請願第2号は採択とすることに決しました。

◎議長(進藤啓一君)

請願第3号、拉致問題意見書決議案に関する請願書を議題といたします。請願第3号に対する総務常任委員会委員長からの報告は採択であります。請願第3号は採択とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(進藤啓一君)

ご異議なしと認めます。よって請願第3号は採択とすることに決しました。

◎議長(進藤啓一君)

お諮りいたします。請願に係る草案につきましては、事務局と協議作成の上、関係機関に提出したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(進藤啓一君)

ご異議なしと認めます。よって、請願に係る草案につきましては、事務局と協議作成の上、関係機関に提出することに決しました。

◎議長(進藤啓一君)

委員会の閉会中の所管事務調査を議題といたします。

会議規則第75条の規定により各委員長から所管事務の調査事項について、閉会中の継続審査の申し出がっております。

お諮りいたします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(進藤啓一君)

ご異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決しました。

◎議長(進藤啓一君)

町長から発言の申し出がっておりますので、これを認めます。因町長。

(町長 因 清範君 挙手)

◎町長(因 清範君)

平成24年第3回粕屋町議会定例会の閉会にあたりまして、自席からではございますが、一言ごあいさつ申し上げます。

暑かった夏も台風16号を境にめっきり秋らしくなりました。

さて、9月7日に開会されました今定例会におきまして、提案を申しあげました20件の議案等につきましてご審議賜り、いずれも原案どおり議決いただきましたことを心より厚くお礼を申し上げます。

早いもので、今年度も既に半期を過ぎようとしておりますが、今後は、諸事業の仕上げの時期と考えております。残りの後半も気を抜くことなく、厳しい財政状況の中、更なる行財政改革を進めるとともに、今議会でご指摘いただきました点につきましては、真摯に受け止め、町民の信頼と付託に応え、町民との協働に取り組みながら行政の執行に当たっていく所存でございますので、今後ともご理解、ご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

残暑もまだまだ厳しく、夏の疲れが出やすい時期でもございます。議員各位におかれましては、十分にお身体にご自愛いただき、公私共に活躍されますことをご祈念申し上げまして、9月定例会の閉会に当たりましての、私のあいさつとさせていただきます。

本日は、誠にありがとうございました。

(町長 因 清範君 着席)

◎議長(進藤啓一君)

これをもって本定例会に付議されました案件の審議は全部終了しました。

よって、平成24年第3回粕屋町議会定例会を閉会いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(進藤啓一君)

ご異議なしと認めます。

よって、平成24年第3回粕屋町議会定例会を閉会いたします。

(閉会 午前11時06分)

会議録調製者 長 克 義

上記会議の経過については、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

議 長 進 藤 啓 一

署名議員 浦 元 甫

署名議員 八 尋 源 治